

日本私立学校振興・共済事業団（助成業務）の
令和5年度における業務の実績に関する評価

令和6年

文 部 科 学 大 臣

1-1-1	<u>評価の概要</u>	・・・ p 1
1-1-2	<u>総合評定</u>	・・・ p 2
1-1-3	<u>項目別評定総括表</u>	・・・ p 4
1-1-4-1	<u>項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）</u>	・・・ p 6
	<u>項目別評価調書 No. 1-1 補助事業</u>	・・・ p 6
	<u>項目別評価調書 No. 1-2 貸付事業</u>	・・・ p 12
	<u>項目別評価調書 No. 1-3 経営支援・情報提供事業</u>	・・・ p 19
	<u>項目別評価調書 No. 1-4 寄付金事業</u>	・・・ p 29
	<u>項目別評価調書 No. 1-5 学術研究振興基金・資金事業</u>	・・・ p 34
	<u>項目別評価調書 No. 1-6 減免資金交付事業</u>	・・・ p 37
1-1-4-2	<u>項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）</u>	・・・ p 40
	<u>項目別評価調書 No. 2-1 効率的な業務運営体制の確立</u>	・・・ p 40
	<u>項目別評価調書 No. 2-2 経費等の見直し・効率化</u>	・・・ p 44
	<u>項目別評価調書 No. 3-1 収益の確保、予算の効率的な執行、適切な財務内容の実現</u>	・・・ p 49
	<u>項目別評価調書 No. 3-2 財務内容の管理の適正化</u>	・・・ p 52
	<u>項目別評価調書 No. 3-3 人件費の適正化</u>	・・・ p 54
	<u>項目別評価調書 No. 3-4 予算、収支計画及び資金計画</u>	・・・ p 55
	<u>項目別評価調書 No. 3-5 短期借入金の限度額</u>	・・・ p 61
	<u>項目別評価調書 No. 4-1 内部統制に関する事項</u>	・・・ p 62
	<u>項目別評価調書 No. 4-2 情報セキュリティに関する事項</u>	・・・ p 65
	<u>項目別評価調書 No. 4-3 事業に関する情報開示</u>	・・・ p 67
	<u>項目別評価調書 No. 4-4 施設・設備に関する事項</u>	・・・ p 71
	<u>項目別評価調書 No. 4-5 人事に関する事項</u>	・・・ p 72
	<u>項目別評価調書 No. 4-6 研修等助成に関する事項</u>	・・・ p 74
	<u>項目別評価調書 No. 4-7 中期目標期間を超える債務負担</u>	・・・ p 76
別添	<u>中長期目標、中長期計画、年度計画</u>	・・・ p 77

1-1-1 中期目標管理法 年度評価 評価の概要

1. 評価対象に関する事項		
法人名	日本私立学校振興・共済事業団	
評価対象事業年度	年度評価	令和5年度
	中期目標期間	令和5～9年度（第5期）

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	文部科学大臣		
法人所管部局	高等教育局	担当課	私学助成課、板倉寛
評価点検部局	大臣官房	担当課	政策課、福井俊英

3. 評価の実施に関する事項
令和6年7月1日～7月31日の期間において、日本私立学校振興・共済事業団（助成業務）の評価等に関する有識者会合委員に対し、メールにて主務大臣の評価案を諮り、意見を聴取した。

4. その他評価に関する重要事項
特になし

1. 全体の評価						
評価 (S、A、B、C、D)	B	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況 (自己評価)				
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
		B	—	—	—	—
評価に至った理由	法人全体に対する評価に示すとおり、全体として中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。					

2. 法人全体における評価	
法人全体の評価	<p>以下に示すとおり、一部、中期計画に定められた以上の業務の進捗が認められており、全体として、中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められる。</p> <p>○中期計画等に定められた以上の進捗の認められた業務については</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「若手・女性研究者奨励金事業」の交付財源となる寄付金確保のための取組については、企業等への訪問を28件行うなど、企業等の理解と支援を獲得するための取組を積極的に実施することで、<u>本事業への寄付金受入額の年度計画値2,100万円に対し、約2,900万円を確保している。</u>(p32参照) ・経費等の見直し・効率化における自己収入の確保においては、年度計画で800万円以上の確保とされているところ、<u>令和5年度の実績は120万円となっている。</u>(p46参照) <p>などの実績が認められる。</p> <p>○中期計画等に定められたとおり、概ね着実に実施された業務については</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助事業については、参集式の説明会に代えて音声解説付き研修用教材を電子窓口に掲載し、教材内において申請ミスを防止するため発生原因と再発防止案を事例ごとに詳しく解説するとともに、アンケート調査により理解度を把握するなど、<u>再発防止に向けた取組を継続して実施している。</u>(p9参照) ・貸付事業については、借入ニーズに的確にこたえるための<u>アンケート調査や学校法人への訪問等を実施するとともに、学校法人のニーズに応じた融資制度の見直しを行うなどしている。</u>(p13参照) ・経営支援・情報提供事業において、私立学校の教育改革及び経営改善に向けた支援のため、各事業の有する情報・知見を事業団全体で生かせるよう、各種情報の収集・分析及び共有ができる仕組みの整備について検討を開始するとともに、<u>経営相談や研修会等への講師派遣、経営改善方策の提案等を実施している。</u>(p21参照) <p>などの実績が認められる。</p>
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	特になし

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、事案の発生要因の分析と申請書類や手続き等の見直しも含めた再発防止への取組を充実するとともに、補助金の申請ミス防止に向けた周知内容の充実を図るなどの取組が望まれる。(p9) ・貸付実績が計画額を大幅に下回っているため、融資制度の改善などを通じて、可能な限り貸付規模を回復するための取組を引き続き行うことが望まれる。(p13) ・新たに元金の滞納が発生した学校法人のうち、未回収の法人については引き続き回収に向けた取組に努めるとともに、私学経営情報センターと連携の上、新規滞納法人の発生を抑制するための取組を強化することが望まれる。(p17) ・計画値である2.0%以下を達成しているものの、リスク管理債権割合については年々上昇傾向であるとともに、リスク管理債権のうち、弁済期限を6箇月以上経過して延滞となっている危険債権額が増加しているため、その動向を注視し、抑止する方策を検討することが必要と考えられる。(p18)

	<ul style="list-style-type: none"> ・結果として一者応札となった場合、要因の分析を行うなど改善に向けた取組を引き続き行うことが望まれる。(p47) ・引き続き、第5期中期計画期間以降の収支状況におけるシミュレーション等を踏まえ、中長期的な展望のもとで健全な財政運営の維持に向けた取組を行うことが望まれる。(p53)
その他改善事項	—
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	—

4. その他事項	
監事等からの意見	特になし
その他特記事項	特になし

※ 評定区分は以下のとおりとする。(「文部科学省所管の独立行政法人の評価に関する基準(以降「評価基準」とする)」p13)

S：中期目標管理法人の活動により、全体として中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。

A：中期目標管理法人の活動により、全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

B：全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

C：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。

D：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

1-1-3 中期目標管理法 年度評価 項目別評定総括表

中期目標	年度評価					項目別 調書No.	備考
	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度		
1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
1 補助事業	B○ 重	—	—	—	—	1-1	
(1) 補助金の適正な配分	(B)	—	—	—	—		
(2) 補助金の適切な配分を行うための取組	(B)	—	—	—	—		
(3) 補助金申請段階のミスの防止を図る取組等	(B)	—	—	—	—		
2 貸付事業	B○ 重	—	—	—	—	1-2	
(1) 学法人等の資金需要等を踏まえた適切な貸付	(B)	—	—	—	—		
(2) 貸付事業の安定的な運営を図るための取組	(B)	—	—	—	—		
3 経営支援・情報提供事業	B○ 重	—	—	—	—	1-3	
(1) 教育改革及び経営改善に向けた支援の取組	(B)	—	—	—	—		
(2) 各種情報を提供するための取組	(B)	—	—	—	—		
4 寄付金事業	B重	—	—	—	—	1-4	
(1) 多面的な財政基盤確立に向けた支援の取組	(B)	—	—	—	—		
(2) 奨励金の交付財源となる寄付金確保のための取組	(A)	—	—	—	—		
5 学術研究振興基金・資金事業	B	—	—	—	—	1-5	
6 減免資金交付事業	B	—	—	—	—	1-6	
2. 業務運営の効率化に関する事項							
1 効率的な業務運営体制の確立	B	—	—	—	—	2-1	
(1) 組織と人員配置の見直し	(B)	—	—	—	—		
(2) 情報システムの適切な整備及び管理等	(B)	—	—	—	—		
2 経費等の見直し・効率化	B	—	—	—	—	2-2	
(1) 経費等の見直し・効率化を図るための取組	(A)	—	—	—	—		
(2) 契約の適正化	(B)	—	—	—	—		

中期目標	年度評価					項目別 調書No.	備考
	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度		
3. 財務内容の改善に関する事項							
1 収益の確保、予算の効率的な執行、適切な財務内容の実現	B	—	—	—	—	3-1	
(1) 収支計画に沿った適切な運営	(B)	—	—	—	—		
(2) 自己収入の増・確保及び経費の効率化	(B)	—	—	—	—		
2 財務内容の管理の適正化	B	—	—	—	—	3-2	
(1) 経費配分、業務運営の効率化	(B)	—	—	—	—		
(2) 財務状態の健全性の確保等	(B)	—	—	—	—		
3 人件費の適正化	B	—	—	—	—	3-3	
4 予算、収支計画及び資金計画	B	—	—	—	—	3-4	
5 短期借入金の限度額	—	—	—	—	—	3-5	
4. その他業務運営に関する重要事項							
1 内部統制に関する事項	B	—	—	—	—	4-1	
(1) 法人のミッションの周知徹底	(B)	—	—	—	—		
(2) 内部監査の充実・強化	(B)	—	—	—	—		
(3) リスク管理	(B)	—	—	—	—		
2 情報セキュリティに関する事項	B	—	—	—	—	4-2	
(1) 情報セキュリティ研修	(B)	—	—	—	—		
(2) 情報セキュリティ監査	(B)	—	—	—	—		
3 事業に関する情報開示	B	—	—	—	—	4-3	
(1) ホームページ等を活用した情報開示	(B)	—	—	—	—		
(2) 公表すべき資料のホームページへの掲載	(B)	—	—	—	—		
4 施設・設備に関する事項	—	—	—	—	—	4-4	
5 人事に関する事項	B	—	—	—	—	4-5	
6 研修等助成に関する事項	B	—	—	—	—	4-6	
7 中期目標期間を超える債務負担	—	—	—	—	—	4-7	

- ※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。
- ※2 難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。
- ※3 重点化の対象とした項目については、各標語の横に「重」を付す。
- ※4 「項目別調査 No.」欄には、本評価書の項目別評定調査の項目別調査 No. を記載。
- ※5 評定区分は以下のとおりとする。

S：中期目標管理法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が 120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合、又は定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が 100%以上で、かつ中期目標において困難度が「高」とされており、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。

A：中期目標管理法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が 120%以上、又は定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が 100%以上で、かつ中期目標において困難度が「高」とされている場合）。

B：中期計画における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の 100%以上）。

C：中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の 80%以上 100%未満）。

D：中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の 80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合）。

なお、「Ⅱ. 業務運営の効率化に関する事項」、「Ⅲ. 財務内容の改善に関する事項」及び「Ⅳ. その他の事項」のうち、内部統制に関する評価等、定性的な指標に基づき評価せざるを得ない場合や、一定の条件を満たすことを目標としている場合など、業務実績を定量的に測定し難い場合には、以下の要領で上記の評定に当てはめることも可能とする。

S：－

A：難易度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。

B：目標の水準を満たしている（「A」に該当する事項を除く。）。

C：目標の水準を満たしていない（「D」に該当する事項を除く。）。

D：目標の水準を満たしておらず、主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合を含む、抜本的な業務の見直しが必要。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-1	国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 補助事業		
業務に関連する政策・施策	政策目標6 私学の振興 施策目標6-1 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	日本私立学校振興・共済事業団法 第23条 第1項 第1号
当該項目の重要度、困難度	重要度：「高」（私学助成の配分見直し等については、「経済財政運営と改革の基本方針 2022」にも掲げられており、政策上の重要課題であるため）	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID 001598

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等		達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度		令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
アンケート 理解度	計画値	90.0% 以上	—	90.0% 以上	—	—	—	—	予算額(千円)	298,346,727	—	—	—	—
	実績値	—	99.7%	99.4%	—	—	—	—	決算額(千円)	299,745,175	—	—	—	—
	達成度	—	—	110.4%	—	—	—	—	経常費用(千円)	299,699,156	—	—	—	—
									経常利益(千円)	-350,839	—	—	—	—
									行政コスト(千円)	299,699,359	—	—	—	—
									従事人員数	23	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評価	B
<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金説明会(オンライン含む)等において行うアンケートにおける理解度 <p><その他の指標></p> <p>—</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各私立大学等に対する適正な補助金の配分、文部科学省の政策に沿った配分方法の見直しや、補助金の配分の基礎となる各私立大学等の教育研究の質の向上に資する取組、定員充足状況、教育情報・財務情報の公表状況の厳格化等一層メリハリある配分・重点支援の実施が行われたか。 ・補助金説明会(オンライン含む)等において行うアンケートの理解度：理解度90%以上 ・アンケート結果を踏まえて説明内容の充実を図ったか。 <p><重要度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・私学助成の配分見直し等については、「経済財政運営と改革の基本方針2022」にも掲げられており、政策上の重要課題であるため、重要度を「高」とする。 <p><令和4年度評価：項目別評定で指摘した課題、改善事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、事案の発生要因の 	<p>1 補助事業</p> <p>(1) 交付要綱の改正、配分方法の見直し等による取扱要領及び配分基準の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年11月7日改正(取扱要領・配分基準) ・令和6年3月11日改正(配分基準) <p>(2) 補助金の適切な配分を行うための取組</p> <p>①令和5年度の配分方法見直し</p> <p>教育未来創造会議第一次提言を踏まえた対応や教育のDXによる質的転換などを支援するため、以下のとおり配分方法を見直した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育研究経常費における教員経費及び学生経費の理工農系等単価を設定した(一般補助)。 ・定員未充足の場合の収容定員に対する在籍学生の割合による増減率を厳格化した(一般補助)。 ・私立大学等における教育のDXによる質的転換支援 進展するデジタル技術の活用により、学修者本位の学修の実現や効果的で質の高い学修に取り組む私立大学等を支援した(特別補助)。 ・私立大学等改革総合支援事業 	<p>1 補助事業</p> <p>(評価) B</p> <p>(1) 補助金の適正な配分</p> <p>(評価) B</p> <p><評価の根拠></p> <p>交付要綱の改正、配分方法の見直し等により、取扱要領及び配分基準を改正し、適正な配分を行った。</p> <p>(2) 補助金の適切な配分を行うための取組</p> <p>(評価) B</p> <p><評価の根拠></p> <p>一般補助において、教育未来創造会議第一次提言への対応など実施した。また、特別補助において、教育のDXによる質的転換支援を実施するとともに、交付要件・対象の見直し等を行った。</p>	<p>評価</p> <p>B</p> <p><評価に至った理由></p> <p>中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p> <p>(1) 補助金の適正な配分</p> <p><補助評価> B</p> <p><評価に至った理由></p> <p>交付要綱の改正、配分方法の見直し等により、取扱要領及び配分基準を改正し、適正な配分を行っている。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>—</p> <p><その他事項></p> <p>—</p> <p>(2) 補助金の適切な配分を行うための取組</p> <p><補助評価> B</p> <p><評価に至った理由></p> <p>一般補助において、教育未来創造会議第一次提言への対応などを実施している。また、特別補助において、教育のDXによる質的転換支援を実施するとともに、交付要件・対象の見直し等を行っている。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>—</p>	

分析と再発防止に向けた取組を充実するとともに、補助金の申請ミス防止に向けた周知内容の充実を図るなどの取組が望まれる。

タイプ3の「地域連携型」と「プラットフォーム型」について両方への申請を可能にした（一般補助・特別補助）。

②定員管理の変更

「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について（審議まとめ）（令和4年3月18日中央教育審議会大学分科会質保証システム部会）」で示された方向性に対応するため、以下のとおり定員管理の変更を行った。

- ・入学定員超過率による不交付措置を廃止し、収容定員のみ定員管理に変更した。これに伴い、不交付措置の対象となる収容定員超過率を以下のとおり段階的に厳格化した（一般補助）。

【改正前】

定員規模 (収容定員)	8,000人以上	4,000人以上 8,000人未満	4,000人未満
令和4年度	1.40倍以上	1.50倍以上	

【改正後】

定員規模 (収容定員)	8,000人以上	4,000人以上 8,000人未満	4,000人未満
令和5年度	1.30倍以上	1.40倍以上	1.50倍以上
令和6年度	1.20倍以上	1.30倍以上	1.40倍以上
令和7年度	1.10倍以上	1.20倍以上	1.30倍以上

- ・入学定員超過率による不交付措置の廃止に伴い、入学定員充足率による増減率を廃止した（一般補助）。
- ・定員超過の場合の収容定員に対する在籍学生の割合による増減率を厳格化した（一般補助）。
- ・収容定員未充足（収容定員充足率50%以下）による不交付措置の例外措置のうち、学校全体の収容定員充足率が50%以上である場合の取扱いを廃止した（一般補助）。

③災害からの復興支援

「令和5年梅雨前線、台風2号」により被災し、私立学校施設の災害復旧補助の対象となる私立大学等を設置する学校法人に対し、増額措置の支援を行った。

また、「令和5年梅雨前線、台風2号」「令和6年能登半島地震」により被災した学生を対象とした授業料減免等を行う私立大学等を設置する学校法人に対し、その事業費の一部について増額措置の支援を行った（特別補助）。

〈評定の根拠〉

定員の充足状況による不交付措置について、「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について（審議まとめ）」で示された方向性に基づき、入学定員超過率による不交付措置を廃止し、収容定員のみ定員管理に変更した。

〈その他事項〉

—

〈評定に至った理由〉

定員の充足状況による不交付措置について、「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について（審議まとめ）」で示された方向性に基づき、入学定員超過率による不交付措置を廃止し、収容定員のみ定員管理に変更している。

〈指摘事項、業務運営上の課題及び改善方針〉

—

〈その他事項〉

—

	<p>(3) 補助金の申請段階のミスの防止を図るとともに、適正な使用を徹底するための取組</p> <p>①研修教材の作成・配付 補助金制度へのさらなる理解の促進のため、「基礎編」と「実践編」の学内研修用教材（音声解説付き）を作成し、令和5年7月25日に電子窓口により配付した。 学内研修用教材は、対面形式の説明会と比べ、いつでも時間を気にせず、誰でも何人でも、何度でも視聴できる利点があるほか、学内での研修等での活用も期待できるものである。 教材の作成にあたっては、アンケートにおける学校法人からの要望も踏まえ、新たな事例や参考資料を追加するなど、内容の充実を図った。 なお、電子窓口に掲載したことは、各法人の補助金事務担当者宛てにその旨メールで通知した。</p> <p>(基礎編)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎編では、「補助金制度の概要について」、「各種調査票（申請書類）と補助金申請事務の流れについて」及び「各種調査票（申請書類）と補助金計算の関係について」の3種類の資料を作成した。 <p>(実践編)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実践編では、「配分方法の変更点」、「会計検査院実地検査状況」、「私立大学等改革総合支援事業・教育の質に係る客観的指標」及び「実際にあった申請の誤り」の4種類の資料を作成した。 ・「私立大学等改革総合支援事業・教育の質に係る客観的指標」についての資料は、令和5年度の変更点と申請上の留意点について設問ごとに詳しく説明し、変更点の理解を深め、申請ミスを防止するものとした。 ・「実際にあった申請の誤り」の資料については、会計検査院による検査で指摘があった事項や、事業団の実地調査で実際にあった申請ミスの事例を詳しく解説することにより、同種の事態を引き起こさないよう、再発防止を促すものとした。 <p>②研修教材の理解度 学内研修用教材の資料掲載時にアンケートを実施し、理解度は99.4%となった。</p>	<p>(3) 補助金申請段階のミスの防止を図る取組等 (評定) B</p> <p>〈評定の根拠〉 「学内研修用教材（音声解説付き）」について、「基礎編」及び「実践編」の内容の充実を図り、学校法人へ配付した。 また、会計検査院の実地検査状況の説明において、不当事項として指摘された事項について、申請ミスの発生原因と再発防止案を事例ごとに詳しく解説することにより注意を喚起し、再発防止を促した。</p> <p>〈評定の根拠〉 理解度は99.4%となり、指標である「補助金説明会（オンライン含む）等において行うアンケートの理解度90%以上」を達成できた。</p>	<p>(3) 補助金申請段階のミスの防止を図る取組等 <補助評定> B</p> <p><評定に至った理由> 「学内研修用教材（音声解説付き）」について、「基礎編」及び「実践編」の内容の充実を図り、電子窓口に掲載することで学校法人へ配付している。 また、会計検査院の実地検査状況の説明において、不当事項として指摘された事項について、申請ミスの発生原因と再発防止案を事例ごとに詳しく解説することにより注意を喚起し、再発防止を促している。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、事案の発生要因の分析と申請書類や手続き等の見直しも含めた再発防止への取組を充実するとともに、補助金の申請ミス防止に向けた周知内容の充実を図るなどの取組が望まれる。</p> <p><その他事項> —</p> <p><評定に至った理由> 参集式の説明会に代えて音声解説付き研修用教材を電子窓口に掲載し、理解度の促進に努めている。また、教材資料掲載時にアンケート調査を実施することにより理解度の把握についても努めており、目標値である90%を達成している。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> —</p> <p><その他事項> —</p>
--	---	--	---

	<p>③補助金交付法人への実地調査</p> <p>補助金の適正な申請を確認するため、事業団による実地調査及び会計検査院検査が過去5年間未実施である大学等や私立大学等改革総合支援事業の選定校など46法人61校に対して、実地調査を行った。</p> <p>調査の結果、申請上の軽微なミスは散見されるものの、法人の管理運営を問うような「不適正な事項」と判断される事例はなかった。</p> <p>また、調査時には申請内容と証書類等との照合と併せて、補助金申請に係る根拠となる資料の整理・保管方法等について助言を行い、補助金の適正な申請について注意を促した。</p> <p>○調査法人数</p> <table border="0"> <tr> <td>・関東地区</td> <td>栃木県</td> <td>3 法人</td> <td>5 校</td> </tr> <tr> <td></td> <td>群馬県</td> <td>3 法人</td> <td>5 校</td> </tr> <tr> <td></td> <td>埼玉県</td> <td>2 法人</td> <td>2 校</td> </tr> <tr> <td></td> <td>東京都</td> <td>21 法人</td> <td>26 校</td> </tr> <tr> <td>・甲信越地区</td> <td>新潟県</td> <td>3 法人</td> <td>5 校</td> </tr> <tr> <td>・近畿地区</td> <td>三重県</td> <td>3 法人</td> <td>4 校</td> </tr> <tr> <td></td> <td>滋賀県</td> <td>3 法人</td> <td>4 校</td> </tr> <tr> <td></td> <td>大阪府</td> <td>4 法人</td> <td>5 校</td> </tr> <tr> <td>・九州地区</td> <td>福岡県</td> <td>2 法人</td> <td>3 校</td> </tr> <tr> <td></td> <td>佐賀県</td> <td>2 法人</td> <td>2 校</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td>46 法人</td> <td>61 校</td> </tr> </table> <p>さらに、私立大学等改革総合支援事業については、チェック機能を強化するため、当該年度における選定前の抽出調査（電話・郵送等による要件の確認）を実施した。</p> <p>④配分方法の変更点、申請上の注意点等の注意喚起及び周知</p> <p>○各調査票を電子窓口に掲載する際、質問が多く寄せられた事項について、Q&Aを添付し周知した。</p> <p>・電子窓口掲載状況</p> <table border="0"> <tr> <td>令和5年4月28日</td> <td>一般補助調査票(学生数等)</td> </tr> <tr> <td>令和5年5月26日</td> <td>一般補助調査票(収入支出等)</td> </tr> <tr> <td>令和5年6月29日</td> <td>特別補助調査票(取組系)</td> </tr> <tr> <td>令和5年7月7日</td> <td>一般補助調査票(役員報酬等)</td> </tr> <tr> <td>令和5年7月11日</td> <td>一般補助調査票 (教育の質に係る客観的指標)</td> </tr> <tr> <td>令和5年7月24日</td> <td>改革総合支援事業調査票</td> </tr> <tr> <td>令和5年7月31日</td> <td>特別補助調査票(人数系)</td> </tr> <tr> <td>令和5年8月4日</td> <td>一般補助調査票(追試験等)</td> </tr> <tr> <td>令和5年8月18日</td> <td>一般補助調査票(経営状況調査)</td> </tr> <tr> <td>令和5年8月28日</td> <td>一般補助調査票(情報の公表)</td> </tr> <tr> <td>令和5年9月20日</td> <td>特別補助調査票(経費系)</td> </tr> <tr> <td>令和5年10月10日</td> <td>一般補助調査票(教員経費等)</td> </tr> <tr> <td>令和5年10月16日</td> <td>特別補助調査票(経費系)</td> </tr> </table>	・関東地区	栃木県	3 法人	5 校		群馬県	3 法人	5 校		埼玉県	2 法人	2 校		東京都	21 法人	26 校	・甲信越地区	新潟県	3 法人	5 校	・近畿地区	三重県	3 法人	4 校		滋賀県	3 法人	4 校		大阪府	4 法人	5 校	・九州地区	福岡県	2 法人	3 校		佐賀県	2 法人	2 校		計	46 法人	61 校	令和5年4月28日	一般補助調査票(学生数等)	令和5年5月26日	一般補助調査票(収入支出等)	令和5年6月29日	特別補助調査票(取組系)	令和5年7月7日	一般補助調査票(役員報酬等)	令和5年7月11日	一般補助調査票 (教育の質に係る客観的指標)	令和5年7月24日	改革総合支援事業調査票	令和5年7月31日	特別補助調査票(人数系)	令和5年8月4日	一般補助調査票(追試験等)	令和5年8月18日	一般補助調査票(経営状況調査)	令和5年8月28日	一般補助調査票(情報の公表)	令和5年9月20日	特別補助調査票(経費系)	令和5年10月10日	一般補助調査票(教員経費等)	令和5年10月16日	特別補助調査票(経費系)	<p>〈評定の根拠〉</p> <p>補助金の適正な執行を確認するため実地調査を行い、調査において申請事務等の指導・助言を行った。また、改革総合支援事業については、チェック機能を強化するため、交付後の実地調査に加え、当該年度における選定前の抽出調査を実施した。</p> <p>〈評定の根拠〉</p> <p>配分方法の変更点や申請上の注意すべき点等について、注意喚起をするため、電子窓口への掲載、私学団体等の研修会、広報誌「月報私学」等を通じて周知した。</p> <p>また、個別の相談に対応するため、「助成部相談会（対面形式）」を実施した。</p>	<p>〈評定に至った理由〉</p> <p>補助金の適正な執行を確認するため、事業団による実地調査及び会計検査院検査が過去5年間未実施である大学等に調査を実施するなど、申請事務等の指導・助言を行っている。</p> <p>また、改革総合支援事業についてもチェック機能を強化するため、選定前の抽出調査を実施している。</p> <p>〈指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策〉</p> <p>—</p> <p>〈その他事項〉</p> <p>—</p> <p>〈評定に至った理由〉</p> <p>配分方法の変更点や申請上の注意点等について、電子窓口への掲載、各種研修会、広報誌「月報私学」等を通じて周知することによって注意喚起を行っている。</p> <p>また、学校法人より要望の多かった対面形式での相談に対応するため、助成部相談会を実施している。</p> <p>〈指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策〉</p> <p>—</p> <p>〈その他事項〉</p> <p>—</p>
・関東地区	栃木県	3 法人	5 校																																																																						
	群馬県	3 法人	5 校																																																																						
	埼玉県	2 法人	2 校																																																																						
	東京都	21 法人	26 校																																																																						
・甲信越地区	新潟県	3 法人	5 校																																																																						
・近畿地区	三重県	3 法人	4 校																																																																						
	滋賀県	3 法人	4 校																																																																						
	大阪府	4 法人	5 校																																																																						
・九州地区	福岡県	2 法人	3 校																																																																						
	佐賀県	2 法人	2 校																																																																						
	計	46 法人	61 校																																																																						
令和5年4月28日	一般補助調査票(学生数等)																																																																								
令和5年5月26日	一般補助調査票(収入支出等)																																																																								
令和5年6月29日	特別補助調査票(取組系)																																																																								
令和5年7月7日	一般補助調査票(役員報酬等)																																																																								
令和5年7月11日	一般補助調査票 (教育の質に係る客観的指標)																																																																								
令和5年7月24日	改革総合支援事業調査票																																																																								
令和5年7月31日	特別補助調査票(人数系)																																																																								
令和5年8月4日	一般補助調査票(追試験等)																																																																								
令和5年8月18日	一般補助調査票(経営状況調査)																																																																								
令和5年8月28日	一般補助調査票(情報の公表)																																																																								
令和5年9月20日	特別補助調査票(経費系)																																																																								
令和5年10月10日	一般補助調査票(教員経費等)																																																																								
令和5年10月16日	特別補助調査票(経費系)																																																																								

	<p>令和5年10月17日 一般補助調査票(理工農系学部等単価) 令和5年10月24日 特別補助調査票(取組系・経費系) 令和5年11月8日 一般補助調査票(研究旅費等) 令和6年1月22日 特別補助調査票(豪雨及び暴風雨復興支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校法人の事務担当者が申請内容を見直すための参考資料「事務担当者資料」を電子窓口に掲載した(令和5年4月14日)。 ・令和5年度の私立大学等経常費補助金取扱要領及び私立大学等経常費補助金配分基準をホームページに公開した(令和6年3月12日)。 取扱要領・配分基準(令和5年度) (https://www.shigaku.go.jp/files/s_hojo_r05y.pdf) 配分基準別記8(特別補助)(令和5年度) (https://www.shigaku.go.jp/files/s_tokuho_r05y.pdf) ・会計検査院より不当と指摘される事案が発生していることから、具体的な不当事項を例示した文書を学校法人理事長宛に通知するとともに電子窓口に掲載し、注意を喚起した(令和6年3月18日)。 <p>○私学関係団体の研修会等への職員派遣等による補助金制度の周知徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関東私立短期大学協会「令和5年度関東私立短期大学協会事務局長等研修会」(令和5年9月4日) ・日本私立医科大学協会「令和5年度経理事務研究会合同会議」(令和5年10月16日) ・日本私立大学協会北海道支部「日本私立大学協会北海道支部第32回経理研究協議会」(令和5年11月10日オンライン) ・日本私立医科大学協会「私立医科大学経営に関する懇談会」(令和6年2月8日) <p>○広報誌「月報私学」による配分方法等の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度最終交付状況と配分方法の主な変更点(令和5年4月号) ・令和5年度配分方法の主な変更点等について(令和5年10月号) ・令和5年度第一次交付(令和5年12月号) ・会計検査院の現地検査結果(令和5年12月号) <p>○学内研修用教材配付時のアンケートで要望の多かった対面形式での相談に対応するため、助成部相談会を実施した。</p> <p>開催状況(参加法人数)</p> <p>令和5年8月25日 福岡会場(9法人) 令和5年9月1日 大阪会場(17法人)</p>		
--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-2	貸付事業		
業務に関連する政策・施策	政策目標6 私学の振興 施策目標6-1 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	日本私立学校振興・共済事業団法 第23条 第1項 第2号
当該項目の重要度、困難度	重要度：「高」（少子化により学校経営が厳しくなることが予測されるため、学校法人との情報交換による借入ニーズの発掘や経営状態の変化を正確に把握し、各法人個別の状況に応じた融資案内を行うことなど、融資の一層の促進に向けた取組が重要であるため）	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業ID 001601

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等		達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
アンケート (融資制度)	計画値	90.0%以上	—	90.0%以上	—	—	—	—	予算額(千円)	100,159,237	—	—	—	—
	実績値	—	93.8%	97.4%	—	—	—	決算額(千円)		59,728,781	—	—	—	—
	達成度	—	—	108.2%	—	—	—			経常費用(千円)	3,218,763	—	—	—
アンケート (利便性)	計画値	90.0%以上	—	90.0%以上	—	—	—	経常利益(千円)	920,822		—	—	—	—
	実績値	—	93.8%	97.4%	—	—	—		行政コスト(千円)		3,218,920			
	達成度	—	—	108.2%	—	—	—			従事人員数	18			
元金滞納の 年度内回収割合	計画値	95.0%以上	—	95.0%以上	—	—	—							
	実績値	—	100%	86.7%	—	—	—							
	達成度	—	—	91.3%	—	—	—							
リスク管理 債権	計画値	2.0%以下	—	2.0%以下	—	—	—							
	実績値		1.57%	1.70%	—	—	—							
	達成度		—	117.6%	—	—	—							
リスク管理 債権のうち 危険債権額	計画値	1.9%以下	—	1.9%以下	—	—	—							
	実績値	—	—	1.65%	—	—	—							
	達成度	—	—	115.2%	—	—	—							

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価		
<p>＜主な定量的指標＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校法人等の満足度調査における、「満足した」の割合 ・総貸付残高に対するリスク管理債権の割合 ・総貸付残高に対する危険債権額の割合 ・9月償還分において新たに元金の滞納が発生した学校法人等のうち年度内に回収できた学校法人等の割合 <p>＜その他の指標＞</p> <p>—</p> <p>＜評価の視点＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校法人等の需要等を踏まえた財源を確保できたか。 ・学校法人等のニーズを把握し、融資制度の一層の改善に向けた取組が行われたか。 ・学校法人等の満足度調査における、「満足した」の割合：融資制度90%以上、利便性90%以上 ・総貸付残高に対するリスク管理債権の割合：2.0%以下 ・総貸付残高に対する危険債権額の割合：1.9%以下 ・9月償還分において新たに元金の滞納が発生した学校法人等のうち年度内に回収できた学校法人等の割合：95%以上 	<p>2 貸付事業</p> <p>(1) 学校法人等の資金需要及びニーズを踏まえた適正かつ有効な貸付を実施するための取組</p> <p>○資金交付実績（令和6年3月末現在）</p> <p>一般施設 107 億円、教育環境整備費 80 億円、特別施設費 6 億円、合計 193 億円。</p> <p>このうち、高度化推進事業（利子助成制度）として校舎等の耐震改築事業に 43 億円、耐震改修事業に 1 億円の融資を実行した。</p> <p>一般施設費及び特別施設費のうち返済期間 30 年の貸付額は 53 億円である。</p> <p>①借入ニーズの適切な把握、貸付財源の確保</p> <p>○借入希望アンケート調査の実施</p> <p>令和6年度以降の施設整備計画及び令和6年度の事業団資金の借入需要額を把握するため実施した。また、調査依頼と併せ、事業団融資の各種案内文書を送付した。</p> <p>対 象 法 人：大学・短期大学・高等専門学校・高等学校・中等教育学校・中学校・小学校・特別支援学校・幼稚園・専修学校法人（4,855 法人）</p> <p>実 施 期 間：送 付／令和6年2月14日 提出期限／令和6年3月13日</p> <p>回 答 法 人 数：1,962 法人</p> <p>上記のうち事業団から借入希望：61 法人</p> <p>○学校法人への融資制度の案内</p> <p>学校法人に対し、事業団融資制度の案内文書（教育環境充実資金、耐震化事業等利子助成及び成長分野への学部再編等支援事業）を送付した。併せて、学校法人における直近の施設整備計画や借入希望額などを把握するためのアンケートを実施した（前年度2月に実施した借入希望アンケート調査の回答から変更があった場合に回答を依頼）。</p> <p>対 象 法 人：大学・短期大学・高等専門学校・高等学校・中等教育学校・中学校・小学校・特別支援学校法人（1,087 法人）</p> <p>送 付 日：令和5年6月19日</p> <p>回 答 法 人 数：20 法人</p>	<p>2 貸付事業</p> <p>（評定）B</p> <p>(1) 学校法人等の資金需要等を踏まえた適正かつ有効な貸付</p> <p>（評定）B</p> <p>＜評定の根拠＞</p> <p>借入ニーズに的確に応えるための施策（借入希望アンケート調査、学校法人への訪問、融資相談会等）を実施し、適切に貸付対象となる事業や貸付条件の見直しを行うとともに、貸付財源の安定的確保に努めた。</p>	<p>評定</p> <p>B</p> <p>＜評定に至った理由＞</p> <p>中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p> <p>(1) 学校法人等の資金需要等を踏まえた適正かつ有効な貸付</p> <p>＜補助評定＞B</p> <p>＜評定に至った理由＞</p> <p>借入ニーズに的確に応えるための施策（借入希望アンケート調査、学校法人への訪問等）を実施し、貸付対象となる事業や貸付条件の見直しを適切に行うとともに、借り入れ需要額を把握した上で貸付財源を確保している。</p> <p>＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞</p> <p>貸付実績が計画額を大幅に下回っているため、融資制度の改善などを通じて、可能な限り貸付規模を回復するための取組を引き続き行うことが望まれる。</p> <p>＜その他事項＞</p> <p>—</p>	

・貸付規模：学校法人等の需要により変動するものの、事業団の業務運営に影響を及ぼすことから、毎年度確認し、著しく増減があった場合、評価に考慮する。

<重要度>

・少子化により学校経営が厳しくなることが予測されるため、学校法人との情報交換による借入ニーズの発掘や経営状態の変化を正確に把握し、各法人個別の状況に応じた融資案内を行うことなど、融資の一層の促進に向けた取組が重要であることから、重要度を「高」とする。

<第4期中期評価：項目別評定で指摘した課題、改善事項>

・新型コロナウイルス感染症の影響もあり、学校法人や都道府県庁への訪問、融資相談会などを行うことができず、貸付実績が計画額を大幅に下回っている。こうした状況は、新型コロナウイルス感染症の影響もあるが、今後、少子化により、大学経営も今以上に厳しくなることが予測されるため、学校法人の担当者等と情報交換をさらに緊密に行うとともに、借入ニーズの発掘や、経営状態の変化等を迅速かつ正確に把握し、各法人個別の状況に応じた融資案内を行う必要がある。その他、市中金融機関とは異なる観点での私立学校へのアプロ

○「大学・高専機能強化支援事業」選定校に対する融資案内
成長分野への学部再編等を支援するための「大学・高専機能強化支援事業」に選定された学校法人を対象として、事業団の融資における優遇措置の案内を送付した。

対象法人：大学法人（51法人）

送付日：令和5年8月29日

○令和6年能登半島地震災害復旧融資

令和6年能登半島地震により被災した私立学校の施設・教育研究活動の復旧のため、新たに創設した融資制度の案内を送付した。

対象法人：新潟県、富山県、石川県及び福井県の学校法人

（292法人）

送付日：令和6年3月8日

○学校法人への訪問

借入ニーズの把握等を目的として、施設・設備整備計画のある学校法人を訪問した。

訪問法人数：76件（74法人）（単位：件）

4月	5月	6月	7月	8月	9月
6	8	15	9	—	2
10月	11月	12月	1月	2月	3月
14	9	9	—	—	4

○融資相談会

令和5年度に借入れの希望がある学校法人等を対象とした融資相談会を、融資相談会場または当該学校法人において実施した。

開催日	地区	参加法人数
令和5年5月30日～6月1日	大阪	11（1）
令和5年6月7日～8日	福岡	3（0）
令和5年6月13日～15日	北海道	4（0）
計		18（1）

※（ ）内は、当該学校法人で実施した数である（内数）。

○道府県庁訪問

事業団融資制度の案内及び借入希望法人や貸付先法人の現況把握等のため20道府県（北海道、山形、埼玉、千葉、神奈川、長野、静岡、愛知、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、岡山、広島、香川、高知、福岡、長崎、鹿児島）を訪問した。

○貸付財源の確保

令和5年度資金交付額 193億円

長期借入金（財政融資資金） 80億円

<p>一ちもあわせて検討するなど、貸付規模を可能な限り回復するための取組を引き続き行うことが望まれる。また、中期目標期間で比較すると「融資制度」及び「融資の利便性」の満足度調査結果はともに減少傾向にあるため、下落要因についての分析や、今後の対応策を検討する必要がある。一方で、リスク管理債権については計画値である 2.1%以下を達成しているが、リスク管理債権のうち、弁済期限を 6 箇月以上経過して延滞となっている危険債権額が増加しているため、その動向を注視し、抑止する方策を検討する必要がある。</p> <p><令和 4 年度評価：項目別評定で指摘した課題、改善事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付実績が計画額を大幅に下回っているため、貸付規模を可能な限り確保するための取組を引き続き行うことが望まれる。 	<p>②ニーズに応じた融資制度の見直し</p> <p>○利子助成制度の継続（令和 6 年度概算要求事項） 私立学校施設の耐震化事業等を引き続き支援するため、現行の利子助成制度を継続するよう文部科学省に要望し、令和 6 年度の継続が認められた。</p> <p>○建物の解体事業への支援（令和 6 年度概算要求事項） 学校施設の適正規模化を推進するため、経営改革の一環として実施される校舎等の解体工事を対象とする融資メニューを教育環境整備費に創設するよう、文部科学省へ要望し認められた。</p> <p>○融資対象となる専修学校の課程・学科の見直し（令和 6 年度概算要求事項） 融資対象となる専修学校の課程・学科について、時代の変化等を踏まえ対象範囲を広げるよう文部科学省へ要望し認められた。</p> <p>○成長分野への学部再編等を行う学校法人に対する支援（令和 6 年度概算要求事項） 成長分野への学部再編等を推進するため、「大学・高専機能強化支援事業」に選定された学校法人の施設整備事業を一般施設費の教育研究環境高度化推進事業の対象とするよう文部科学省へ要望し認められた。</p> <p>○災害復旧融資の継続（令和 6 年度概算要求事項） 東日本大震災及び平成 28 年熊本地震により被災した私立学校の施設・教育研究活動の復旧を引き続き支援するため、現行の災害復旧融資を令和 6 年度も継続することを文部科学省へ要望し、令和 7 年 3 月 31 日まで制度の延長が認められた。</p> <p>○幼稚園・認定こども園に対する優遇措置の継続（令和 6 年度概算要求事項） 待機児童問題を解消し、安心して子供を預けられる環境整備を後押しするための支援方策として、幼稚園・認定こども園を対象とする融資について、融資率を「80%以内又は 75%以内」から「95%以内」へ、資産査定額を「純資産の 30%以内」から「純資産の 40%以内」へ、それぞれ優遇することを文部科学省に要望し、令和 7 年 3 月 31 日まで制度の延長が認められた。</p> <p>○令和 6 年能登半島地震への対応 令和 6 年 1 月に発生した能登半島地震で被災した私立学校の施設・教育研究活動の復旧に迅速に対応するため、5 年間無利子など通常より有利な貸付条件の災害復旧融資制度を新たに創設し、令和 6 年 3 月から開始した。 また、令和 6 年能登半島地震で被災した学校法人については、申し出により、令和 6 年 3 月期の元金償還及び利息支払いを最大 6 か月猶予できることとし、新潟県、石川県、富山県、福井県の残高のある 36 法人に対し案内文を令和 6 年 2 月 9 日に発送し、同日ホームページにも掲載した。</p> <p>○令和 5 年度融資利用に関するアンケート調査の実施 令和 5 年度貸付法人に対して、「融資制度」「融資の利便性」等について満足度調査を実施した。</p>	<p><評定の根拠> ニーズの高い利子助成制度の継続等に努めるとともに、新たなニーズに応えるための融資メニューを創設した。満足度調査において「満足した」の割合は融資制度 97.4%、利便性 97.4%となった。</p>	<p><評定に至った理由> 建物解体事業への支援メニューの創設や専修学校の融資対象となる学科の分野の拡大、成長分野への学部再編等を行う学校法人に対する支援の拡充など、融資制度の見直しを行っている。 また、令和 6 年能登半島地震において被災した学校法人の復興支援のために、早急に災害復旧融資制度を創設する等、迅速な判断による適切な対応を行っていることについては、評価できる。 なお、貸付法人に対する満足度調査において「満足した」の割合は融資制度 97.4%、利便性 97.4%となっている。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> —</p> <p><その他事項> —</p>
--	---	---	---

	<p>対象法人数：58 法人 実施期間：送 付／令和6年2月29日・3月18日 提出期限／令和6年3月15日・4月3日 「満足した」の割合：融資制度 97.4%、利便性 97.4%</p> <p>(2) 貸付事業の安定的な運営を図るための取組</p> <p>①与信審査における事業の適切性等の検証 信用格付(学校法人の特性等を踏まえ、事業団が作成した債務者区分をいう。)に基づき、学校法人等に係る信用リスクを把握するとともに、貸付対象事業に係る明細書類及び関係証憑等により、事業の適切性、資金計画の妥当性、償還の確実性、担保物件及び保証人の妥当性について検証を行った。その際、必要に応じて司法書士及び不動産鑑定士に照会した。 貸付審査件数：70件</p> <p>②貸付先法人の信用格付等によるモニタリング ○信用格付に基づくモニタリングの実施 新規滞納法人の発生を抑制するため、令和4年度末貸付残高のある法人1,017法人について、債務者区分に基づく信用格付作業を実施した。また、信用格付のデータ更新により推移を確認した。</p> <p>○事業実施状況調査 モニタリングの一環として、令和元年度～令和4年度貸付法人のうち、77法人に対して事業実施状況調査を実施するとともに、当該調査を通じて経営状況等を把握した。</p> <p>○道府県庁訪問【再掲】 事業団融資制度の案内及び借入希望法人や貸付先法人の現況把握等のため、20道府県(北海道、山形、埼玉、千葉、神奈川、長野、静岡、愛知、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、岡山、広島、香川、高知、福岡、長崎、鹿児島)を訪問した。</p>	<p>(2) 貸付事業の安定的な運営を図るための取組 〈評定〉B</p> <p>〈評定の根拠〉 信用格付によりリスクを把握し、与信審査の向上に努めた。</p> <p>〈評定の根拠〉 貸付先法人の信用格付の変化をモニタリングすることにより、経営状況の早期把握や、返済が遅れている法人に対し迅速な督促を行い、延滞債権の発生を抑制した。</p>	<p>(2) 貸付事業の安定的な運営を図るための取組 <補助評定> B</p> <p><評定に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p> <p><評定に至った理由> 信用格付によりリスクを把握するとともに、必要に応じて不動産鑑定士等に照会を行うなど、与信審査の向上に努めている。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> —</p> <p><その他事項> —</p> <p><評定に至った理由> 新規滞納法人の発生を抑制するために、貸付先法人の信用格付推移のモニタリングや、経営状況が悪化している法人に対し、調査ヒアリング等を行っている。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> —</p> <p><その他事項> —</p>
--	---	--	---

	<p>○経営状況が悪化している法人に対する現地調査</p> <p>信用格付の下落が顕著な法人及び低格付で推移している法人について、法人概況表や私学情報提供システムで出力した資料により、学生数等の推移や財務状況のモニタリングを行い、改善が必要とされる2法人のうち、1法人は現地での訪問調査を行い、もう1法人には書面での調査を実施した。</p> <p>なお、現地訪問にあたっては、事前に個別法人ごとの問題点を洗い出し、聴取すべき内容を検討したうえで、理事長等法人経営者へのヒアリングに臨み、経営状況を把握した。調査後は、報告書の内容に基づき、将来的な償還の見込み等を判断するとともに、今後の対応について検討を行った。</p> <p>③新規滞納法人への取組等による債権の確実な回収</p> <p>○返済期日までの確実な入金に対する一般的な注意喚起</p> <p>令和5年9月の返済に向け、「貸付金にかかるご返済について」をホームページに掲載した（令和5年7月1日）。</p> <p>また、広報誌「月報私学」令和5年8・9月号に「助成業務の貸付金にかかる償還のご案内」を掲載し、返済に失念のないよう注意を喚起した（令和5年8月1日、9月1日）。</p> <p>令和6年3月の返済に向け、ホームページの「貸付金にかかるご返済について」を更新した（令和6年2月1日）。</p> <p>また、広報誌「月報私学」令和6年2・3月号に「助成業務の貸付金にかかる償還のご案内」を掲載し、返済に失念のないよう注意を喚起した（令和6年2月1日、3月1日）。</p> <p>○新規滞納法人への取組</p> <p>令和5年9月において新たに元金の滞納が発生した15法人については、初期の電話督促により回収に努めた結果、令和5年10月末までに、2法人を除き滞納を解消した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年8月31日・9月7日 999法人に払込通知書送付 ・令和5年9月15日現在 未収法人15法人 ・令和5年9月19日～10月31日 電話督促の徹底、13法人回収 ・令和6年3月末現在 未収法人2法人 ・元金滞納の回収割合：86.7% <p>未収2法人のうち1法人は、事業団にてヒアリングを行い、法人の現況を聴取し、令和6年内の回収見込みとなった。</p> <p>もう1法人については、法人を訪問し、現況を聴取するなどしたものの、回収には至らなかった。引き続き、電話督促等により滞納解消に努める。</p> <p>○私学経営情報センターとの連携</p> <p>近い将来不良債権化する可能性のある4法人について、私学経営情報センターとプロジェクトチームを編成した。</p> <p>各法人の令和4年度決算書及び令和5年度在籍学生数等に関する資料にてモニタ</p>	<p>〈評定の根拠〉</p> <p>広報にて、返済について広く注意喚起を実施するとともに、新規滞納法人については、電話督促を行うことにより15法人のうち2法人を除き令和5年9月償還分の回収を行った（年度内回収割合実績値：86.7%）。</p> <p>年度内回収割合は95%を下回ったものの、滞納解消に向け、個別のヒアリングを行う等の取組に努めた結果、2法人のうち1法人は令和6年内の回収見込みとなり、もう1法人に対しては継続して回収に向けた取組に努めている。</p> <p>また、不良債権化の可能性がある法人に対し、私学経営情報センターと連携して経営改善を促し、貸付債権の回収に努めた。</p>	<p>〈評定に至った理由〉</p> <p>新たに元金の滞納が発生した学校法人の年度内回収割合が目標値を下回ったものの、返済について広く注意喚起を実施するとともに、新規滞納法人については電話督促等を行うことにより、回収に向けた取組に努めている。</p> <p>また不良債権化の可能性のある法人に対し、私学経営情報センターと連携して経営改善を促し、貸付債権の回収に取り組んでいる。</p> <p>〈指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策〉</p> <p>新たに元金の滞納が発生した学校法人のうち、未回収の法人については引き続き回収に向けた取組に努めるとともに、私学経営情報センターと連携の上、新規滞納法人の発生を抑止するための取組を強化することが望まれる。</p> <p>〈その他事項〉</p> <p>—</p>
--	---	---	--

	<p>リングを行うとともに、2 法人については面談により今後の見通しについての説明を受け、意見交換を行った。</p> <p>④長期滞納法人等への取組によるリスク管理債権及び危険債権額の抑制</p> <p>○滞納法人等への督促</p> <p>長期滞納（6 か月以上元利金を滞納）している 18 法人に対し、文書、電話等による督促を行った。理事長交代のあった 1 法人については現地を訪問し、今後の返済計画の確認及び連帯保証人の変更を依頼した。また、所管する県の主管課訪問により、同法人の現況把握を行った。債権者会議が開かれた 2 法人についてはこれに出席し、令和 6 年度から令和 10 年度の返済計画について説明を受けた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・延滞元金をすべて回収した法人（2 法人） <p>○弁護士の助力を得た対応</p> <p>長期滞納法人について、顧問弁護士の助力を得て対応した（2 法人）。</p> <p>○リスク管理債権の抑制</p> <p>滞納法人への督促及び債権管理の強化による債権の保全・回収に取り組んだ結果、令和 5 年度末の総貸付残高に対するリスク管理債権の割合は 1.70%（うち、危険債権額の割合は 1.65%）となった。</p>	<p>〈評定の根拠〉</p> <p>長期滞納法人に対しては、文書、電話による督促を行うとともに、適宜直接現地へ赴き法人の現況を把握するなどして、債権回収に努めた。長期滞納法人のうち、法務対応等を行っている法人について、引き続き顧問弁護士の助力を得ながら対応し、債権の適切な保全・回収を行った。</p> <p>また、モニタリングの結果を踏まえ、経営改善が必要な法人への聞き取り調査を実施し、現況把握に努めたことにより、リスク管理を行った。</p>	<p>〈評定に至った理由〉</p> <p>長期滞納法人に対して、文書、電話による督促を行うとともに、適宜直接現地へ赴き法人の現況を把握するなど、債権回収に努めている。</p> <p>また、長期滞納法人のうち、法務対応等を行っている法人について、引き続き顧問弁護士の助力を得ながら対応し、債権の適切な保全・回収を行っている。</p> <p>令和 5 年度のリスク管理債権割合は 1.70%（うち、危険債権額の割合は 1.65%）となり、評価指標である 2.0%以下（うち、危険債権額の割合は 1.9%以下）を達成している。</p> <p>〈指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策〉</p> <p>計画値である 2.0%以下を達成しているものの、リスク管理債権割合については年々上昇傾向であるとともに、リスク管理債権のうち、返済期限を 6 箇月以上経過して延滞となっている危険債権額が増加しているため、その動向を注視し、抑止する方策を検討することが必要と考えられる。</p> <p>〈その他事項〉</p> <p>—</p>
--	--	--	---

4. その他参考情報

国際情勢や金利情勢の影響等により、施設・設備整備事業の計画見直しを行ったり、借入を行わずに自己資金で対応する法人があったことから、予算額と決算額の間乖離が生じている。

1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-3	経営支援・情報提供事業		
業務に関連する政策・施策	政策目標6 私学の振興 施策目標6-1 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	日本私立学校振興・共済事業団法 第23条 第1項 第5号
当該項目の重要度、困難度	重要度：「高」（18歳人口の大幅な減少と引き続き少子化の影響により、私立学校における経営環境が一層厳しくなることが予想され、これまで以上に、事業団による支援が求められているため）	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等		達成目標	基準値 （前中期目標 期間最終年 度値等）	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度		令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
経営相談 の周知・ 案内	計画値	5件/年 以上	—	5件/年 以上	—	—	—	—	予算額(千円)	489,669	—	—	—	—
	実績値	—	—	8件	—	—	—	—	決算額(千円)	412,296	—	—	—	—
	達成度	—	—	160.0%	—	—	—	—	経常費用(千円)	475,663	—	—	—	—
									経常利益(千円)	-475,663	—	—	—	—
									行政コスト(千円)	475,847	—	—	—	—
									従事人員数	21	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価		
<p>＜主な定量的指標＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業団から、学校法人等への経営相談の周知・案内の件数 ・経営相談を受けた学校法人のうち、大学教育の質の向上や経営の安定化等につながる等と回答のあった割合 <p>＜その他の指標＞</p> <p>—</p> <p>＜評価の視点＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業の有する情報・知見を更に事業団全体で活かせるよう、各種情報の収集・分析及び共有ができる仕組みを整備する。 ・私立学校のニーズを適切に把握できたか。また、事業団が自ら発信する私立学校の教育及び経営等に関する各種情報について、私立学校のニーズ等を踏まえ、必要に応じて項目の追加・見直し等の改善が図られたか。 ・経営相談を受けた学校法人のうち、大学教育の質の向上や経営の安定化等につながる等と回答のあった割合：中期目標期間中に80%以上 ・学校法人等からの依頼に基づき情報提供を行った 	<p>3 経営支援・情報提供事業</p> <p>(1) 私立学校の教育改革及び経営改善に向けた支援の取組</p> <p>①学校法人の経営状態のモニタリングの強化及び経営困難校を含む経営相談対象法人に対する、経営相談を申し込む誘引となる周知・案内</p> <p>○モニタリングの強化</p> <p>経営判断指標によるモニタリングを実施した（大学・短期大学・高等専門学校・高等学校法人に対し随時実施）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学・短期大学・高等専門学校法人について、令和4年度決算及び令和5年度学生数を踏まえた経営判断指標の速報版を作成した。また、当該速報版において、令和3年度決算より悪化した法人一覧を作成した。 ・大学・短期大学・高等専門学校・高等学校・中等教育学校・中学校・義務教育学校・小学校法人について、令和4年度決算及び令和5年度学生数を踏まえた経営判断指標の確定版を作成した。また、集計した結果を大学・短期大学・高等専門学校法人に送付した（令和6年3月25日）。 <p>○経営相談の周知・案内</p> <p>大学・短期大学・高等専門学校・高等学校・中等教育学校法人を対象として、以下のとおり経営相談について周知・案内を行った。経営悪化が懸念される学校法人に対しては複数回の案内をしたほか、事業団主催セミナーの場で、参加法人に対して経営相談の実施内容等の案内をした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年4月21日締切分（令和5年3月17日送付） ※全対象法人 ・令和5年8月31日締切分（令和5年8月1日送付） ※令和3年度決算（確定値）に基づき作成した経営判断指標の区分が「C」及び 	<p>3 経営支援・情報提供事業</p> <p>〈評定〉B</p> <p>(1) 教育改革及び経営改善に向けた支援の取組</p> <p>〈評定〉B</p> <p>〈評定の根拠〉</p> <p>経営相談を申し込む誘引となる周知・案内を令和5年度中に年8件行った。</p>	<p>評定</p> <p>B</p> <p>＜評定に至った理由＞</p> <p>中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。</p> <p>自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p> <p>(1) 教育改革及び経営改善に向けた支援の取組</p> <p>＜補助評定＞B</p> <p>＜評定に至った理由＞</p> <p>経営相談を申し込む誘引となる周知・案内について、経営悪化が懸念される学校法人に対しては複数回案内する等、令和5年度中に8件行っている。</p> <p>＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞</p> <p>—</p> <p>＜その他事項＞</p> <p>—</p>	

<p>件数：私立学校における経営環境が一層厳しくなることが予想されるため、学校法人等の求めに応じて実施した情報提供・経営相談の状況や、その成果を把握する必要があることから、毎年度確認し、著しく増減があった場合、評価に考慮する。</p> <p>・経営相談を受けた学校法人のうち、経営が改善された学校法人の割合：私立学校における経営環境が一層厳しくなることが予想されるため、学校法人等の求めに応じて実施した情報提供・経営相談の状況や、その成果を把握する必要があることから、毎年度確認し、著しく増減があった場合、評価に考慮する。</p> <p>・周知・案内の件数：経営相談の申し込みの誘引となる周知・案内の件数：5件/年以上</p> <p>・経営相談の件数：私立学校における経営環境が一層厳しくなることが予想されるため、学校法人等の求めに応じて実施した情報提供・経営相談の状況や、その成果を把握する必要があることから、毎年度確認し、著しく増減があった場合、評価に考慮する。</p> <p><重要度></p> <p>・18歳人口の大幅な減少と引き続く少子化の影響により、私立学校における経営環境が一層厳しくなることが予想され、これら</p>	<p>「D」区分の法人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年11月22日締切分（令和5年11月1日送付） ※令和4年度決算（速報値）に基づき作成した経営判断指標の区分が下がった「B1」以下の大学・短期大学・高等専門学校法人 ・令和6年3月25日締切分（令和6年3月15日送付） ※文部科学省と連携して実施する経営相談 ・事業団主催セミナー時 ※私学リーダーズセミナー （令和5年11月28日、12月12日開催） ※学校法人ガバナンス改革推進セミナー （令和6年2月22日、3月6日開催） <p>②各種情報の収集・分析及び共有ができる仕組みの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期計画・実績評価部会において、各種情報の収集・分析及び共有ができる仕組みを整備するための取組をどのように進めていくかについて議論した（令和5年5月30日）。また、同部会において、上記に係る検討委員会設置について議論した（令和5年12月4日）。 ・私立学校への支援のため、助成業務の各事業の有する情報・知見を更に事業団全体で活かせるよう、各種情報の収集・分析及び共有ができる仕組みの整備について、その取組内容に係る検討することを目的とする「助成業務情報共有推進検討委員会」を設置した（令和5年12月13日）。 ・「助成業務情報共有推進検討委員会」を開催し、議論を行った（令和6年3月14日）。 <p>③経営支援の各種取組</p> <p>○経営相談の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学法人19法人、短期大学法人6法人、高等学校法人17法人、計42法人に対し、対面による経営相談を実施した。 ・上記のほか、個別課題に対する相談54件について、対面により実施した（大学法人41件、短期大学法人11件、高等学校法人1件、専修学校法人1件）。 <p>○私学関係団体等の依頼による研修会等講師派遣 私学関係団体等に12件、学校法人に11件：計23件</p> <p>○教育条件及び経営に関する相談及び指導・助言 電話等による相談件数：会計処理402件、規程36件、 管理運営等その他129件：計567件</p>	<p><評定の根拠></p> <p>私立学校への支援のため、助成業務の各事業の有する情報・知見を更に事業団全体で活かせるよう、各種情報の収集・分析及び共有ができる仕組みの整備について、検討委員会を設置し、議論を開始した。</p> <p><評定の根拠></p> <p>経営相談、講師派遣、電話等様々な手段を活用し、質問への回答、事例の紹介、経営改善策の提案等を学校法人の要望に応じて実施した。なおその際には、私学経営に関する専門知識を持った人材を活用した。</p>	<p><評定に至った理由></p> <p>私立学校への支援のため、助成業務の各事業の有する情報・知見を更に事業団全体で活かせるよう、各種情報の収集・分析及び共有ができる仕組みの整備について、検討委員会を設置し、議論を開始している。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>—</p> <p><その他事項></p> <p>—</p> <p><評定に至った理由></p> <p>経営相談、講師派遣、電話等様々な手段を活用し、学校法人の要望に応じて、質問への回答、事例の紹介、経営改善策の提案等を実施している。なお、その際には、私学経営に関する専門知識を持った人材を活用している。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>—</p> <p><その他事項></p> <p>—</p>
--	---	---	---

<p>で以上に、事業団による支援が求められていることから、重要度を「高」とする。</p> <p><第4期中期評価：項目別評定で指摘した課題、改善事項></p> <p>・少子化により、私立学校の経営は厳しくなっており、各学校法人も危機感を持ち、新しい時代の要請に応えた学部・学科の見直しや経費削減などの対応をしているものの、今後、リスク管理の必要な案件が多くなることが予想される。そうした状況に備え、事業団の有する情報・ノウハウを駆使し、助成業務の各事業が連携し支援を行える体制を構築することが必要となる。その際には、ヒアリングや調査結果を通じて経営における潜在的な危険因子を把握し、その情報を積極的に各学校法人に提供・助言することで、早期の経営改善指導や経営悪化を未然に防ぐためのモニタリングを強化することが必要と考えられる。</p>	<p>○教育条件及び経営に関する資料の作成提供 上記相談件数のうち、学校法人等への資料提供件数：123件</p> <p>○私学情報資料室の管理 私学情報資料室（※）の外部利用件数：67件 ※大学法人・短期大学法人から提供された規程集等を保管しており、私立学校等の役職員が規程改正等を行う際の参考として閲覧に供している。</p> <p>○経営強化に向けた連携・統合、円滑な撤退方策 ・合併（連携・統合）等紹介業務を実施した。 ・紹介業務等の参考とするため、合併等を実施した学校法人4法人を訪問し、事例収集を行った。</p> <p>○人材バンクの活用 労務管理等の特別な課題については、専門的知識を得て対応する必要があることから、人材バンク（※）の専門家を私学経営相談員（弁護士1名、社会保険労務士1名、公認会計士1名、計3名）として委嘱し、学校法人からの相談に対応した（相談件数：16件）。 ※学校法人からの様々な要望に対応するため、私学経営や教学に関する専門知識を持った専門家を「専門家人材バンク」に登録し、ガバナンス機能の強化や労務組織体制などの経営体制に関する専門知識を有する専門家を「学校法人経営支援人材バンク」に登録している。</p> <p>④経営相談の内容や質を向上させるためのアンケートの実施 経営相談を行った法人に対し、「令和5年度 経営相談に関するアンケート」を実施した。 また、前年度のアンケート結果を検証し、情報を内部で共有することで、経営相談の充実を図った。</p> <p>⑤経営困難な学校法人に対する経営相談の実施 上記③の経営相談のうち、経営困難な学校法人に対する経営相談を以下のとおり実施した。</p> <p>○経営困難な学校法人に対する経営相談 大学法人15法人、短期大学法人6法人、高等学校法人11法人、計32法人。 ・上記経営困難な学校法人に対する経営相談のうち、文部科学省との連携分については、同省の学校法人運営調査委員会において経営指導強化指標に該当し、直ち</p>	<p><評定の根拠> 「経営相談に関するアンケート」を実施し、経営相談の充実に努めた。</p> <p><評定の根拠> 経営困難な学校法人には経営改善計画の作成を支援し、文部科学省と連携して経営相談を実施した。</p>	<p><評定に至った理由> 「経営相談に関するアンケート」を実施し、経営相談の充実に努めた。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> —</p> <p><その他事項> —</p> <p><評定に至った理由> 経営困難な学校法人には経営改善計画の作成を支援し、文部科学省と連携して経営相談を実施している。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> —</p>
---	--	--	---

	<p>に適切な経営改善が必要とされた学校法人について、経営改善計画の作成を支援する経営相談を実施した。</p> <p>○学校法人経営相談チームの活用 文部科学省との連携分について、別途、事業団において委嘱している学校法人経営に関する専門的知識を有する学校法人経営相談チームの構成員となる有識者より意見及び助言を受けた（令和5年8月21日）。</p> <p>⑥教育改革に向けた支援としての事例の紹介、FD・SD支援の実施 ○研修会等講師派遣時に実施 学校法人3法人に対し、当該法人が実施するFD・SD研修会において、「私学経営」に関する講座の講師として3名を派遣した（令和5年11月1日、12月1日、1月12日）。</p> <p>(2) 私立学校が自ら検証・改善等を図れるよう、各種情報を提供するための取組</p> <p>①私立学校の教育及び経営に関する情報の収集 私立学校の教育及び経営に関する情報を収集するため、学校法人基礎調査及び学校法人等基礎調査を実施した。</p> <p>○学校法人基礎調査 ・大学法人・短期大学法人・高等専門学校法人 調査法人数：675 法人 調査開始：令和5年4月7日 提出期限：令和5年5月31日（学生数・教職員数） ：令和5年6月30日（土地・建物・財務） ：令和5年7月31日（教育情報） 回答法人数：675 法人 ・高等学校法人・中等教育学校法人・中学校法人・義務教育学校法人・小学校法人 調査法人数：796 法人 調査開始：令和5年4月17日 提出期限：令和5年7月31日 回答法人数：785 法人</p>	<p>〈評定の根拠〉 教育改革に向けた支援として、学校法人に講師を派遣し、事例の紹介、FD・SD支援を実施した。</p> <p>(2) 各種情報を提供するための取組 〈評定〉 B</p> <p>〈評定の根拠〉 私立学校の教育及び経営に関する情報を計画どおり収集した。特に「大学ポートレート（私学版）」から得られた情報については、「私立大学・短期大学の現状」としてとりまとめ、教育情報として公表した。</p>	<p>〈その他事項〉 —</p> <p>〈評定に至った理由〉 教育改革に向けた支援として、学校法人に講師を派遣し、事例の紹介、FD・SD支援を実施している。</p> <p>〈指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策〉 —</p> <p>〈その他事項〉 —</p> <p>(2) 各種情報を提供するための取組 〈補助評定〉 B</p> <p>〈評定に至った理由〉 私立学校の教育及び経営に関する情報を計画どおり収集している。 また、「大学ポートレート（私学版）」から得られた情報については、「私立大学・短期大学教育の現状」としてとりまとめ、教育情報を公表している。</p> <p>〈指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策〉 —</p> <p>〈その他事項〉 —</p>
--	--	---	--

	<p>○学校法人等基礎調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園法人・特別支援学校法人・専修学校法人・各種学校法人・その他法人 <p>調査法人数：12,348 法人 調査開始：令和5年4月4日 提出期限：令和5年8月31日 回答法人数：9,655 法人</p> <p>○学校法人基礎調査（納付金調査）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学法人・短期大学法人・高等専門学校法人 <p>調査法人数：668 法人 調査開始：令和6年1月31日 提出期限：令和6年2月28日 回答法人数：668 法人</p> <p>○「大学ポートレート（私学版）」からの情報収集</p> <p>「大学ポートレート（私学版）」から情報を収集し、その分析結果をもとに、「私立大学・短期大学教育の現状」として、ホームページに掲載した（令和6年3月21日）。</p> <p>(https://www.shigaku.go.jp/files/r5kyouikunogenjyou.pdf)</p> <p>②「私学情報提供システム」の利用案内</p> <p>学校法人基礎調査の調査票作成依頼時に案内を同封した（令和5年4月7日）。</p> <p>また、私学団体等の依頼による研修会等において案内を行ったほか、広報誌「月報私学」令和5年11月号に利用方法を掲載した。</p> <p>③私学リーダーズセミナーの実施</p> <p>私立学校法の改正を踏まえ、私学のリーダーの果たすべき役割や労務等の知識を深め、改革に向けた意識を高めることを目的とした「私学リーダーズセミナー」を2会場（対面及びWeb配信）で実施した。</p>	<p>〈評定の根拠〉</p> <p>学校法人基礎調査の調査票作成依頼時に「私学情報システムのご案内」を同封した。また、研修会や広報誌「月報私学」において、「私学情報提供システム」の利用方法を案内した。</p> <p>〈評定の根拠〉</p> <p>私学リーダーズセミナーについては、経営面・教学面の知識を深め、改革に向けた意欲形成を図るため、外部講師を招聘するなど多角的なプログラムで実施した。また、実施会場で受講する「対面形式」と講演の様様を生配信する「Web配</p>	<p>〈評定に至った理由〉</p> <p>「私学情報提供システム」の利用を促進するため、学校法人基礎調査の調査票作成依頼時や「月報私学」において利用方法を案内している。その他にも研修会等において案内を行い、利用促進を図っている。</p> <p>〈指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策〉</p> <p>—</p> <p>〈その他事項〉</p> <p>—</p> <p>〈評定に至った理由〉</p> <p>私学リーダーズセミナーについては、経営面・教学面の知識を深め、改革に向けた意欲形成を図るため、外部講師を招聘するなど多角的なプログラムで実施している。</p> <p>また、実施会場で受講する「対面形式」</p>
--	--	---	---

	<p>【大阪会場】 対象：理事長・理事 日程：令和5年11月28日 場所：大阪ガーデンパレス 募集定員：80名（対面） 150名（Web配信） 選定：52名（対面） 50名（Web配信） 当日参加：41名（対面） 49名（Web配信）</p> <p>【東京会場】 対象：理事長・理事 日程：令和5年12月12日 場所：東京ガーデンパレス 募集定員：80名（対面） 150名（Web配信） 選定：49名（対面） 81名（Web配信） 当日参加：44名（対面） 80名（Web配信）</p> <p>④私学スタッフセミナーの実施 学校法人経営や高等教育政策の諸課題についての実践的な知識及び柔軟な思考力を習得し、大学改革に向けた意識を高めることを目的とした「私学スタッフセミナー」を2会場（対面）で実施した。</p> <p>【京都会場】 対象：令和5年4月1日時点で33歳以下かつ学校法人での経験年数が3年以上の学校職員 日程：令和5年9月20日～22日 場所：京都ガーデンパレス 募集定員：24名 選定：24名 当日参加：23名</p> <p>【仙台会場】 対象：令和5年4月1日時点で33歳以下かつ学校法人での経験年数が3年以上の学校職員 日程：令和5年10月25日～27日 場所：仙台ガーデンパレス 募集定員：24名 選定：24名 当日参加：23名</p>	<p>信」の2種類の方法を採用し、より多くの参加者のニーズに応えた受講を可能とした。</p> <p>〈評定の根拠〉 学校法人の将来を担う若手職員を対象に、経営人材の育成を目的としたスタッフセミナーを実施した。</p>	<p>と講演の模様を生配信する「Web配信」の2種類の方法を採用し、より多くの参加者のニーズに応えた受講を可能としている。</p> <p>〈指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策〉 —</p> <p>〈その他事項〉 セミナーについては、事後アンケートにおける満足度の結果を分析し、今後に向けた改善点等に活用することが望ましい。</p> <p>〈評定に至った理由〉 学校法人の将来を担う若手職員を対象に、経営人材の育成を目的としたスタッフセミナーを実施している。</p> <p>〈指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策〉 —</p> <p>〈その他事項〉 セミナーについては、事後アンケートにおける満足度の結果を分析し、今後に向けた改善点等に活用することが望ましい。</p>
--	---	---	---

	<p>(https://www.shigaku.go.jp/files/r5koukoushigandoukou.pdf)</p> <p>○「学校法人の経営改善等のためのハンドブック」 学校法人の経営改善に資するため、「学校法人の経営改善等のためのハンドブック」を改訂し、ホームページに掲載した（令和6年3月28日）。 (https://www.shigaku.go.jp/files/s_keieikaizenhandbook2jikaitei.pdf)</p> <p>⑦好事例や特色ある取組の情報収集及び提供 私立学校における教育及び経営に関する好事例や特色ある取組について学校を訪問し、収集した情報をホームページに6件、うち広報誌「月報私学」令和5年11月号、令和6年3月号にそれぞれ1件掲載した（令和5年11月1日、令和6年3月1日、3月5日、3月25日）。 (https://www.shigaku.go.jp/s_center_tokushoku_jirei_r5.htm)</p> <p>⑧自己診断チェックリスト、経営判断指標及び利用ガイドの活用方法の説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度版「自己診断チェックリスト」の周知を図るため、その活用方法について広報誌「月報私学」令和5年7月号に掲載した（令和5年7月1日）。 ・令和5年度版「自己診断チェックリスト」については、学生数、教職員数及び決算値を更新し、大学・短期大学編及び高等学校編のPDF版、エクセル版をホームページに掲載した（令和6年3月25日）。 (https://www.shigaku.go.jp/s_center_checklist.htm) ・経営判断指標の利用促進のため、経営相談及び研修会で説明した。 	<p><評定の根拠> 私立学校における教育及び経営に関する好事例や特色ある取組について情報収集を行い、その結果を6件提供した。</p> <p><評定の根拠> 自己診断チェックリストはデータ更新を行ったうえ、周知を図った。経営判断指標についてもホームページ等において周知するとともに、研修会等において活用方法を説明することにより、取り組み課題の早期認識と改善を促すよう努めた。</p>	<p><評定に至った理由> 私立学校における教育及び経営に関する好事例や特色ある取組について情報収集を行い、その結果をホームページや「月報私学」において6件提供している。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> —</p> <p><その他事項> —</p> <p><評定に至った理由> 自己診断チェックリストの活用方法を「月報私学」に掲載することで周知を図っている。 また、経営判断指標についてもホームページ等において周知するとともに、研修会等において活用方法を説明することにより、取組課題の早期認識と改善を促すよう努めている。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> —</p> <p><その他事項> —</p>
--	--	---	---

	<p>⑨学校法人の経営改善方策に関するアンケートの実施及び結果の公表</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校法人の経営改善方策に関するアンケート（私立大学・短期大学を設置する学校法人を対象）を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> 調査法人数：666 法人 調査開始：令和5年 8月 31日 提出期限：令和5年10月 31日 回答法人数：598 法人 アンケート結果をまとめ、冊子「私学経営情報第35号」として大学法人・短期大学法人に発送するとともに、ホームページに掲載した（令和6年3月28日）。 (https://www.shigaku.go.jp/files/keieikaizenanke-to_r05.pdf) 	<p>〈評定の根拠〉</p> <p>学校法人の経営改善方策に関するアンケート（私立大学・短期大学を設置する学校法人を対象）を実施し、結果を「私学経営情報第35号」として公表した。</p>	<p>〈評定に至った理由〉</p> <p>学校法人の経営改善方策に関するアンケート（私立大学・短期大学を設置する学校法人を対象）を実施し、結果を「私学経営情報第35号」として公表している。</p> <p>〈指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策〉</p> <p>—</p> <p>〈その他事項〉</p> <p>—</p>
--	---	---	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-4	寄付金事業		
業務に関連する政策・施策	政策目標6 私学の振興 施策目標6-1 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	日本私立学校振興・共済事業団法 第23条 第1項 第4号
当該項目の重要度、困難度	困難度：「高」（「若手・女性研究者奨励金事業」に係る寄付金の募集については、制度が開始されて間もないため、研究内容の周知等により、奨励金事業の理解度向上や、社会からの要望等を適切に反映することにより、寄付者の拡大等、当該事業の好循環を構築する必要があることから、困難度が高いと認められるため）	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等		達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年 年度値等)	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度		令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
寄付金制度等の周知活動	計画値	26件以上	—	26件以上	—	—	—	—	予算額(千円)	28,113,226	—	—	—	—
	実績値	—	56件	28件	—	—	—	—	決算額(千円)	26,076,078	—	—	—	—
	達成度	—	—	107.7%	—	—	—	—	経常費用(千円)	26,079,106	—	—	—	—
経済団体等への情報提供等件数	計画値	24件以上	—	24件以上	—	—	—	—	経常利益(千円)	-79,205	—	—	—	—
	実績値	—	25件	27件	—	—	—	—	行政コスト(千円)	26,080,415	—	—	—	—
	達成度	—	—	112.5%	—	—	—	—	従事人員数	4	—	—	—	—
「若手・女性研究者奨励金事業」寄付受入額	計画値	2,100万円	—	2,100万円	—	—	—	—						
	実績値	—	2,907万円	2,894万円	—	—	—	—						
	達成度	—	—	137.8%	—	—	—	—						
「若手・女性研究者奨励金事業」周知及び報告	計画値	20件以上	—	20件以上	—	—	—	—						
	実績値	—	—	28件	—	—	—	—						
	達成度	—	—	140.0%	—	—	—	—						

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
中期目標、中期計画、年度計画					
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
	業務実績	自己評価			
<p>4 寄付金事業</p> <p>＜主な定量的指標＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校法人等への寄付に係る各種税制優遇制度等の周知が充実されたか ・「若手・女性研究者奨励金事業」に係る寄付金の受入れ金額 ・「若手・女性研究者奨励金事業」の活動状況及び研究内容の周知及び報告 <p>＜その他の指標＞</p> <p>—</p> <p>＜評価の視点＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校法人等への寄付に係る各種税制優遇制度等の周知が充実されたか：経済団体等への訪問等件数 24 件以上、学校法人等の研修会における周知活動件数 26 件以上 ・「若手・女性研究者奨励金事業」に係る寄付金の受入れ金額：第 5 期中期目標期間中に 1 億 500 万円以上 ・学校法人等における毎年度の寄付金の受入れ金額：学校法人等の寄付金募金活動に対する支援の充実には、学校法人等における寄付金の受入れ金額を把握する 	<p>4 寄付金事業</p> <p>(1) 学校法人等の多面的な財政基盤の確立に向けた支援の取組</p> <p>①寄付金募集活動の実態や寄付金制度等を周知するとともに、寄付金募集に係る知識や意欲の向上等を図るための取組</p> <p>私学団体や学校法人等への研修会への職員派遣等については、以下のとおり実施した (28 件)。</p> <p>○私学団体や都道府県等が行う私立学校向けの研修会等への職員派遣等 (12 件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・千葉県私立大学総務・経理事務担当者連絡会「令和 5 年度合宿研修会」『私学を取り巻く現状と課題』(令和 5 年 7 月 14 日) ・日本私立大学連盟「令和 5 年度 第 1 回財務・人事担当理事者会議」『私立大学・短期大学の現状』(令和 5 年 7 月 18 日) ・福岡県私学協会「第 60 回福岡県私学教育研修会 学校事務部会」(令和 5 年 7 月 21 日) ・国立大学法人 筑波大学「筑波大学履修証明プログラム 大学マネジメント人材育成大学マネジメント講義」『経営改善計画論 I』(令和 5 年 8 月 25 日) (オンライン形式) ・千葉県私立大学短期大学協会「職員研修会」『私学を取り巻く現状と課題について』(令和 5 年 9 月 29 日) (オンライン形式) ・私学事業団「令和 5 年度私学スタッフセミナー」(京都会場) (令和 5 年 9 月 20 日) ・日本私立看護系大学協会「私立看護系大学の現状と展望」『私立看護系大学の現状とこれからの経営戦略』(令和 5 年 10 月 23 日) (オンライン形式) ・私学事業団「令和 5 年度私学スタッフセミナー」(仙台会場) (令和 5 年 10 月 25 日) ・日本私立大学協会「日本私立大学協会第 74 回関東地区連絡協議会」『私立大学の現状と今後の課題について』(令和 5 年 11 月 17 日) ・私学事業団「令和 5 年度私学リーダーズセミナー」(大阪会場) (令和 5 年 11 月 28 日) ・私学事業団「令和 5 年度私学リーダーズセミナー」(東京会場) (令和 5 年 12 月 12 日) ・文部科学省「令和 5 年度学校法人監事研修会」『データでみる私立大学経営』(令和 6 年 3 月 14 日) (動画配信) 	<p>4 寄付金事業</p> <p>＜評定＞ B</p> <p>(1) 多面的な財政基盤確立に向けた支援の取組</p> <p>＜評定＞ B</p> <p>＜評定の根拠＞</p> <p>寄付金募集活動の実態や寄付金制度等を周知するとともに、寄付金募集に係る知識や意欲の向上等を図るための取組を 28 件行った。</p>	<table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td>B</td> </tr> </table> <p>＜評定に至った理由＞</p> <p>中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p> <p>(1) 多面的な財政基盤確立に向けた支援の取組</p> <p>＜補助評定＞ B</p> <p>＜評定に至った理由＞</p> <p>関係団体や学校法人等が実施する研修会への職員派遣等により、寄付金募集活動の実態や寄付金制度等を周知するとともに、寄付金募集に係る知識や意欲の向上等を図るための取組を行っている。</p> <p>＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞</p> <p>—</p> <p>＜その他事項＞</p> <p>—</p>	評定	B
評定	B				

<p>必要があることから、毎年度確認し、著しく増減があった場合、評価に考慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「若手・女性研究者奨励金事業」の活動状況及び研究内容の周知及び報告：20件以上 <p><困難度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「若手・女性研究者奨励金事業」に係る寄付金の募集については、制度が開始されて間もないため、研究内容の周知等により、奨励金事業の理解度向上や、社会からの要望等を適切に反映することにより、寄付者の拡大等、当該事業の好循環を構築する必要があることから、困難度が高いと認められるため、困難度を「高」とする。 <p><第4期中期評価：項目別評定で指摘した課題、改善事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・若手・女性研究者奨励金においては、現に寄付をしている企業との連携を強めつつ、新たに寄付に至る見込みの高い企業について積極的な情報交換を行うとともに、寄付者には、研究成果の見える化などフィードバックを充実させることで、奨励金の社会的意義を広く周知することにより寄付受入額の増額等を図ることが望まれる。 	<p>○学校法人等が行う寄付金募集に係る職員研修会等への職員派遣（6件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校法人 文教大学学園「2023年度 理事・監事研修会」『私立大学・短期大学の現状』（令和5年8月18日） ・学校法人南山学園「南山学園事務職員研修」『私立大学・短期大学の現状』（オンライン形式）（令和5年9月8日） ・学校法人南山学園「南山学園事務職員研修」『私立大学・短期大学の現状』（対面方式）（令和5年10月6日） ・学校法人日本工業大学「日本工業大学 職員研修会」『客観データから知る学生募集と財務状況』（令和5年11月9日） ・学校法人跡見学園「中期計画策定に関する研修会」『中期計画の策定について』（令和5年12月7日） ・学校法人東海大学「学校法人東海大学2023年度第2回学園管理者会議」『私立大学の経営状況』（令和6年1月12日） <p>○学校法人等からの寄付金募集の取組に関する相談に対する寄付金制度の周知や情報提供（10件）</p> <p style="text-align: center;">（単位：件数）</p> <table border="1" data-bbox="481 678 1086 774"> <tr> <td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td> </tr> <tr> <td>月</td><td>月</td><td>月</td><td>月</td><td>月</td><td>月</td><td>月</td><td>月</td><td>月</td><td>月</td><td>月</td><td>月</td> </tr> <tr> <td>3</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>2</td> </tr> </table> <p>※受配者指定寄付金制度の利用に関する相談を除く。</p> <p>②社会一般から学校法人等に対する寄付の促進を図り、寄付文化の醸成に資するための取組 経済団体等への情報提供活動については、以下のとおり実施した（27件）。</p> <p>○経済団体を訪問し、私立学校が取り組む寄付募集の実態や寄付金ポータルサイトの紹介を行ったほか、私立学校に対する教育研究支援の必要性等について意見交換を行った（6件）。</p> <p style="padding-left: 20px;">日本工業倶楽部 令和5年4月10日、5月16日、11月13日、令和6年3月12日 日本経済団体連合会 令和5年4月20日、12月15日</p> <p>○寄付に係る各種税制優遇制度等や寄付金ポータルサイトの周知を図るため、21経済団体等に対し、電話にて案内を行うとともに、資料を送付した（令和6年3月26日）。</p>	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	3	1	1	1	1	1	—	—	—	—	—	2	<p><評定の根拠></p> <p>経済団体等に対し、訪問や電話による情報提供活動を27件行い、私立学校への寄付について理解を得ることに努めた。</p>	<p><評定に至った理由></p> <p>社会一般から学校法人等に対する寄付の促進を図り、寄付文化の醸成に資するため、経済団体等に対し、訪問や電話による情報提供活動を27件行い、私立学校への寄付について理解を得ることに努めている。</p>
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3																												
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月																												
3	1	1	1	1	1	—	—	—	—	—	2																												

(2) 「若手・女性研究者奨励金事業」の財源となる寄付金を確保するための取組

①企業等への周知活動及び企業等向けの募金趣意書や事業紹介リーフレットの作成、ホームページの充実等
周知活動等について、以下のとおり実施した。奨励金事業にかかる令和5年度の寄付金は、計28,943,525円となった。

○企業等への周知活動の実施

- ・企業等を訪問し、若手・女性研究者奨励金事業に対する賛同を得ることを目的として制度の概要や特色等について説明を行った（28件）。

企業等の訪問実績

4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
6	4	-	1	-	-	-	4	5	-	4	4

- ・企業等向けに本事業を紹介する募金趣意書や事業紹介リーフレットについて、新規寄付者向けと継続寄付者向けに再構成して作成した（令和5年5月2日）。
- ・寄付者に対する研究成果のフィードバックとして、従前の寄付者に訪問等を実施し、配付を受けた研究者の研究課題一覧と「社会に対するメッセージ」を記した研究レポート集を渡すなど、本奨励金事業の魅力を伝えた。
- ・ホームページを充実させるため、寄付企業等の名称について、顕彰の意を込めて、企業等のロゴデザインを用いて掲載した（令和6年3月27日）。
- ・周知活動等を行った結果、令和5年度に企業等より受領した寄付金は9,400,000円（9件）となった。

○寄付金付き自動販売機の設置促進を図るための取組

- ・学校法人等を訪問し、自動販売機の設置促進を実施した（25法人）。
- ・寄付金付き自動販売機を新規に12台設置した。撤退分を差し引いた現在の設置台数は211台であり、令和5年度に寄付金付き自動販売機から受領した寄付金は、総額で9,288,536円となった。

○個人等からの寄付促進を図るための取組

- ・ホームページや広報誌「月報私学」への掲載を通じ、本事業の社会的意義について周知を図った結果、令和5年度に個人等から受領した寄付金は10,254,989円（6件）となった。

(2)奨励金の交付財源となる寄付金確保のための取組
〈評定〉A

〈評定の根拠〉

企業等への訪問を28件行うなど、企業等の理解と支援を獲得するための取組を積極的に実施した。
奨励金事業に対する寄付金は、28,943,525円となり、募金目標額である2,100万円を700万円以上、上回った。

(2)奨励金の交付財源となる寄付金確保のための取組
〈補助評定〉A

〈評定に至った理由〉

企業等への訪問を28件行うなど、企業等の理解と支援を獲得するための取組を積極的に実施することで、本事業への寄付金受入額の計画値2,100万円に対し、約2,900万円を確保している。

〈指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策〉

—

〈その他事項〉

—

		<p>②若手・女性研究者奨励金事業の適切な見直し</p> <p>本奨励金の制度の運用について、令和5年2月24日開催の選考委員会において検討を行った結果、若手研究者・女性研究者いずれにおいても、産休・育休による研究期間の延長を希望する際は、事前の申請により1年間に限り、研究期間の延長を認めることを可能とし、周知を行った（令和5年8月10日）。なお、実施は、令和6年度配付対象研究からである。</p>	<p>〈評定の根拠〉</p> <p>本奨励金に対する寄付者からの寄付金による恒常的な支援を受け、本奨励金の選考委員会等からの意見を踏まえ、適切な見直しを行った。</p>	<p>〈評定に至った理由〉</p> <p>本奨励金に対する寄付者からの寄付金による恒常的な支援を受けることを目的として、本奨励金の選考委員会等からの意見を踏まえた見直しを行い、その内容を周知している。</p> <p>〈指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策〉</p> <p>—</p> <p>〈その他事項〉</p> <p>—</p>
--	--	--	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>

1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-5	学術研究振興基金・資金事業		
業務に関連する政策・施策	政策目標6 私学の振興 施策目標6-1 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	日本私立学校振興・共済事業団法 第23条 第1項 第4号
当該項目の重要度、困難度	設定なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	-

2. 主要な経年データ															
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
指標等		達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年 度値等)	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度		令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	
学術研究 振興資金 交付額	計画値	80 百万円 以上	-	80 百万 円以上	-	-	-	-		予算額(千円)	116,313	-	-	-	-
	実績値	-	80.7 百万円	80.6 百万円	-	-	-	-		決算額(千円)	115,355	-	-	-	-
	達成度	-	-	100.8%	-	-	-	-		経常費用(千円)	116,471	-	-	-	-
										経常利益(千円)	-35,871	-	-	-	-
										行政コスト(千円)	116,789	-	-	-	-
										従事人員数	2	-	-	-	-

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価																																															
中期目標、中期計画、年度計画																																															
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価										主務大臣による評価																																				
	業務実績					自己評価					評価																																				
<主な定量的指標> ・「学術研究振興資金」 を安定的に交付するた めの財源を確保できた か <その他の指標> ー <評価の視点> ・「学術研究振興資金」 が安定的に交付するた めの財源を確保できた か：80百万円以上	5 学術研究振興基金・資金事業 ①学術研究振興資金の交付 ・令和4年度に開催した選考委員会において採択した研究37件に対し、80,600千円の学術研究振興資金を交付した（令和5年5月19日）。 ・「令和6年度学術研究振興資金」の公募を行った（令和5年8月3日）。 ・「令和6年度学術研究振興資金」を交付するため、選考委員会を開催し、34件を採択した（令和6年2月16日）。 ②「学術研究振興基金」の効率的な運用 学術研究振興資金を安定的に交付するために必要な利息の獲得と運用のリスクを把握することを目的として、金融機関から運用商品の提案を受けるとともに、商品の安全性の検討を行った（計42回）。 ○金融機関との協議回数 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td> </tr> <tr> <td>月</td><td>月</td><td>月</td><td>月</td><td>月</td><td>月</td><td>月</td><td>月</td><td>月</td><td>月</td><td>月</td><td>月</td> </tr> <tr> <td>5</td><td>4</td><td>2</td><td>3</td><td>3</td><td>3</td><td>3</td><td>3</td><td>5</td><td>3</td><td>4</td><td>4</td> </tr> </table> ○学術研究振興基金運用検討委員会の開催 学術研究振興基金の効率的な運用について、金融機関からの提案を受け、学術研究振興基金運用検討委員会において検討し、計500,000千円の運用を決定した（令和5年8月23日、令和6年2月26日）。 ○各種セミナーへの参加 学術研究振興基金の運用に資するため、金融情勢の適切な把握に努めることを目的として以下のセミナーに参加した（6件）。 ・三菱UFJモルガン・スタンレー証券「SOMPOホールディングススモールミーティング」（令和5年4月7日オンライン形式） ・野村証券「野村オンラインセミナー公的年金 新任者向けセミナー」（令和5年4月24日オンライン形式） ・大和証券「かんぽ生命劣後債発行スモールミーティング」（令和5年8月21日オンライン形式） ・野村証券「ENEOSハイブリット社債発行スモールミーティング」（令和5年8月29日オンライン形式）					4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	5	4	2	3	3	3	3	3	5	3	4	4	5 学術研究振興基金・資金事業 〈評定〉B 〈評定の根拠〉 適切な運用により財源を確保し、80,600千円を交付した。 〈評定の根拠〉 学術研究振興基金運用検討委員会の意見を踏まえ、500,000千円の運用を開始した。					評価 B
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3																																			
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月																																				
5	4	2	3	3	3	3	3	5	3	4	4																																				
										<評定に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 具体的には、80百万円以上の学術研究振興資金を交付するため、適切な運用により財源を確保するとともに、学術研究振興基金運用検討委員会の意見を踏まえ、5億円の運用を開始している。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> ー <その他事項> ー																																					

		<ul style="list-style-type: none">・三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社「MUFG フィナンシャルグループ劣後債スモールミーティング」(令和5年9月20日電話 IR 形式)・三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社「MUFG 市場セミナー」(令和6年1月12日オンライン形式)		
--	--	--	--	--

4. その他参考情報				
特になし				

1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-6	減免資金交付事業		
業務に関連する政策・施策	政策目標6 私学の振興 施策目標6-1 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	日本私立学校振興・共済事業団法 第23条 第4項
当該項目の重要度、困難度	設定なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	-

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度		令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
-	-	-	-	-	-	-	-	予算額(千円)	206,541,229	-	-	-	-
								決算額(千円)	118,998,590	-	-	-	-
								経常費用(千円)	118,260,297	-	-	-	-
								経常利益(千円)	-40,325	-	-	-	-
								行政コスト(千円)	118,260,316	-	-	-	-
								従事人員数	2	-	-	-	-

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価		
<p><主な定量的指標> —</p> <p><その他の指標> —</p> <p><評価の視点> ・関係法令及び交付要綱を遵守して適正に交付されたか。</p>	<p>6 減免資金交付事業</p> <p>各私立大学等に対する減免資金の交付については、関係法令及び交付要綱を遵守し、適正に交付した。</p> <p>○令和4年度減免資金交付実績</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年4月3日に大学等より実績報告を受領し、確定額は640法人（大学：591校、短期大学：282校、高等専門学校：2校、計875校）、114,191,541,600円となった。これを踏まえ、既交付額が確定額より過大となっている453法人に対し、令和5年6月9日に返還命令を行い、既交付額が確定額より過少となっている65法人に対し、令和5年6月30日に追加交付を実施した。 <p>○令和5年度減免資金交付申請</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年7月18日を締め切りとして大学等より交付申請書を受領し、精査を行った。 申請書類の精査作業を踏まえ、令和5年8月16日に大学等へ交付決定を行い、令和5年9月29日に減免資金を交付した。 <p>○令和5年度減免資金変更交付申請（1回目）</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和6年1月22日を締め切りとして大学等より変更交付申請書を受領し、精査を行った。 申請書類の精査作業を踏まえ、令和6年2月22日に大学等へ変更交付決定を行い、令和6年3月28日に減免資金を交付した。 変更交付決定（1回目）を行った結果、639法人（大学：590校、短期大学：275校、高等専門学校：2校、計867校）に対し、119,075,898,300円の減免資金を交付した。 <p>○令和5年度減免資金変更交付申請（2回目）</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和6年3月15日を締め切りとして大学等より変更交付申請書を受領し、精査を行った。 申請書類の精査作業を踏まえ、令和6年3月29日に大学等へ変更交付決定（2回目）を行った。なお、令和6年4月に行う額の確定に基づく減免資金の交付又は返還を、令和6年6月中に行う予定である。 <p>○減免資金交付法人への実地調査等</p> <ul style="list-style-type: none"> 交付金の適正な申請状況を確認するため、令和4年度に減免資金を交付した29法人42校に対して実地調査を実施した。調査時には申請内容と証憑書類等との照合と併せて、交付金申請に係る根拠となる資料の整理・保管方法等について助言を行い、交付金の適正な申請について注意を促した。 交付申請を行うための留意点等について、対面形式での相談に対応するため、助成部相談会を実施した。 	<p>6 減免資金交付事業 （評定）B</p> <p>（評定の根拠） 各私立大学等に対する減免資金の交付については、関係法令及び交付要綱を遵守し、適正に交付した。</p>	<p>評定 B</p> <p><評定に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 具体的には、各私立大学等に対する減免資金の交付については、関係法令及び交付要綱を遵守した上で適正に交付するとともに、他にも関係法人に実地調査を行うなど、必要な業務を行っている。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> —</p> <p><その他事項> —</p>	

		開催状況（参加法人数） 令和5年8月25日 福岡会場（6法人） 令和5年9月1日 大阪会場（7法人）		
--	--	--	--	--

4. その他参考情報

高等教育の修学支援制度の利用者が想定を下回ったため、予算額と決算額間に乖離が生じている。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-1	業務運営の効率化に関する事項 効率的な業務運営体制の確立		
当該項目の重要度、困難度	設定なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
中期目標、中期計画、年度計画					
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
	業務実績		自己評価		評定
<主な定量的指標> — <その他の指標> — <評価の視点> ・組織や人員配置の見直しを適切に行ったか。	1 効率的な業務運営体制の確立 (1) 事業横断的な組織や適切な人員配置の見直し ○事業横断的な組織の検討 ・私学振興に係る業務を総合的かつ効率的に実施するため、事業横断的な企画検討を行うとともに、情報システムについて、各プロジェクトを統括し適切な管理・検討及び支援を行うことを目的とする「日本私立学校振興・共済事業団横断的プロジェクト検討部会」を設置した（令和5年8月21日）。 ・第1回の当該部会において、利用者の利便性向上のため、助成業務の事業横断的に現行の業務フロー、業務システムの見直しや、デジタル人材の育成等を議論した（令		1 効率的な業務運営体制の確立 <評定> B (1) 組織と人員配置の見直し <評定> B <評定の根拠> 「横断的プロジェクト検討部会」を新たに設置し、事業横断的な企画検討を行った。また、令和6年度からの新規事業に対応する事業横断的な組織を		B <評定に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> — <その他事項> — (1) 組織と人員配置の見直し <補助評定> B <評定に至った理由> 「横断的プロジェクト検討部会」を新たに設置し、事業横断的な企画検討を行っている。

		<p>和5年9月21日)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2回の当該部会においては、情報システムのライフサイクルとプロジェクトの現状、現在の各システムの課題、人材の確保・育成等を議論した(令和5年11月14日)。 ・第3回の当該部会においては、定型的な業務の効率化や、テレワークの促進等を議論した。また、業務システムサーバー更新に伴い判明した問題とその対応についても共有した(令和6年3月18日)。 <p>○私立大学等経営DX推進事業の体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度から新たに私立大学等経営DX推進事業を実施することに伴い、組織編成に関する業務を効率的に実施するため、助成業務事務組織検討分科会(令和6年2月6日開催)及び助成業務に係る組織編成等検討委員会(令和6年2月15日開催)において議論した。 ・上記分科会及び委員会における検討を踏まえ、令和6年度から、私学経営情報センター(私学情報室、経営支援室)及びシステム管理室に私学経営推進担当を設置し、職員を配置することを決定した。具体的には、主幹1名、副主幹2名、係員2名の体制とした。 <p>(2) 情報システムの適切な整備及び管理等</p> <p>○情報システムの利用者に対する利便性向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学ポータル国公立共通検索にある「お気に入り一覧表示機能」に私立大学・短期大学を対応させるため、大学改革支援・学位授与機構に情報を提供するAPIを新規追加した。 ・学校法人からの要望により、MP4(動画)形式で各種資料(学内研修用教材等)を学校法人ポータルサイト内に掲載できるよう環境を構築した。 <p>○データの利活用及び管理の効率化への継続的な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校法人から提供された各種データを、補助事業にあつては補助金額の算定等、貸付事業にあつては貸付先法人の格付や審査関係資料等、経営支援・情報提供事業等にあつては全国の私学に関する情報集(刊行物等)の作成、情報の提供、経営相談等を実施するために利活用することを引き続き行った。 ・大学・短期大学・高等専門学校法人に対し、集合研修形式で実施していた「私立大学等経常費補助金説明会」について、補助金課が作成した音声解説付データ資料を、電子窓口システムを使用し、令和4年度に引き続き配信した(令和5年7月25日)。 ・助成業務で使用するインターネットサーバの入替更新(リプレース)を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ・融資システムについて、以下のメンテナンスを行った。 <ul style="list-style-type: none"> *貸付期間30年の利子助成率を、20年貸付金利基準から30年貸付金利基準に変更した。 *成長分野への学部再編等を行う学校法人を支援するため、教育環境充実資金(教育環境整備費)の貸付期間を最長5.5年から最長10年に延長した。 	<p>検討・審議するなど、組織や人員配置の見直しを適切に行った。</p> <p>(2) 情報システムの適切な整備及び管理等 〈評定〉B</p> <p>〈評定の根拠〉 情報システムの適切な整備及び管理等は、各課からのメンテナンス要望を受け実施した。また、PMOの設置等の体制整備についても、各種取組を実施した。</p>	<p>また、令和6年度からの新規事業に対応する事業横断的な組織を検討・審議するなど、組織や人員配置の見直しを適切に行っている。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方針> —</p> <p><その他事項> —</p> <p>(2) 情報システムの適切な整備及び管理等 <補助評定>B</p> <p><評定に至った理由> 情報システムの利便性向上やデータの利活用等に関する取組を行うとともに、業務関係システムのメンテナンスを適切に行っている。 また、PMOの設置等の体制整備についても各種取組を行っている。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方針> —</p> <p><その他事項> —</p>
--	--	--	--	---

- ・補助金システムについて、以下のメンテナンスを行った。
 - * 補助金算定の基礎となる教育研究経常費における教員経費及び学生経費について、理工農系等単価を追加した。
 - * 定員の充足状況による不交付措置について、入学定員超過率による不交付措置（入定欠格）を廃止し、併せて収容定員超過率による欠格判定を行う際の在籍学生数から留年者等を除外するよう変更した。
- ・理工農系等単価の追加にかかる補助金システムの改修に合わせ、補助金DBからデータを取り込めるよう、助成事業総合システムのメンテナンスを行った。
- ・「公文書等の管理に関する法律施行令及び内閣府本府組織令の一部を改正する政令（令和4年政令第31号）」により、移管の措置とする文書ファイル等の保存期間について原則「30年」から「20年」に改正されるため、情報公開用文書管理システムの保存期間に「20年」を追加した。
- ・振込手続きや残高照会を行うEB（パソコンバンキング）について、現行のNTTのISDN回線が令和6年1月以降廃止するため、銀行専用認証回線（VALUX回線）へ移行した。

○PMOの設置等の体制整備

- ・私学振興に係る業務を総合的かつ効率的に実施するため、事業横断的な企画検討を行うとともに、情報システムについて、各プロジェクトを統括し適切な管理・検討及び支援を行うことを目的とする「日本私立学校振興・共済事業団横断的プロジェクト検討部会」を設置した（令和5年8月21日）。【再掲】
- ・当該検討部会においては、①情報システムの戦略、②情報システムの各プロジェクトの支援、③情報システムの管理、④デジタル人材管理に関することを討議することとし、同部会を計3回開催した（令和5年9月21日、令和5年11月14日、令和6年3月18日）。
- ・事業団におけるデジタル・ガバメントの推進及び私学の振興に寄与するため、全体管理として基本的な方針又は計画の確認及びこれらの状況の把握を目的として設置した「日本私立学校振興・共済事業団ITガバナンス委員会」を開催し、IT推進に係る計画管理・執行管理について報告し、情報共有を図った（令和6年3月27日）。
- ・各府省の橋渡し人材の育成及び一般職員の情報リテラシー向上等を目的としてデジタル庁が実施する「情報システム統一研修」を受講した（令和5年5月～令和6年3月）。
- ・サイバー攻撃に対応するため情報システム担当者のインシデントレスポンス能力の向上のため、国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）が実施する「CYDER研修」を受講した（令和5年7月11日）。
- ・近年発生したインシデント事例や最新の攻撃動向・対策動向や、サイバー攻撃を受けた場合における影響範囲の特定や原因究明に係るログ等の分析を行うために必要な知識等習得するため内閣サイバーセキュリティセンターが実施する「CSIRT研修」を受講した（令和5年9月8日、10月12日、令和6年1月30日）。

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-2	経費等の見直し・効率化		
当該項目の重要度、困難度	設定なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標		達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和	令和	令和	令和	令和	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
				5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	
一般管理費 の状況	計画値	171百万円以下	—	171百万円以下	—	—	—	—	—
	実績値	—	155百万円	153百万円	—	—	—	—	—
	達成度	—	—	111.8%	—	—	—	—	—
自己収入額 の状況	計画値	8百万円以上	—	8百万円以上	—	—	—	—	—
	実績値	—	10百万円	12百万円	—	—	—	—	—
	達成度	—	—	150.0%	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
中期目標、中期計画、年度計画					
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
	業務実績		自己評価	評価	
<主な定量的指標> ・一般管理費の金額:171百万円以下 ・自己収入額:8百万円以上 <その他の指標> — <評価の視点> ・自己収入の増・確保及び経費の効率化を図るための取組が行われたか。 ・一者応礼について改善に向けた原因の分析又は取組が行われたか。 <令和4年度評価:項目別	2 経費等の見直し・効率化 (1) 経費等の見直し・効率化を図るための取組 ①予算の執行状況を定期的に精査 一般管理費・業務経費の予算執行にあたり、実績額について予算執行の進捗状況を確認し、支出内容を精査するとともに、各部署に対して執行状況調査及びヒアリング（令和5年10月、令和6年1月）を行い、計画的、効率的な執行に努めた。		2 経費等の見直し・効率化 <評価> B (1) 経費等の見直し・効率化を図るための取組 <評価> A <評価の根拠> 予算執行の進捗を確認し、計画的・効率的な予算執行に努めた。	評価 B <評価に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 (1) 経費等の見直し・効率化を図るための取組 <補助評価> A <評価に至った理由> 予算執行の進捗を確認し、計画的・効率的に予算執行に努めている。	

<p>評定で指摘した課題、改善事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・結果として一者応札となった場合、要因の分析を行うなど改善に向けた取組を引き続き行うことが望まれる。 	<p>②経費の見直し、効率化により一般管理費について 171 百万円以下とするための取組</p> <p>一般管理費の年度計画予算の執行にあたっては、予算執行の進捗状況、支出内容を精査し、予算の計画的、効率的な執行を図った。そのため、令和 5 年度の一般管理費の実績は 153 百万円となり、予算額 171 百万円に対し、18 百万円の削減となった。</p> <p>○借入金利息の軽減</p> <p>貸付財源の調達について貸付日の前日に財政融資資金により調達し、翌日に貸付を行うことで利息の低減に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政融資資金 <ul style="list-style-type: none"> 令和 5 年 5 月：9 億円（29 日調達→30 日貸付） 令和 5 年 6 月：9 億円（28 日調達→29 日貸付） 令和 5 年 7 月：15 億円（27 日調達→28 日貸付） 令和 6 年 3 月：47 億円（26 日調達→27 日貸付） <p>○一般競争入札による調達価格の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 5 年度私学振興事業本部事務所清掃業務 （令和 4 年度 8,262 千円→令和 5 年度 7,832 千円 △430 千円） ・令和 5 年度自動車運行等車両管理業務 （令和 4 年度 14,300 千円→令和 5 年度 13,890 千円 △410 千円） ・令和 5 年度私学振興事業本部事務所受付・電話交換業務 （令和 4 年度 6,600 千円→令和 5 年度 6,435 千円 △165 千円） ・令和 5 年度学校法人等基礎調査データエントリー業務 （令和 4 年度 3,423 千円→令和 5 年度 3,263 千円 △160 千円） <p>○その他費用等の削減</p> <p>消耗品の購入等、価格が 10 万円以上かつ 100 万円以下の案件については一般競争入札に付していないが、その場合も原則として複数の業者から見積書を徴し、調達価格の削減を図っている。令和 5 年度中に見積合わせを行った案件数は 40 件である。</p> <p>○節電行動計画の策定による使用電力の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夏期の電力需給対策として、節電行動計画を下記のとおり策定・実施し、令和 5 年 7 月～9 月の各月の最大使用電力量はいずれも 290 kwh 以下となり節電目標を達成した。 （令和 5 年 7 月：256 kwh 8 月：242 kwh 9 月：235 kwh） 実施期間：令和 5 年 7 月 1 日～令和 5 年 9 月 30 日 節電目標：最大使用可能電力を 290 kwh と設定 節電内容：冷房設備による室温管理（28℃）、休憩時間及び退勤時の室内照明の消灯、OA 機器 	<p>（評定の根拠）</p> <p>経費の見直し、効率化により一般管理費を 171 百万円以下とした。</p>	<p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>—</p> <p><その他事項></p> <p>—</p> <p><評定に至った理由></p> <p>経費の見直し、効率化を行うことにより、対前年度比で▲18 百万円削減するなど、一般管理費を 171 百万円以下としている。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>—</p> <p><その他事項></p> <p>—</p>
--	--	---	--

	<p style="text-align: center;">の電源オフによる節電、エレベーターの運転制限</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬期においても「今冬の節電対策について」を策定し、令和5年12月1日～令和6年3月31日の間、事務所内の暖房設備の温度設定を20℃とするなどの節電対策に取り組んだ。 <p>③刊行物の販売収入等自己収入の8百万円以上の確保</p> <p>○自己収入としての刊行物販売収入等</p> <p>刊行物については平成16年度より特定非営利活動法人「学校経理研究会」を販売元とし「今日の私学財政」等の刊行物の委託販売を行っている。これらの刊行物については業務上、私立学校への情報の還元を行うことを第一の目的としており、その上で販売を行っているものである。</p> <p>また、講師派遣については平成17年度より学校法人等への情報提供サービスの一つとして実施している。</p> <p>令和5年度の自己収入は1,237万円となり、計画額である8百万円を上回った。</p> <p>以下は、主な自己収入の内容である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・刊行物販売料：398冊 747千円 ・講師派遣料：22件 1,063千円 ・経営相談交通費：25件 1,416千円 ・私学スタッフセミナー参加費：46件 2,784千円 ・私学リーダーズセミナー参加費：185件 2,293千円 <p>(2) 契約の適正化</p> <p>①原則として一般競争入札による調達</p> <p>令和5年度の契約件数は30件であり、真にやむを得ないものを除き、原則として一般競争入札による調達を実施した。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">契約件数</td> <td style="text-align: left;">30件 100.0% (前年度36件100.0%)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">一般競争入札件数</td> <td style="text-align: left;">13件 43.3% (前年度21件 58.3%)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">企画競争・公募型件数</td> <td style="text-align: left;">2件 6.7% (前年度1件 2.8%)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">随意契約件数</td> <td style="text-align: left;">15件 50.0% (前年度14件 38.9%)</td> </tr> </table> <p>②一者応札が発生した場合の改善に向けた原因分析又は取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般競争入札(13件)のうち一者応札は4件である。そのうち「月報私学の編集及び印刷作成等業務」及び「コピー用紙の購入」については、原材料や物流コストの高騰により年間を通して再生紙の安定的な供給が困難であること、「サーバ等機器等のレンタル」2件については、仕様書の内容を満たす提案と納期厳守が困難であることから、一者応札となった。 ・令和5年度に一者応札となった案件名及び入札参加を辞退した業者から聴取した辞退理由は、以 	契約件数	30件 100.0% (前年度36件100.0%)	一般競争入札件数	13件 43.3% (前年度21件 58.3%)	企画競争・公募型件数	2件 6.7% (前年度1件 2.8%)	随意契約件数	15件 50.0% (前年度14件 38.9%)	<p>〈評定の根拠〉</p> <p>自己収入は1,237万円となり、計画額である800万円を400万円以上、上回った。</p> <p>(2) 契約の適正化 〈評定〉B</p> <p>〈評定の根拠〉</p> <p>真にやむを得ないものを除き、一般競争入札を実施し、契約の適正化に努めた。</p> <p>〈評定の根拠〉</p> <p>一者応札の改善に向けた原因の分析を行い、複数の業者が参加できるよう、改善に向けた取組を行った。</p>	<p>〈評定に至った理由〉</p> <p>刊行物の販売収入等、計画額8百万円に対し、12百万円の自己収入を確保している。</p> <p>〈指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策〉</p> <p>—</p> <p>〈その他事項〉</p> <p>—</p> <p>(2) 契約の適正化 〈補助評定〉B</p> <p>〈評定に至った理由〉</p> <p>真にやむを得ないものを除き、一般競争入札を実施しており、契約の適正化に努めている。</p> <p>〈指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策〉</p> <p>—</p> <p>〈その他事項〉</p> <p>—</p> <p>〈評定に至った理由〉</p> <p>一者応札の改善に向けた原因の分析を行い、複数の業者が参加できるよう、改善に向けた取組を行っている。</p>
契約件数	30件 100.0% (前年度36件100.0%)										
一般競争入札件数	13件 43.3% (前年度21件 58.3%)										
企画競争・公募型件数	2件 6.7% (前年度1件 2.8%)										
随意契約件数	15件 50.0% (前年度14件 38.9%)										

	<p>下のとおりである。</p> <p>* 案件名：「月報私学」の編集及び印刷作成等業務 令和4年度：6者（入札資料7者配付） →令和5年度：1者（入札資料3者配付） 入札参加辞退理由：事前提出書類の作成が間に合わない。 用紙手配が困難なため、制作体制が整えられない。</p> <p>* 案件名：コピー用紙の購入 令和4年度：3者（入札資料6者配付） →令和5年度：1者（入札資料2者配付） 入札参加辞退理由：1年間の価格変動に対応できない。 受注翌営業日配達が不可能である。</p> <p>* 案件名：私学振興事業本部システムにかかるサーバ等機器等のレンタル」に伴う機器の配送・設置作業 →令和5年度：1者（入札資料4者配付） 入札参加辞退理由：仕様書内容を満たすことができない。</p> <p>* 案件名：私学振興事業本部システムにかかるサーバ等機器等のレンタル →令和5年度：1者（入札資料4者配付） 入札参加辞退理由：仕様書内容を満たすことができない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他、一者応札を減らす取組として、調達予定情報の公表（一般競争入札は30日間、政府調達に該当する場合は50日間）を、引き続き行っている。 ・公表の方法としては、事務所での掲示及び事業団ホームページでの掲載（政府調達に該当する場合は「官報」へも公告）を実施し、業者に対し十分な準備期間を設けることで、できるだけ多くの業者が参加しやすいようにしている。 (https://www.shigaku.go.jp/g_tyoutatu.htm) ・上記取組の結果、令和4年度に一者応札であった案件名「トナーカートリッジ等の購入」は、令和5年度の入札では3者が参加した。 <p>③契約状況の監事による監査、ホームページへの公表 監事による監査については、毎月実施している会計監査において、契約状況等の監査を受け、調達の実施における適正性を図った（令和5年度契約件数：30件）。 また、契約状況について、「契約結果公表基準」に基づき、毎月「契約結果一覧」及び「入札結果一覧」をホームページで公表した。 (https://www.shigaku.go.jp/g_tyoutatu.htm)</p>	<p>〈評定の根拠〉 毎月、監事による監査を受け、契約の適正化に努めた。 また、契約状況についてホームページに公表し、契約の適正化に努めた。</p>	<p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 結果として一者応札となった場合、要因の分析を行うなど改善に向けた取組を引き続き行うことが望まれる。</p> <p><その他事項> —</p> <p><評定に至った理由> 毎月、監事による監査を受け、契約の適正化に努めるとともに、契約状況についてホームページに公表し、契約の適正化に努めている。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> —</p> <p><その他事項> —</p>
--	---	--	--

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3-1	財務内容の改善に関する事項 収益の確保、予算の効率的な執行、適切な財務内容の実現		
当該項目の重要度、困難度	設定なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評定	
<p><主な定量的指標> —</p> <p><その他の指標> —</p> <p><評価の視点> ・収支計画に沿った運営が行われたか。収益の確保・増に向けた取組が行われたか。</p> <p><第4期中期評価：項目別評定で指摘した課題、改善事項> ・市場の低金利に加えコロナウイルス感染症の状況により、施設整備計画の遅延や見直しなどにより貸付残高が減少している状況であり、第4期中期計画期間の収支状況へ</p>	<p>1 収益の確保、予算の効率的な執行、適切な財務内容の実現</p> <p>(1) 収支計画の作成及び当該収支計画に沿った適切な運営 令和5年度収支計画については、中期計画に沿って経費の縮減・効率化を含む各事業の計画予算額に基づき作成した。</p> <p>○当初計画 貸付事業における収益を確保し、財務運営の健全化を図るため、貸付計画額（575億円）の達成、繰上償還の計画的な受入れ（5億円）、貸付資金の安定的な調達（借入金465億円）等の事業計画に基づき、貸付金利息、借入金利息等を積算し、運営経費については、経費等の縮減・効率化の計画に基づき積算した。</p> <p>○変更後計画 ・助成金及び厚生年金勘定への繰入</p>	<p>1 収益の確保、予算の効率的な執行、適切な財務内容の実現 〈評定〉B</p> <p>(1) 収支計画に沿った適切な運営 〈評定〉B</p> <p>〈評定の根拠〉 収支計画を作成し、当該収支計画に沿った運営を行った。</p>	<p>B</p> <p><評定に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> —</p> <p><その他事項> —</p> <p>(1) 収支計画に沿った適切な運営 <補助評定> B</p> <p><評定に至った理由> 収支計画を作成し、当該収支計画に沿った運営を行っている。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> —</p>	

<p>のシミュレーション等を行っているものの、中長期的な展望のもとでの、健全な財政運営の維持に向けた取組を行うことが望まれる。</p> <p><令和4年度評価：項目別評定で指摘した課題、改善事項></p> <p>・引き続き、第4期中期計画期間の収支状況へのシミュレーション等を踏まえ、中長期的な展望のもとで健全な財政運営の維持に向けた取組を行うことが望まれる。</p>	<p>当初計画において未計上であった助成金及び厚生年金勘定への繰入について、令和4年度決算における利益処分額を計上するため、収支計画等（予算）を変更した（令和5年6月30日届出）。</p> <p>助成金： 未計上 → 110百万円 厚生年金勘定への繰入金：未計上 → 47百万円</p> <p>・国庫納付金の支払額 中期目標期間の最終年度である令和4年度決算における利益処分による整理を行った後、日本私立学校振興・共済事業団法第36条に基づき、その超える部分の金額を国庫に納付する必要があるため、資金計画を変更した（令和5年6月30日届出）。</p> <p>国庫納付金の支払額： 未計上 → 606百万円</p> <p>・令和5年5月28日から7月20日までの間の豪雨及び暴風雨による災害等への対応 令和5年5月28日から7月20日までの間の豪雨及び暴風雨により被災した私立大学等に対する財政支援措置として、第一次補正予算により私立大学等経常費補助金が増額されたため、補正予算成立後、収支計画等（予算）を変更した（令和6年2月5日届出）。</p> <p>国庫補助金（私立大学等経常費補助金） 297,839百万円 → 297,911百万円（+72百万円） 交付補助金 297,719百万円 → 297,791百万円（+72百万円）</p> <p>貸付事業については、貸付計画額575億円に対して貸付実績193億円、繰上償還5億円に対して10.38億円（補償金付繰上償還を除く）、借入計画額465億円に対して、80億円となった。</p> <p>貸付金利息（計画額4,709百万円、実績額4,139百万円）・償却済未収貸付金利息（実績額17百万円（前期損益修正益のうち））と借入金利息（計画額2,637百万円、実績額2,170百万円）との利息収支差は、計画額2,071百万円に対して、1,986百万円と85百万円の減額となった。</p> <p>人件費、一般管理費、業務経費等は計画額2,214百万円に対して1,980百万円と234百万円の減額となった。</p> <p>この結果、令和5年度当期総損失は、548百万円となり、計画額69百万円に対して479百万円の増額となった。</p> <p>(2) 自己収入の増・確保及び経費の効率化 ○貸付事業における各種取組 【詳細は、2 貸付事業（1）<12頁～15頁>を参照】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・借入希望アンケートや学校法人への訪問、融資メニューの案内等による借入ニーズの適切な把握。 ・利子助成制度の継続、幼稚園・認定こども園に対する優遇措置等、ニーズに応じた融資制度の見直し。 	<p>(2) 自己収入の増・確保及び経費の効率化 <評定> B</p> <p><評定の根拠> 収益の確保・増に向けた取組が行われた。</p>	<p><その他事項> —</p> <p>(2) 自己収入の増・確保及び経費の効率化 <補助評定> B</p> <p><評定に至った理由> 収益の確保・増に向けた取組が行われている。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> —</p>
--	---	--	---

		<p>○経費等の見直し・効率化を図るための取組</p> <p>【詳細は、2-2 経費等の見直し・効率化（1）＜44頁～46頁＞を参照】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・借入金利息の軽減、一般競争入札による調達価格の削減、その他費用等の削減、節電行動計画の策定による使用電力の削減。 ・自己収入としての刊行物販売収入等。 		<p><その他事項></p> <p>—</p>
--	--	---	--	-------------------------------

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3-2	財務内容の管理の適正化		
当該項目の重要度、困難度	設定なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価
	業務実績		自己評価	評価
<p><主な定量的指標> —</p> <p><その他の指標> —</p> <p><評価の視点> ・事業毎の評価・分析を踏まえた経費配分等が行われたか。また、財務状況等の健全性・透明性を確保するための取組が行われたか。 ・総貸付残高に対するリスク管理債権の割合：2.0%以下【再掲】</p>	<p>2 財務内容の管理の適正化</p> <p>(1) 事業ごとの経費配分、業務運営の効率化 各事業の中期計画・年度計画に基づき、前年度の執行状況、また、業務運営全体の効率化も勘案し、精査を行ったうえで予算を編成した。 予算の執行にあたっては、定期的に執行状況を精査し、効率的執行に努めた。</p> <p>○決算内容のダイジェスト版の公表 業務内容に基づき、助成業務（助成勘定）及び共済業務の各勘定の決算の概要を作成し、決算承認後にホームページに公表した。 ・「決算の概要（令和4年度）」：令和5年11月10日掲載 (https://www.shigaku.go.jp/g_za_kessan.htm)</p> <p>○財務状況の経年推移の公表 財務状況の経年推移を作成し、ホームページに公表した。 ・「主要な経営指標等の推移及びリスク管理債権」 ：令和5年11月10日掲載 (https://www.shigaku.go.jp/g_za_shihyo.htm)</p>		<p>2 財務内容の管理の適正化 (評定) B</p> <p>(1) 経費配分、業務運営の効率化 (評定) B</p> <p><評定の根拠> 事業ごとの年度計画に基づく予算編成を行い、また、財務内容の透明性等の確保のため、決算状況等のダイジェスト版等を作成し、ホームページで公表した。</p>	<p>評定 B</p> <p><評定に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p> <p>(1) 経費配分、業務運営の効率化 <補助評定> B</p> <p><評定に至った理由> 事業ごとの年度計画に基づく予算編成を行い、また、財務内容の透明性等の確保のため、決算状況等のダイジェスト版等を作成し、公表するなどしている。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> —</p> <p><その他事項> —</p>

		<p>(2) 財務状態の健全性の確保及び財務シミュレーションの実施</p> <p>○財務状態の健全性の確保 長期滞納法人等へ適時適切な対応を行い、債権の適切な回収及び保全を図ることなどにより収支状況の改善に努めた。 【詳細は、2 貸付事業(2) <15~17 頁>を参照】 また、特に信用リスクに備えるため、適正な貸倒引当金の設定を行った。</p> <p>○財務シミュレーションの実施 助成勘定の健全な財政運営の維持に向けた方策の検討として、第5期中期目標期間以降の収支状況について、令和4年度決算をもとに損益シミュレーションを作成し、「助成業務における財政検討会議」において検討を行ったうえで、その結果を執行役員会議に報告し、全役職員へ周知を行った。</p>	<p>(2) 財務状態の健全性の確保等 <評価> B <評価の根拠> 財務状態の健全性のため、適切なリスク管理を実施し、また、適正な貸倒引当金の設定を行った。また、全役職員へ長期的な損益見込を周知した。</p>	<p>(2) 財務状態の健全性の確保等 <補助評価> B <評価に至った理由> 適切なリスク管理及び適正な貸倒引当金の設定を行っている。また、第5期中期目標期間以降の収支状況について、令和4年度決算をもとに損益シミュレーションを作成し、全役職員へ長期的な損益見込を周知している。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、第5期中期計画期間以降の収支状況におけるシミュレーション等を踏まえ、中長期的な展望のもとで健全な財政運営の維持に向けた取組を行うことが望まれる。</p> <p><その他事項> —</p>
--	--	--	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3-3	人件費の適正化		
当該項目の重要度、困難度	設定なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価
	業務実績	自己評価	評価	
<主な定量的指標> — <その他の指標> — <評価の視点> ・毎年度検証し、給与水準等を対外的に公表する。	3 人件費の適正化 ○給与水準の適正化 国家公務員等の給与水準を十分に考慮し、人事院の給与勧告を踏まえたうえで、役職員に対し適正な報酬や給与等を確保した。具体的には、職員の本給表の改定率を平均1.1%としたうえで、若年層に重点を置き、1,100円から最大11,400円の引き上げを基本として改定した（職員給与規程：令和5年12月1日改正）。 ○給与水準及びその合理性・妥当性を対外的に公表 事業団は、国のガイドラインに基づいて、役員報酬や職員給与について公表する義務はないが、社会一般に対して説明責任を果たすことは事業団の責務であると考えられる。そのため、給与等の実態を取りまとめて、自主的にホームページで公表した。 ・「役職員の報酬・給与等について」：令和5年9月29日掲載 (https://www.shigaku.go.jp/g_jisyukouhyou.htm)	3 人件費の適正化 (評定) B <評定の根拠> 人件費の適正化について検証し、給与水準等を対外的に公表した。	B <評定に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 また、人件費の適正化について検証し、給与水準等を対外的に公表している。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> — <その他事項> —	

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3-4	予算、収支計画及び資金計画		
当該項目の重要度、困難度	設定なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	-

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価																																																																																																																										
中期目標、中期計画、年度計画																																																																																																																										
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																																																																																																																							
	業務実績	自己評価																																																																																																																								
-	4 予算、収支計画及び資金計画	4 予算、収支計画及び資金計画	評定 B																																																																																																																							
	① 予算 日本私立学校振興・共済事業団（助成勘定） 〔合計〕 (単位：百万円) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>年度計画予算 A</th> <th>実績額 B</th> <th>差額 B - A</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収入の部</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>政府出資金</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>46,500</td> <td>8,000</td> <td>△ 38,500 ※1</td> </tr> <tr> <td>貸付回収金</td> <td>50,587</td> <td>51,976</td> <td>△ 1,389 ※2</td> </tr> <tr> <td>貸付金利息</td> <td>4,644</td> <td>4,160</td> <td>△ 484 ※3</td> </tr> <tr> <td>預金利息</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>国庫補助金</td> <td>297,942</td> <td>297,752</td> <td>△ 190 ※4</td> </tr> <tr> <td>授業料等減免費交付金</td> <td>206,465</td> <td>119,075</td> <td>△ 87,390 ※5</td> </tr> <tr> <td>受入寄付金</td> <td>28,021</td> <td>26,050</td> <td>△ 1,971 ※6</td> </tr> <tr> <td>受入基金</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>△ 1</td> </tr> <tr> <td>基金受取利息</td> <td>50</td> <td>65</td> <td>△ 15</td> </tr> <tr> <td>雑収入</td> <td>8</td> <td>1,775</td> <td>1,767 ※7</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>634,221</td> <td>508,856</td> <td>△ 125,365</td> </tr> <tr> <td>支出の部</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>貸付金</td> <td>57,700</td> <td>19,333</td> <td>△ 38,367 ※8</td> </tr> <tr> <td>借入金償還</td> <td>39,442</td> <td>37,884</td> <td>△ 1,558 ※9</td> </tr> <tr> <td>借入金利息</td> <td>2,616</td> <td>2,172</td> <td>△ 444 ※10</td> </tr> <tr> <td>助成金</td> <td>110</td> <td>110</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>交付補助金</td> <td>297,791</td> <td>297,616</td> <td>△ 175 ※4</td> </tr> <tr> <td>授業料等減免費交付金</td> <td>206,465</td> <td>118,098</td> <td>△ 88,367 ※5</td> </tr> <tr> <td>配付寄付金</td> <td>28,030</td> <td>25,999</td> <td>△ 2,031 ※11</td> </tr> <tr> <td>学術研究振興費</td> <td>80</td> <td>80</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>人件費</td> <td>1,281</td> <td>1,168</td> <td>△ 113 ※12</td> </tr> <tr> <td>一般管理費</td> <td>171</td> <td>153</td> <td>△ 18 ※13</td> </tr> <tr> <td>業務経費</td> <td>724</td> <td>600</td> <td>△ 124 ※13</td> </tr> <tr> <td>施設設備費</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>厚生年金勘定へ繰入</td> <td>47</td> <td>42</td> <td>△ 5</td> </tr> <tr> <td>雑支出</td> <td>-</td> <td>2,503</td> <td>2,503 ※7</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>634,461</td> <td>505,763</td> <td>△ 128,698</td> </tr> </tbody> </table>	区分	年度計画予算 A	実績額 B	差額 B - A	収入の部				政府出資金	-	-	-	借入金	46,500	8,000	△ 38,500 ※1	貸付回収金	50,587	51,976	△ 1,389 ※2	貸付金利息	4,644	4,160	△ 484 ※3	預金利息	0	0	0	国庫補助金	297,942	297,752	△ 190 ※4	授業料等減免費交付金	206,465	119,075	△ 87,390 ※5	受入寄付金	28,021	26,050	△ 1,971 ※6	受入基金	1	0	△ 1	基金受取利息	50	65	△ 15	雑収入	8	1,775	1,767 ※7	計	634,221	508,856	△ 125,365	支出の部				貸付金	57,700	19,333	△ 38,367 ※8	借入金償還	39,442	37,884	△ 1,558 ※9	借入金利息	2,616	2,172	△ 444 ※10	助成金	110	110	-	交付補助金	297,791	297,616	△ 175 ※4	授業料等減免費交付金	206,465	118,098	△ 88,367 ※5	配付寄付金	28,030	25,999	△ 2,031 ※11	学術研究振興費	80	80	0	人件費	1,281	1,168	△ 113 ※12	一般管理費	171	153	△ 18 ※13	業務経費	724	600	△ 124 ※13	施設設備費	-	-	-	厚生年金勘定へ繰入	47	42	△ 5	雑支出	-	2,503	2,503 ※7	計	634,461	505,763	△ 128,698	(評定) B <評定の根拠> 年度計画をもとに計画的に執行した。
区分	年度計画予算 A	実績額 B	差額 B - A																																																																																																																							
収入の部																																																																																																																										
政府出資金	-	-	-																																																																																																																							
借入金	46,500	8,000	△ 38,500 ※1																																																																																																																							
貸付回収金	50,587	51,976	△ 1,389 ※2																																																																																																																							
貸付金利息	4,644	4,160	△ 484 ※3																																																																																																																							
預金利息	0	0	0																																																																																																																							
国庫補助金	297,942	297,752	△ 190 ※4																																																																																																																							
授業料等減免費交付金	206,465	119,075	△ 87,390 ※5																																																																																																																							
受入寄付金	28,021	26,050	△ 1,971 ※6																																																																																																																							
受入基金	1	0	△ 1																																																																																																																							
基金受取利息	50	65	△ 15																																																																																																																							
雑収入	8	1,775	1,767 ※7																																																																																																																							
計	634,221	508,856	△ 125,365																																																																																																																							
支出の部																																																																																																																										
貸付金	57,700	19,333	△ 38,367 ※8																																																																																																																							
借入金償還	39,442	37,884	△ 1,558 ※9																																																																																																																							
借入金利息	2,616	2,172	△ 444 ※10																																																																																																																							
助成金	110	110	-																																																																																																																							
交付補助金	297,791	297,616	△ 175 ※4																																																																																																																							
授業料等減免費交付金	206,465	118,098	△ 88,367 ※5																																																																																																																							
配付寄付金	28,030	25,999	△ 2,031 ※11																																																																																																																							
学術研究振興費	80	80	0																																																																																																																							
人件費	1,281	1,168	△ 113 ※12																																																																																																																							
一般管理費	171	153	△ 18 ※13																																																																																																																							
業務経費	724	600	△ 124 ※13																																																																																																																							
施設設備費	-	-	-																																																																																																																							
厚生年金勘定へ繰入	47	42	△ 5																																																																																																																							
雑支出	-	2,503	2,503 ※7																																																																																																																							
計	634,461	505,763	△ 128,698																																																																																																																							

(注) 百万円未満の端数を切り捨てているため、各欄積算と合計欄の数字が一致しないことがある。

	※1 貸付金の実績減による借入金の減 ※2 繰上償還等による増 ※3 予算積算金利と実行金利の相違等による減 ※4 交付補助金の実績減 ※5 授業料等減免交付金の実績減 ※6 受入寄付金の実績減 ※7 補助金返還額の増等 ※8 貸付金の実績減 ※9 前年度繰上返済による減 ※10 借入額の減少及び予算積算金利と実行金利の相違等による減 ※11 配付寄付金の実績減 ※12 人件費の実績減 ※13 節減等による減		
--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3-4	予算、収支計画及び資金計画		
当該項目の重要度、困難度	設定なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価																																																																																																																																															
中期目標、中期計画、年度計画																																																																																																																																															
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																																																																																																																																												
	業務実績																																																																																																																																														
—	② 収支計画	自己評価	評定 B																																																																																																																																												
	<p>日本私立学校振興・共済事業団（助成勘定）</p> <p>〔合計〕 (単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>年度計画 A</th> <th>実績額 B</th> <th>差 額 B - A</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用の部</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>経常費用</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>業務費</td> <td>536,607</td> <td>446,031</td> <td>△ 90,576</td> </tr> <tr> <td>交付補助金</td> <td>297,791</td> <td>297,616</td> <td>△ 175 ※1</td> </tr> <tr> <td>授業料等減免費交付金</td> <td>206,465</td> <td>118,098</td> <td>△ 88,367 ※2</td> </tr> <tr> <td>借入金利息</td> <td>2,637</td> <td>2,170</td> <td>△ 467 ※3</td> </tr> <tr> <td>配付寄附金 ①</td> <td>28,030</td> <td>25,999</td> <td>△ 2,031 ※4</td> </tr> <tr> <td>学術研究振興費</td> <td>80</td> <td>80</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入</td> <td>36</td> <td>694</td> <td>△ 658 ※5</td> </tr> <tr> <td>業務経費 ②</td> <td>1,566</td> <td>1,370</td> <td>△ 196 ※6</td> </tr> <tr> <td>一般管理費 ③</td> <td>647</td> <td>610</td> <td>△ 37 ※6</td> </tr> <tr> <td>雑損</td> <td>—</td> <td>1,763</td> <td>△ 1,763 ※7</td> </tr> <tr> <td>臨時損失</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>固定資産除却損</td> <td>—</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>前期損益修正損</td> <td>—</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>費用の部計</td> <td>537,254</td> <td>448,407</td> <td>△ 88,847</td> </tr> <tr> <td>収益の部</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>経常収益</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>補助金等収益</td> <td>504,339</td> <td>415,787</td> <td>△ 88,552 ※1,2</td> </tr> <tr> <td>貸付金利息</td> <td>4,709</td> <td>4,139</td> <td>△ 570 ※8</td> </tr> <tr> <td>寄附金収益</td> <td>28,110</td> <td>26,080</td> <td>△ 2,030 ※9</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金見返に係る収益</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>△ 1</td> </tr> <tr> <td>資産見返負債戻入</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>△ 0</td> </tr> <tr> <td>財務収益</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>雑益</td> <td>8</td> <td>1,775</td> <td>△ 1,767 ※7</td> </tr> <tr> <td>臨時利益</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金戻入</td> <td>—</td> <td>38</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td>前期損益修正益 ⑤</td> <td>—</td> <td>20 ※10</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>収益の部計</td> <td>537,185</td> <td>447,859</td> <td>△ 89,326</td> </tr> <tr> <td>税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)</td> <td>△ 69</td> <td>△ 547</td> <td>△ 478</td> </tr> <tr> <td>法人税、住民税及び事業税 ⑥</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>当期総利益又は当期総損失(△)</td> <td>△ 69</td> <td>△ 548</td> <td>△ 479</td> </tr> <tr> <td>利息収支差 (④+⑤-①) ※11</td> <td>2,071</td> <td>1,986</td> <td>△ 85</td> </tr> <tr> <td>人件費、一般管理費、業務経費等 (②+③+⑥)</td> <td>2,214</td> <td>1,980</td> <td>△ 234</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 百万円未満の端数を切り捨てているため、各欄積算と合計欄の数字が一致しないことがある。</p>	区 分	年度計画 A	実績額 B	差 額 B - A	費用の部				経常費用				業務費	536,607	446,031	△ 90,576	交付補助金	297,791	297,616	△ 175 ※1	授業料等減免費交付金	206,465	118,098	△ 88,367 ※2	借入金利息	2,637	2,170	△ 467 ※3	配付寄附金 ①	28,030	25,999	△ 2,031 ※4	学術研究振興費	80	80	0	貸倒引当金繰入	36	694	△ 658 ※5	業務経費 ②	1,566	1,370	△ 196 ※6	一般管理費 ③	647	610	△ 37 ※6	雑損	—	1,763	△ 1,763 ※7	臨時損失				固定資産除却損	—	0	0	前期損益修正損	—	1	1	費用の部計	537,254	448,407	△ 88,847	収益の部				経常収益				補助金等収益	504,339	415,787	△ 88,552 ※1,2	貸付金利息	4,709	4,139	△ 570 ※8	寄附金収益	28,110	26,080	△ 2,030 ※9	賞与引当金見返に係る収益	5	4	△ 1	資産見返負債戻入	12	12	△ 0	財務収益	0	0	0	雑益	8	1,775	△ 1,767 ※7	臨時利益				退職給付引当金戻入	—	38	38	前期損益修正益 ⑤	—	20 ※10	20	収益の部計	537,185	447,859	△ 89,326	税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	△ 69	△ 547	△ 478	法人税、住民税及び事業税 ⑥	0	0	—	当期総利益又は当期総損失(△)	△ 69	△ 548	△ 479	利息収支差 (④+⑤-①) ※11	2,071	1,986	△ 85	人件費、一般管理費、業務経費等 (②+③+⑥)	2,214	1,980	△ 234	<p>〈評定の根拠〉</p> <p>収支計画をもとに計画的に執行した。</p>	<p>〈評定に至った理由〉</p> <p>中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。</p> <p>自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p> <p>また、収支計画をもとに状況の変化に対応して計画的に執行している。</p> <p>〈指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策〉</p> <p>—</p> <p>〈その他事項〉</p> <p>—</p>
区 分	年度計画 A	実績額 B	差 額 B - A																																																																																																																																												
費用の部																																																																																																																																															
経常費用																																																																																																																																															
業務費	536,607	446,031	△ 90,576																																																																																																																																												
交付補助金	297,791	297,616	△ 175 ※1																																																																																																																																												
授業料等減免費交付金	206,465	118,098	△ 88,367 ※2																																																																																																																																												
借入金利息	2,637	2,170	△ 467 ※3																																																																																																																																												
配付寄附金 ①	28,030	25,999	△ 2,031 ※4																																																																																																																																												
学術研究振興費	80	80	0																																																																																																																																												
貸倒引当金繰入	36	694	△ 658 ※5																																																																																																																																												
業務経費 ②	1,566	1,370	△ 196 ※6																																																																																																																																												
一般管理費 ③	647	610	△ 37 ※6																																																																																																																																												
雑損	—	1,763	△ 1,763 ※7																																																																																																																																												
臨時損失																																																																																																																																															
固定資産除却損	—	0	0																																																																																																																																												
前期損益修正損	—	1	1																																																																																																																																												
費用の部計	537,254	448,407	△ 88,847																																																																																																																																												
収益の部																																																																																																																																															
経常収益																																																																																																																																															
補助金等収益	504,339	415,787	△ 88,552 ※1,2																																																																																																																																												
貸付金利息	4,709	4,139	△ 570 ※8																																																																																																																																												
寄附金収益	28,110	26,080	△ 2,030 ※9																																																																																																																																												
賞与引当金見返に係る収益	5	4	△ 1																																																																																																																																												
資産見返負債戻入	12	12	△ 0																																																																																																																																												
財務収益	0	0	0																																																																																																																																												
雑益	8	1,775	△ 1,767 ※7																																																																																																																																												
臨時利益																																																																																																																																															
退職給付引当金戻入	—	38	38																																																																																																																																												
前期損益修正益 ⑤	—	20 ※10	20																																																																																																																																												
収益の部計	537,185	447,859	△ 89,326																																																																																																																																												
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	△ 69	△ 547	△ 478																																																																																																																																												
法人税、住民税及び事業税 ⑥	0	0	—																																																																																																																																												
当期総利益又は当期総損失(△)	△ 69	△ 548	△ 479																																																																																																																																												
利息収支差 (④+⑤-①) ※11	2,071	1,986	△ 85																																																																																																																																												
人件費、一般管理費、業務経費等 (②+③+⑥)	2,214	1,980	△ 234																																																																																																																																												

	※1 交付補助金の実績減 ※2 授業料等減免費交付金の実績減 ※3 借入額の減少及び予算積算金利と実行金利の相違等による減 ※4 配付寄附金の実績減 ※5 貸倒引当金の増 ※6 節減等による減 ※7 補助金返還額の増等 ※8 予算積算金利と実行金利の相違等による減 ※9 配付寄附金の実績減による寄附金収益の減 ※10 20百万円のうち償却処理した未収貸付金利息の回収以外に3百万円を計上 ※11 ⑤前期損益修正益から※10に係る3百万円を除外		
--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3-4	予算、収支計画及び資金計画		
当該項目の重要度、困難度	設定なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価																																																																																																																																																																																							
中期目標、中期計画、年度計画																																																																																																																																																																																							
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																																																																																																																																																																																				
	業務実績	自己評価																																																																																																																																																																																					
—	<p>③ 資金計画</p> <p>日本私立学校振興・共済事業団(助成勘定)</p> <p>(合計)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>年度計画 A</th> <th>実績額 B</th> <th>差 額 B-A</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資金支出</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>業務活動による支出</td> <td>634,718</td> <td>518,887</td> <td>△ 115,831</td> </tr> <tr> <td>交付補助金支出</td> <td>297,791</td> <td>297,616</td> <td>△ 175 ※1</td> </tr> <tr> <td>授業料等減免費交付金支出</td> <td>206,465</td> <td>119,159</td> <td>△ 87,306 ※2</td> </tr> <tr> <td>貸付による支出</td> <td>57,700</td> <td>19,333</td> <td>△ 38,367 ※3</td> </tr> <tr> <td>長期借入金の返済による支出</td> <td>39,442</td> <td>37,884</td> <td>△ 1,558 ※4</td> </tr> <tr> <td>借入金利息支出</td> <td>2,616</td> <td>2,172</td> <td>△ 444 ※5</td> </tr> <tr> <td>私学振興債券の償還による支出</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>債券利息支出</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>寄付金の配付による支出</td> <td>28,030</td> <td>25,749</td> <td>△ 2,281 ※6</td> </tr> <tr> <td>学術研究振興費の交付による支出</td> <td>80</td> <td>80</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>人件費支出</td> <td>1,215</td> <td>1,166</td> <td>△ 49</td> </tr> <tr> <td>その他の業務支出</td> <td>769</td> <td>15,116</td> <td>14,347 ※7</td> </tr> <tr> <td>国庫納付金の支払額</td> <td>606</td> <td>606</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>投資活動による支出</td> <td>626</td> <td>2,220</td> <td>1,594</td> </tr> <tr> <td>定期預金の預入による支出</td> <td>—</td> <td>1,366</td> <td>1,366</td> </tr> <tr> <td>有価証券の取得による支出</td> <td>500</td> <td>300</td> <td>△ 200</td> </tr> <tr> <td>投資有価証券の取得による支出</td> <td>—</td> <td>500</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産の取得による支出</td> <td>—</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産の取得による支出</td> <td>126</td> <td>50</td> <td>△ 76</td> </tr> <tr> <td>財務活動による支出</td> <td>157</td> <td>152</td> <td>△ 5</td> </tr> <tr> <td>助成金の交付による支出</td> <td>110</td> <td>110</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>厚生年金勘定へ繰入による支出</td> <td>47</td> <td>42</td> <td>△ 5</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>635,502</td> <td>521,259</td> <td>△ 114,243</td> </tr> <tr> <td>翌年度への繰越金</td> <td>20,083</td> <td>22,074</td> <td>1,991</td> </tr> <tr> <td>資金収入</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>業務活動による収入</td> <td>634,229</td> <td>509,378</td> <td>△ 124,851</td> </tr> <tr> <td>国庫補助金収入</td> <td>297,942</td> <td>297,688</td> <td>△ 254 ※1</td> </tr> <tr> <td>授業料等減免費交付金収入</td> <td>206,465</td> <td>119,075</td> <td>△ 87,390 ※2</td> </tr> <tr> <td>貸付金の回収による収入</td> <td>50,587</td> <td>51,976</td> <td>△ 1,389 ※8</td> </tr> <tr> <td>貸付金利息収入</td> <td>4,644</td> <td>4,143</td> <td>△ 501 ※5</td> </tr> <tr> <td>長期借入による収入</td> <td>46,500</td> <td>8,000</td> <td>△ 38,500 ※9</td> </tr> <tr> <td>寄付金の受入による収入</td> <td>28,021</td> <td>25,800</td> <td>△ 2,221 ※10</td> </tr> <tr> <td>基金利息の受取額</td> <td>59</td> <td>74</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>その他の業務収入</td> <td>8</td> <td>2,620</td> <td>2,612 ※7</td> </tr> <tr> <td>利息の受取額</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>投資活動による収入</td> <td>500</td> <td>2,183</td> <td>1,683</td> </tr> <tr> <td>定期預金の払戻による収入</td> <td>—</td> <td>1,883</td> <td>1,883</td> </tr> <tr> <td>有価証券の償還による収入</td> <td>500</td> <td>300</td> <td>△ 200</td> </tr> <tr> <td>財務活動による収入</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>△ 1</td> </tr> <tr> <td>民間出せんの受入による収入</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>△ 1</td> </tr> <tr> <td>政府出資金の受入による収入</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>634,730</td> <td>511,561</td> <td>△ 123,169</td> </tr> <tr> <td>前年度よりの繰越金</td> <td>20,855</td> <td>31,773</td> <td>10,918</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	年度計画 A	実績額 B	差 額 B-A	資金支出				業務活動による支出	634,718	518,887	△ 115,831	交付補助金支出	297,791	297,616	△ 175 ※1	授業料等減免費交付金支出	206,465	119,159	△ 87,306 ※2	貸付による支出	57,700	19,333	△ 38,367 ※3	長期借入金の返済による支出	39,442	37,884	△ 1,558 ※4	借入金利息支出	2,616	2,172	△ 444 ※5	私学振興債券の償還による支出	—	—	—	債券利息支出	—	—	—	寄付金の配付による支出	28,030	25,749	△ 2,281 ※6	学術研究振興費の交付による支出	80	80	0	人件費支出	1,215	1,166	△ 49	その他の業務支出	769	15,116	14,347 ※7	国庫納付金の支払額	606	606	—	投資活動による支出	626	2,220	1,594	定期預金の預入による支出	—	1,366	1,366	有価証券の取得による支出	500	300	△ 200	投資有価証券の取得による支出	—	500	500	有形固定資産の取得による支出	—	3	3	無形固定資産の取得による支出	126	50	△ 76	財務活動による支出	157	152	△ 5	助成金の交付による支出	110	110	—	厚生年金勘定へ繰入による支出	47	42	△ 5	計	635,502	521,259	△ 114,243	翌年度への繰越金	20,083	22,074	1,991	資金収入				業務活動による収入	634,229	509,378	△ 124,851	国庫補助金収入	297,942	297,688	△ 254 ※1	授業料等減免費交付金収入	206,465	119,075	△ 87,390 ※2	貸付金の回収による収入	50,587	51,976	△ 1,389 ※8	貸付金利息収入	4,644	4,143	△ 501 ※5	長期借入による収入	46,500	8,000	△ 38,500 ※9	寄付金の受入による収入	28,021	25,800	△ 2,221 ※10	基金利息の受取額	59	74	15	その他の業務収入	8	2,620	2,612 ※7	利息の受取額	0	0	0	投資活動による収入	500	2,183	1,683	定期預金の払戻による収入	—	1,883	1,883	有価証券の償還による収入	500	300	△ 200	財務活動による収入	1	0	△ 1	民間出せんの受入による収入	1	0	△ 1	政府出資金の受入による収入	—	—	—	計	634,730	511,561	△ 123,169	前年度よりの繰越金	20,855	31,773	10,918	<p>(単位:百万円)</p> <p>〈評定の根拠〉 資金計画をもとに計画的に 執行した。</p>	<p>評定 B</p> <p>〈評定に至った理由〉 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 また、資金計画をもとに状況の変化に対応して計画的に執行している。</p> <p>〈指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策〉 —</p> <p>〈その他事項〉 —</p>
区 分	年度計画 A	実績額 B	差 額 B-A																																																																																																																																																																																				
資金支出																																																																																																																																																																																							
業務活動による支出	634,718	518,887	△ 115,831																																																																																																																																																																																				
交付補助金支出	297,791	297,616	△ 175 ※1																																																																																																																																																																																				
授業料等減免費交付金支出	206,465	119,159	△ 87,306 ※2																																																																																																																																																																																				
貸付による支出	57,700	19,333	△ 38,367 ※3																																																																																																																																																																																				
長期借入金の返済による支出	39,442	37,884	△ 1,558 ※4																																																																																																																																																																																				
借入金利息支出	2,616	2,172	△ 444 ※5																																																																																																																																																																																				
私学振興債券の償還による支出	—	—	—																																																																																																																																																																																				
債券利息支出	—	—	—																																																																																																																																																																																				
寄付金の配付による支出	28,030	25,749	△ 2,281 ※6																																																																																																																																																																																				
学術研究振興費の交付による支出	80	80	0																																																																																																																																																																																				
人件費支出	1,215	1,166	△ 49																																																																																																																																																																																				
その他の業務支出	769	15,116	14,347 ※7																																																																																																																																																																																				
国庫納付金の支払額	606	606	—																																																																																																																																																																																				
投資活動による支出	626	2,220	1,594																																																																																																																																																																																				
定期預金の預入による支出	—	1,366	1,366																																																																																																																																																																																				
有価証券の取得による支出	500	300	△ 200																																																																																																																																																																																				
投資有価証券の取得による支出	—	500	500																																																																																																																																																																																				
有形固定資産の取得による支出	—	3	3																																																																																																																																																																																				
無形固定資産の取得による支出	126	50	△ 76																																																																																																																																																																																				
財務活動による支出	157	152	△ 5																																																																																																																																																																																				
助成金の交付による支出	110	110	—																																																																																																																																																																																				
厚生年金勘定へ繰入による支出	47	42	△ 5																																																																																																																																																																																				
計	635,502	521,259	△ 114,243																																																																																																																																																																																				
翌年度への繰越金	20,083	22,074	1,991																																																																																																																																																																																				
資金収入																																																																																																																																																																																							
業務活動による収入	634,229	509,378	△ 124,851																																																																																																																																																																																				
国庫補助金収入	297,942	297,688	△ 254 ※1																																																																																																																																																																																				
授業料等減免費交付金収入	206,465	119,075	△ 87,390 ※2																																																																																																																																																																																				
貸付金の回収による収入	50,587	51,976	△ 1,389 ※8																																																																																																																																																																																				
貸付金利息収入	4,644	4,143	△ 501 ※5																																																																																																																																																																																				
長期借入による収入	46,500	8,000	△ 38,500 ※9																																																																																																																																																																																				
寄付金の受入による収入	28,021	25,800	△ 2,221 ※10																																																																																																																																																																																				
基金利息の受取額	59	74	15																																																																																																																																																																																				
その他の業務収入	8	2,620	2,612 ※7																																																																																																																																																																																				
利息の受取額	0	0	0																																																																																																																																																																																				
投資活動による収入	500	2,183	1,683																																																																																																																																																																																				
定期預金の払戻による収入	—	1,883	1,883																																																																																																																																																																																				
有価証券の償還による収入	500	300	△ 200																																																																																																																																																																																				
財務活動による収入	1	0	△ 1																																																																																																																																																																																				
民間出せんの受入による収入	1	0	△ 1																																																																																																																																																																																				
政府出資金の受入による収入	—	—	—																																																																																																																																																																																				
計	634,730	511,561	△ 123,169																																																																																																																																																																																				
前年度よりの繰越金	20,855	31,773	10,918																																																																																																																																																																																				

(注) 百万円未満の端数を切り捨てているため、各欄積算と合計欄の数字が一致しないことがある。

		※1 交付補助金の実績減 ※2 授業料等減免交付金の実績減 ※3 貸付金の実績減 ※4 前年度繰上返済による減 ※5 予算積算金利と実行金利の相違等による減 ※6 配付寄付金の実績減 ※7 補助金返還額の増等 ※8 繰上償還等による増 ※9 貸付金の実績減による借入金の減 ※10 受入寄付金の実績減		
--	--	---	--	--

4. その他参考情報				
特になし				

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3-5	短期借入金の限度額		
当該項目の重要度、困難度	設定なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価
	業務実績		自己評価	
—	—	—	5 短期借入金の限度額 〈評定〉— 〈評定の根拠〉 —	評定 — —

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-1	その他業務運営に関する重要事項 内部統制に関する事項		
当該項目の重要度、困難度	設定なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価
	業務実績	自己評価		
<p><主な定量的指標> —</p> <p><その他の指標> —</p> <p><評価の視点> ・内部監査及び監事監査は監査計画を策定し、その計画に沿った監査を実施する。また、各部署は当該監査において指摘された事項について、改善する。</p>	<p>1 内部統制に関する事項</p> <p>(1) 法人のミッションの周知徹底 理事長のリーダーシップの下、事業団としてのミッションを効率的に果たすため、理事会、運営審議会、執行役員会議の審議内容について、会議資料や理事会、運営審議会の議事録を内部職員向け共有サイトに掲載し、議事内容の周知を図った。 内部統制規程に基づき内部統制委員会を開催（令和5年12月14日）し、リスク管理委員会からの報告を基にリスク評価結果について審議した。また、内部統制の推進に必要な具体的措置として業務の円滑な運営と損失の最小化を図るため、事業団の抱えるリスク内容及びその評価、リスクの顕在化を防ぐための対応状況等について、全職員に周知した（令和5年12月15日共有キャビネット掲載）。</p>	<p>1 内部統制に関する事項 〈評定〉B</p> <p>(1) 法人のミッションの周知徹底 〈評定〉B</p> <p>〈評定の根拠〉 組織にとって重要な情報である理事会等での審議内容を全職員に周知した。また、内部統制委員会を開催し、リスク管理をはじめとする内部統制の重要な取組みについて、その審議結果を全職員に周知し、計画どおりに実施した。</p>	<p>評定 B</p> <p><評定に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p> <p>(1) 法人のミッションの周知徹底 <補助評定>B</p> <p><評定に至った理由> 組織にとって重要な情報である理事会等での審議内容を全職員に周知している。 また、リスク管理をはじめとする内部統制の重要な取組については内部統制委員会にて審議するとともに、その結果を全職員に周知している。</p>	

	<p>(2) 内部監査の充実・強化 内部監査及び監事監査は監査計画を策定し、その計画に沿った監査を実施している。なお、内部監査及び監事監査の結果については、対象部署の監査終了後「監査結果報告書」を作成し、理事長に報告している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内部監査 <ul style="list-style-type: none"> 15 部署（うち助成業務関連 3 部署） 令和 5 年 6 月 12 日 融資部融資課、審査・管理室 令和 5 年 11 月 2 日 総務部総務課 ・監事監査 <ul style="list-style-type: none"> (会計監査) 月例監査（毎月実施、令和 5 年 5 月・11 月のみ対面監査） 決算監査 令和 5 年 5 月 31 日 財務部経理第一課 (業務監査) 15 部署（うち助成業務関連 4 部署） 令和 5 年 8 月 10 日 財務部経理第一課 令和 5 年 10 月 20 日 システム管理室 令和 5 年 11 月 6 日 助成部寄付金課 令和 5 年 11 月 21 日 助成部修学支援課 <p>(3) リスク管理</p> <p>○中期目標の達成を阻害する課題（リスク）の把握と対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 5 年度のリスクの状況について、各部署に対してヒアリングを実施した（令和 5 年 9 月 26 日・27 日、10 月 2 日・11 日・12 日）。その結果をもとに、既に対応しているリスクや新たに発生したリスクの精査を行い、各リスクの発生可能性や発生した場合の影響度を見直し、「リスク評価マップ」及び「リスク内容総括表」に反映させた（令和 5 年 11 月 21 日）。 ・リスク管理委員会を開催（令和 5 年 12 月 1 日）し、リスク管理について検討・審議のうえ、リスクの評価結果を決定した（令和 5 年 12 月 11 日決裁）。 ・内部統制委員会を開催（令和 5 年 12 月 14 日）し、リスク管理委員会からの報告を基にリスク評価結果について審議した。 ・内部統制の推進に必要な具体的措置として業務の円滑な運営と損失の最小化を図るため、事業団の抱えるリスク内容及びその評価、リスクの顕在化を防ぐための対応状況等について、全職員に周知した（令和 5 年 12 月 15 日共有キャビネット掲載）。【再掲】 	<p>(2) 内部監査の充実・強化 〈評定〉 B</p> <p>〈評定の根拠〉 内部監査は、中期計画及び年度計画に基づき監査計画を策定し、定期監査を実施するとともに、必要な助言などを行った。</p> <p>(3) リスク管理 〈評定〉 B</p> <p>〈評定の根拠〉 事業団の目的や中期目標の達成を阻害する要因（リスク）と対応の把握に努めた。</p>	<p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> — <その他事項> —</p> <p>(2) 内部監査の充実・強化 <補助評定> B</p> <p><評定に至った理由> 内部監査については、中期計画及び年度計画に基づいて監査計画を作成し、会計監査（定期監査）や業務監査等必要な監査を行っている。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> — <その他事項> —</p> <p>(3) リスク管理 <補助評定> B</p> <p><評定に至った理由> 各部署に対してヒアリングを実施し、事業団の目的や中期目標の達成を阻害する要因（リスク）と対応の把握に努めている。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> — <その他事項> —</p>
--	---	--	--

		<p>○年度計画の進捗管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度計画の実績については、「日本私立学校振興・共済事業団助成業務に関する令和4年度計画業務実績自己評価書」として取りまとめ、令和5年6月28日の理事会での審議を踏まえて決定し、令和5年6月30日付けで文部科学省に提出した。 ・令和5年度計画については、中期計画・実績評価部会（令和5年12月4日、令和6年2月26日開催）において、各課の実績について報告・協議し、達成見込みの把握・対応を行うことにより、進捗管理を行った。 <p>○中期計画の進捗管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第4期中期目標期間（平成30年度～令和4年度）の実績については、「中期目標期間の業務の実績に関する自己評価書」として取りまとめ、令和5年6月28日の理事会での審議を踏まえて決定し、令和5年6月30日付けで文部科学省に提出した。 		
--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-2	情報セキュリティに関する事項		
当該項目の重要度、困難度	設定なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評定	B
<p><主な定量的指標> —</p> <p><その他の指標> —</p> <p><評価の視点> ・毎年度、全職員を対象とした研修を実施する。 ・情報セキュリティ内部監査の実施：情報セキュリティ監査計画を策定し、2年間で全ての部署に対して監査を行う。</p>	<p>2 情報セキュリティ対策を推進する取組</p> <ul style="list-style-type: none"> サイバーセキュリティ対策のための統一基準群に基づく対応 「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」に沿って策定された情報セキュリティポリシーに基づき、情報セキュリティ対策推進のための組織・体制を以下のとおり整備している。 * 情報セキュリティに関する事務を統括する「最高情報セキュリティ責任者」及び「最高情報セキュリティ副責任者」、並びに各事務所における情報セキュリティ対策に関する事務を総括する「代表情報セキュリティ責任者」の設置 * 対策基準等の審議を行う機能を持つ組織である「情報セキュリティ委員会」の設置 * 「情報セキュリティ監査責任者」の設置 * 一定の組織のまとまりごとに「情報セキュリティ責任者」の設置 * 「最高情報セキュリティアドバイザー」として、情報セキュリティについて専門的な知識及び経験を有する者を設置 * 情報セキュリティ対策推進体制の整備（関係規程の運用、教育の実施等） * 情報セキュリティインシデントに備えた体制（CSIRT）の整備 <p>また、令和5年度版の「統一基準群」に準拠するよう、事業団における「情報セキュリティ対策基準」を改定した（令和6年3月）。</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報セキュリティインシデントへの対応 メール送信に係るインシデントがあったが、文部科学省へ遅滞なく報告し、再発を防止するため、全役職員に対する情報セキュリティ研修における本件を踏まえた周知徹底等、適切な対策を 	<p>2 情報セキュリティ対策を推進する取組 (評定) B</p>	<p><評定に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p>	B

	<p>行った。</p> <p>(1) 全職員を対象とした研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 全ての役員及び職員を対象とした情報セキュリティ研修を計5回に分けて実施した。 令和5年10月30日(2回)、令和5年11月9日(1回)、 令和5年12月22日(1回)、令和6年1月4日(1回) 研修後のアンケート結果で、内容について「理解できた」「おおむね理解できた」の回答を合わせると99%となった。 私学振興事業本部に勤務する者に対して、「自己点検票」による調査を実施した(令和6年2月3日)。 令和4年度まで共通の点検項目だったが、令和5年度より階層(情報セキュリティ責任者、課室情報セキュリティ責任者、役職員等)ごとに点検項目を分けて評価を実施した。 <p>(2) 情報セキュリティ監査計画の策定及び計画に沿った情報セキュリティ内部監査の実施</p> <p>○「令和5年度情報セキュリティ監査計画」の策定</p> <p>令和5年4月3日 同監査の監査員を情報セキュリティ監査責任者が指名 令和5年8月16日 情報セキュリティ監査日程を確定 (6部署)</p> <p>○「令和5年度情報セキュリティ監査計画」に基づく監査を実施</p> <p>令和5年11月15日 助成部補助金課、寄付金課、 修学支援課 令和5年11月20日 総務部総務課、人事課 令和6年1月24日 財務部経理第一課</p>	<p>(1) 情報セキュリティ研修 〈評定〉B</p> <p>〈評定の根拠〉 全職員を対象とした研修を行った。 また、令和5年度の自己点検については、階層ごとに、それぞれの職務内容や役割に即した点検及び評価を実施した。</p> <p>(2) 情報セキュリティ監査 〈評定〉B</p> <p>〈評定の根拠〉 情報セキュリティ監査計画の策定及び計画に沿った情報セキュリティ内部監査を実施した。</p>	<p>(1) 情報セキュリティ研修 〈補助評定〉B</p> <p>〈評定に至った理由〉 全職員を対象とした研修を行うとともに、階層ごとにそれぞれの職務内容や役割に即した自己点検及び評価を実施している。</p> <p>〈指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策〉 —</p> <p>〈その他事項〉 —</p> <p>(2) セキュリティ監査 〈補助評定〉B</p> <p>〈評定に至った理由〉 情報セキュリティ監査計画の策定及び計画に沿った情報セキュリティ内部監査を実施している。</p> <p>〈指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策〉 —</p> <p>〈その他事項〉 —</p>
--	--	--	--

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-3	事業に関する情報開示		
業務に関連する政策・施策	政策目標6 私学の振興 施策目標6-1 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	・独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条 ・日本私立学校振興・共済事業団法第12条第5号、第25条第6項、第26条
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和	令和	令和	令和	令和	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
			5年度	6年度	7年度	8年度	9年度		
積極的な 情報開示	計画値	100件以上	—	100件以上	—	—	—	—	—
	実績値	—	108件	119件	—	—	—	—	—
	達成度	—	—	119.0%	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価			
中期目標、中期計画、年度計画			
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
	業務実績	自己評価	
<主な定量的指標> ・事業に関する各種情報の開示件数：100件以上 <その他の指標> — <評価の視点> ・公表が義務付けられている情報のホームページでの公表が速やかに行われたか。	3 事業に関する情報開示 (1) ホームページ等を活用した積極的な情報開示 ○私立大学等経常費補助金の交付先等の事業に関する情報開示 ・新聞等への発表 令和5年度私立大学等経常費補助金については、早期に積極的な情報開示を行う観点から、令和6年3月の交付決定後速やかに学校別交付額等を報道機関に発表した（令和6年3月19日）。 ・広報誌「月報私学」への掲載 ＊令和4年度最終交付状況と配分方法の主な変更点（令和5年4月号） ＊令和5年度配分方法の主な変更点等について（令和5年10月号） ＊令和5年度第一次交付（令和5年12月号） ＊会計検査院の実地検査報告（令和5年12月号）	3 事業に関する情報開示 （評定）B (1) ホームページ等を活用した情報開示 （評定）B <評定の根拠> 事業に関する情報について、ホームページ等を活用し、必要な情報開示（指標100件に対して119件）を行った。	評定 B <評定に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 (1) ホームページ等を活用した情報開示 <補助評定> B <評定に至った理由> 事業に関する情報について、ホームページ等を活用し、必要な情報開示を行っている。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページを活用した積極的な情報開示 <ul style="list-style-type: none"> *令和5年度私立大学等経常費補助金第一次交付の交付状況（令和5年12月1日） *私立大学等経常費補助金取扱要領・配分基準、特別補助配分基準について、ホームページへの掲載による積極的な情報開示を行うことにより、学校法人における補助金事務の利便を図った（令和6年3月12日） *令和5年度私立大学等経常費補助金について学校別の交付額（令和6年3月19日） ○受配者指定寄付金の配付先等の事業に関する情報開示 <ul style="list-style-type: none"> 受配者指定寄付金の配付先学校法人名及び配付事業名について配付審査・決定後速やかにホームページに掲載した。掲載日及び配付事業数は以下のとおりである。 <table style="margin-left: 40px; border-collapse: collapse;"> <tr><td>令和5年 4月配付分</td><td>令和5年 5月1日： 18事業</td></tr> <tr><td>令和5年 5月配付分</td><td>令和5年 6月1日： 38事業</td></tr> <tr><td>令和5年 6月配付分</td><td>令和5年 7月1日： 28事業</td></tr> <tr><td>令和5年 7月配付分</td><td>令和5年 8月1日： 51事業</td></tr> <tr><td>令和5年 8月配付分</td><td>令和5年 9月1日： 43事業</td></tr> <tr><td>令和5年 9月配付分</td><td>令和5年10月1日： 40事業</td></tr> <tr><td>令和5年10月配付分</td><td>令和5年11月1日： 22事業</td></tr> <tr><td>令和5年11月配付分</td><td>令和5年12月1日： 24事業</td></tr> <tr><td>令和5年12月配付分</td><td>令和6年 1月1日： 51事業</td></tr> <tr><td>令和6年 1月配付分</td><td>令和6年 2月1日： 44事業</td></tr> <tr><td>令和6年 2月配付分</td><td>令和6年 3月1日： 91事業</td></tr> <tr><td>令和6年 3月配付分</td><td>令和6年 4月1日： 277事業</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">合 計</td><td style="text-align: right;">727事業</td></tr> </table> ○若手・女性研究者奨励金の配付先等の事業に関する情報開示 <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度若手・女性研究者奨励金の配付先等の情報を公開した（若手研究者37件、女性研究者37件：令和5年5月23日）。 ・令和4年度若手・女性研究者奨励金の配付対象研究のレポートを公開した（若手研究者37件、女性研究者38件：令和5年10月31日）。 ・令和6年度若手・女性研究者奨励金の応募・採択状況を公開する（応募状況は令和5年11月30日、採択状況は令和6年3月7日）。 ○学術研究振興資金の交付先等の事業に関する情報開示 <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度学術研究振興資金の交付先等の情報を公開した（採択件数37件、令和5年5月23日）。 ・令和4年度学術研究振興資金の交付対象研究の成果を記した「2022年度（第47回）学術研究振興資金学術研究報告」を公開した（採択件数41件、令和5年10月31日）。 ・令和6年度学術研究振興資金の応募・採択状況を公開した（応募状況は令和5年11月30日、採択状況は令和6年3月7日）。 	令和5年 4月配付分	令和5年 5月1日： 18事業	令和5年 5月配付分	令和5年 6月1日： 38事業	令和5年 6月配付分	令和5年 7月1日： 28事業	令和5年 7月配付分	令和5年 8月1日： 51事業	令和5年 8月配付分	令和5年 9月1日： 43事業	令和5年 9月配付分	令和5年10月1日： 40事業	令和5年10月配付分	令和5年11月1日： 22事業	令和5年11月配付分	令和5年12月1日： 24事業	令和5年12月配付分	令和6年 1月1日： 51事業	令和6年 1月配付分	令和6年 2月1日： 44事業	令和6年 2月配付分	令和6年 3月1日： 91事業	令和6年 3月配付分	令和6年 4月1日： 277事業	合 計	727事業		<p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>—</p> <p><その他事項></p> <p>—</p>
令和5年 4月配付分	令和5年 5月1日： 18事業																												
令和5年 5月配付分	令和5年 6月1日： 38事業																												
令和5年 6月配付分	令和5年 7月1日： 28事業																												
令和5年 7月配付分	令和5年 8月1日： 51事業																												
令和5年 8月配付分	令和5年 9月1日： 43事業																												
令和5年 9月配付分	令和5年10月1日： 40事業																												
令和5年10月配付分	令和5年11月1日： 22事業																												
令和5年11月配付分	令和5年12月1日： 24事業																												
令和5年12月配付分	令和6年 1月1日： 51事業																												
令和6年 1月配付分	令和6年 2月1日： 44事業																												
令和6年 2月配付分	令和6年 3月1日： 91事業																												
令和6年 3月配付分	令和6年 4月1日： 277事業																												
合 計	727事業																												

○事業に関する情報の開示件数

(単位：件)

補助事業	貸付事業	経営支援・ 情報提供 事業	寄付金 事業	学術研究 振興基金・ 資金事業	計
8	22	29	45	15	119

(2) 公表すべき資料のホームページへの速やかな掲載

○法令で公表が義務付けられている資料（更新情報を掲載）

・事業団法による公表

- * 「役職員関係」：令和5年4月5日、10月4日、令和6年1月4日掲載
- * 「助成業務方法書」：令和5年4月5日掲載
- * 「日本私立学校振興・共済事業団 助成業務に関する令和4年度計画業務実績自己評価書」：令和5年7月3日掲載
- * 「日本私立学校振興・共済事業団(助成業務)の令和3年度業務実績評価の結果を踏まえた令和4、5年度予算等への主要な反映状況」：令和5年7月3日掲載
- * 「日本私立学校振興・共済事業団 助成業務に関する中期目標期間の業務の実績に関する自己評価書」：令和5年7月3日掲載

・独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律による公表

- * 「日本私立学校振興・共済事業団の助成業務に関する第5期中期計画」：令和5年4月6日掲載
- * 「日本私立学校振興・共済事業団の助成業務に関する令和5年度計画」：令和5年4月6日掲載(変更：令和5年7月3日、令和6年2月9日掲載)
- * 「日本私立学校振興・共済事業団(助成業務)の令和4年度における業務の実績に関する評価」：令和5年9月15日掲載
- * 「日本私立学校振興・共済事業団(助成業務)の中期目標期間の業務の実績に関する評価」：令和5年9月15日掲載
- * 「役員の数、氏名、任期及び経歴」：令和5年4月5日、10月4日、令和6年1月4日掲載
- * 「職員数」：令和5年4月5日、10月4日掲載
- * 「令和4事業年度財務諸表、業務報告書、決算報告書(助成勘定)」：令和5年11月10日掲載
- * 「令和4事業年度 監査報告書」：令和5年11月10日掲載
- * 「令和4事業年度 独立監査人の監査報告書」：令和5年11月10日掲載
- * 「会計検査院の直近の決算検査報告」：令和5年11月8日掲載

・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律による公表

- * 「令和5年度における環境物品等調達の推進を図るための方針」：令和5年4月11日掲載
- * 「令和4年度環境物品等の調達実績の概要」：令和5年6月29日掲載

・国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための法律による公表

- * 「令和5年度における日本私立学校振興・共済事業団の障害者就労施設等からの物品等の推進を図るための方針」：令和5年4月11日掲載
- * 「令和4年度日本私立学校振興・共済事業団における障害者就労施設等からの物品等の調達実績」：令和5年6月29日掲載

・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律による公表

(2) 公表すべき資料のホームページへの掲載

〈評定〉A

〈評定の根拠〉

年度計画どおり公表すべき資料は遅滞なくホームページに掲載するとともに、事業団には公表が義務付けられていない役職員の報酬・給与等などについても、引き続き自主的に公表した。

(2) 公表すべき資料のホームページへの掲載

〈評定〉B

〈評定に至った理由〉

公表すべき資料は、遅滞なくホームページに掲載している。

なお、公表が義務付けられていない役職員の報酬・給与等について自主的に公表していることは評価できるものの、法人のガバナンス強化や透明性を高めるための情報公開がより求められている社会情勢において、社会からの信頼を得るために業務運営の透明性の確保や説明責任を果たすことが事業団の責務であると考えられること等を総合的に評価した結果、「B」との評価結果が妥当と判断した。

〈指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策〉

—

〈その他事項〉

—

	<p>* 「令和4年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約実績の概要」：令和5年5月22日掲載</p> <p>・官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律による公表</p> <p>* 「令和5年度における日本私立学校振興・共済事業団の中小企業者に関する契約の方針」：令和5年6月21日掲載</p> <p>○公表は義務付けられていないが、関連部署と連携し、自主的に最新の情報を速やかに公表した資料【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「役職員の報酬・給与等について」：令和5年9月29日掲載 ・「決算の概要（令和4年度）」：令和5年11月10日掲載 ・「主要な経営指標等の推移及びリスク管理債権」：令和5年11月10日掲載 ・「参考資料集（令和4年度計画業務実績）」：令和5年7月3日掲載 ・「参考資料集（第4期中期目標期間業務実績）」：令和5年7月3日掲載 ・「貸付事業の実施状況」（毎月） 		
--	---	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-4	施設・設備に関する事項		
当該項目の重要度、困難度	設定なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
中期目標、中期計画、年度計画					
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
	業務実績		自己評価	評定	
<主な定量的指標> — <その他の指標> — <評価の視点> ・中期計画等で定める計画に沿って改修が進められたか。 (計画に基づき、改修を行わない年度については評定を付さない。)	4 施設・設備に関する事項 施設・設備更新なし		4 施設・設備に関する事項 (評定) — (評定の根拠) —	—	—

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-5	人事に関する事項		
当該項目の重要度、困難度	設定なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	-

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価			
中期目標、中期計画、年度計画			
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
	業務実績	自己評価	
<p><主な定量的指標> -</p> <p><その他の指標> -</p> <p><評価の視点> ・毎年度、役職等に応じた研修を実施する。 ・毎年度、全職員を対象とした情報セキュリティ研修を実施する。【再掲】</p> <p><第4期中期評価：項目別評定で指摘した課題、改善事項> ・既存の研修に加え、外部専門家による研修や、例えば、事業再生に係る専門性の高い外部組織へ職員を派遣することなど、さらなる事業団職員の業務に対する知識経験</p>	<p>5 人事に関する事項</p> <p>「日本私立学校振興・共済事業団職員研修実施要領」に基づき、業務に必要な専門知識の向上を図るため、役職等に応じた以下の研修を行った。</p> <p>また、学校法人を取り巻く様々な課題に対応するために必要な能力を有する人材の育成を目的とし、職員の資質・能力向上を図るため、外部組織等との交流も含めた研修の機会について、学校法人等にその方法や可能性について意見を聴取するなど、実施にかかる検討を行った。</p> <p>○新任管理職研修 実施日、参加人数：令和5年5月12日、6名（うち助成業務3名） 目的：新たに課長職に就任した職員に対して、管理職としての職務の遂行に必要な知識、技能等を修得させることを目的として実施した。研修内容は、「労務管理」「ハラスメントの防止」「理事講話」等である。</p> <p>○新入職員第一次研修 実施日、参加人数：令和5年4月3日～6日、8名（うち助成業務3名） 令和5年10月2日～5日、3名（うち助成業務2名） 目的：令和5年4月及び10月採用の職員に対し、職員としての服務及び労働条件に関する諸規程の周知を図るとともに、社会人としてのビジネスマナーやビジネススキルの向上を目的として実施した。</p>	<p>5 人事に関する事項 (評定) B</p> <p><評定の根拠> 役職等に応じた研修を実施した。 また、職員の資質・能力向上を図るための外部組織等との交流も含めた研修の機会について検討を行った。</p>	<p>評定 B</p> <p><評定に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 役職等に応じた研修を実施するとともに、職員の資質・能力向上を図るための外部組織等との交流も含めた研修の機会について検討を行っている。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> -</p> <p><その他事項> -</p>

<p>の蓄積が見込まれる研修を実施することが望まれる。</p>	<p>○新入職員第二次研修 実施日、参加人数：令和5年7月10日～12日、 14名（うち助成業務9名） 目 的：採用後1年未満の職員、研修生に対し、事業団の各業務の概要を修得することを目的として実施した。</p> <p>○簿記3級基礎講義（Web講習） 実施日、参加人数：令和5年7月7日～11月19日、 2名（うち助成業務2名） 令和5年8月17日～令和6年2月25日、 1名（うち助成業務1名） 目 的：助成業務全般に共通した知識である学校法人会計基準を理解するうえで、必要となる知識を修得することを目的として実施した。</p> <p>○私立学校の活性化に向けた勉強会 実施日、参加人数：第1回 令和5年12月19日、 73名（うち助成業務71名） 第2回 令和6年2月29日、 78名（うち助成業務76名） 第3回 令和6年3月15日、 61名（うち助成業務60名） 目 的：職員が私立学校の教育条件・経営の改善に向けた様々な取組を支援するため、私学の現状を把握することを目的として実施した。</p> <p>○情報システム統一研修（eラーニング） 実施日、参加人数：令和5年5月15日～6月30日、 6名（うち助成業務6名） 令和5年7月24日～9月29日、 7名（うち助成業務7名） 令和5年10月19日～12月22日、 10名（うち助成業務10名） 令和6年1月25日～3月22日、 23名（うち助成業務23名） 目 的：職員の情報リテラシー向上等を目的として実施した。</p>		
---------------------------------	--	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-6	研修等助成に関する事項		
当該項目の重要度、困難度	設定なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価											
中期目標、中期計画、年度計画											
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価							
	業務実績	自己評価	評定								
<p>6 研修等助成に関する事項</p> <p><主な定量的指標> —</p> <p><その他の指標> —</p> <p><評価の視点> ・中期計画等で定める計画に沿って助成されたか。 (計画に基づき、日本私立学校振興・共済事業団法第23条第5項に定める残余が生じない場合は評定を付さない。)</p>	<p>6 研修等助成に関する事項</p> <p>事業団は国から運営費交付金を受けておらず、学校法人への貸付事業における貸付金利息と借入金利息の差額を財源として人件費を含むすべての事務・事業の実施に係る経費を賄っている。前年度決算において利益が生じた場合には、これを財源として助成事業等を行っていることから助成事業の充実、貸付事業における収益の確保が前提となっている。</p> <p>○令和5年度の交付・繰入状況 令和4年度決算において計上した利益より、令和5年度は、助成金の交付及び厚生年金勘定への繰入れを行った。</p> <p>○令和4年度当期総利益の処分</p> <table border="1"> <tr> <td>当期総利益</td> <td>256,972,966 円</td> </tr> <tr> <td>助成金</td> <td>110,000,000 円 (令和6年3月25日)</td> </tr> <tr> <td>厚生年金勘定へ繰入</td> <td>42,005,000 円 (令和6年3月25日)</td> </tr> <tr> <td>積立金</td> <td>104,967,966 円</td> </tr> </table> <p>・文部科学大臣決算承認 令和5年7月31日付けで承認を受けた。</p> <p>○研修事業に対する助成金の交付 一般財団法人私学研修福祉会が実施する研修事業について110,000千円の助成金の交付を行った(令和6年3月25日)。</p>	当期総利益	256,972,966 円	助成金	110,000,000 円 (令和6年3月25日)	厚生年金勘定へ繰入	42,005,000 円 (令和6年3月25日)	積立金	104,967,966 円	<p>6 研修等助成に関する事項</p> <p><評定の根拠> 年度計画どおり私立学校教育の振興上必要と認められる私立学校の教職員の研修等に対する助成金の交付及び厚生年金勘定への繰入を行った。</p>	<p>評定 B</p> <p><評定に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 私立学校教育の振興上必要と認められる私立学校の教職員の研修等に対する助成金の交付及び厚生年金勘定への繰入を行っている。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> —</p> <p><その他事項> —</p>
当期総利益	256,972,966 円										
助成金	110,000,000 円 (令和6年3月25日)										
厚生年金勘定へ繰入	42,005,000 円 (令和6年3月25日)										
積立金	104,967,966 円										

		<p>○厚生年金勘定への繰入 共済業務が行う年金等給付事業（厚生年金勘定）については、42,005 千円の繰入を行った（令和6年3月25日）。</p>		
--	--	---	--	--

4. その他参考情報				
特になし				

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-7	中期目標期間を超える債務負担		
当該項目の重要度、困難度	設定なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	-

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価
	業務実績		自己評価	
-	-		7 中期目標期間を超える債務負担 〈評定〉 - 〈評定の根拠〉 -	評定 -

4. その他参考情報
特になし

項目別調査 No.	中期目標	中期計画	年度計画
<p><u>1-1</u> 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 補助事業</p>	<p>3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>3. 1 補助事業</p> <p>(1)各私立大学等に対する補助金の交付については、関係法令及び交付要綱等を遵守した適正な配分を行う。</p> <p>(2) 文部科学省の政策に沿って、配分方法を適時適切に見直すとともに、各私立大学等の教育研究の質の向上に資する取組、定員充足状況、教育情報・財務情報の公表状況等に応じた増減の厳格化等、一層のメリハリある配分・重点支援を実施する。</p> <p>(3) 補助金の申請段階のミスの防止を図るとともに、補助金の適正な使用を徹底するため、補助金制度の周知や調査及び指導の一層の充実等の取組を行い、各私立大学等の補助金制度への理解を深める。</p>	<p>1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 補助事業</p> <p>(1) 各私立大学等に対する補助金の交付については、関係法令及び交付要綱等を遵守し、必要に応じて取扱要領、配分基準を改正し、適正な配分を行う。</p> <p>(2) 補助金の適切な配分を行うため、文部科学省の政策に沿って、文部科学省と協議を行い、配分の方法を適時適切に見直すとともに、各私立大学等の教育研究の質の向上に資する取組、定員充足状況、教育情報・財務情報の公表状況等に応じた増減の厳格化等、一層のメリハリある配分・重点支援を実施する。</p> <p>(3) 補助金の申請段階のミスの防止を図るとともに、適正な使用を徹底するために、補助金制度の周知、申請書類の調査、申請事務等に係る指導・助言、申請書類の見直し等の取組を行い、各私立大学等の補助金制度への理解を深める。特に補助金制度の周知については、各私立大学等が学内の研修等により補助金制度の周知を行えるよう、研修教材を工夫・充実する等、内容の充実を図り、教材の配付時に実施するアンケートにおける理解度を毎年度 90%以上とする。</p>	<p>1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 補助事業</p> <p>(1)各私立大学等に対する補助金の交付については、関係法令及び交付要綱等を遵守し、必要に応じて取扱要領、配分基準を改正し、適正な配分を行う。</p> <p>(2) 補助金の適切な配分を行うため、以下の取組を行う。</p> <p>①一般補助において、必要経費の実態等を踏まえた学部等に 応じた配分の実施や定員充足状況による増減率のメリハリ の強化を実施するとともに、特別補助における交付要件・ 対象の見直し等、必要な取組を行う。</p> <p>②入学定員超過率による不交付措置を廃止し、収容定員のみ の定員管理に変更する。これに伴い、不交付措置の対象とな る収容定員超過率を段階的に厳格化する。</p> <p>(3) 補助金の申請段階のミスの防止を図るとともに、適正 な使用を徹底するため、以下の取組を行う。</p> <p>①補助金制度を周知するための研修教材を配付する。その 際、会計検査院実地検査における指摘等をもとに、申請ミ スの発生要因を分析し再発防止に向け、教材の内容の充実 を図る。</p> <p>②研修教材の配付時に理解度等のアンケートを実施し、理解 度を90%以上とする。また、アンケート結果を踏まえて教 材の内容の充実を図る。</p> <p>③各私立大学等の調査を行い、補助金の適正な執行の確認を 行うとともに申請事務等の指導・助言を行う。</p>

			④配分方法の変更点や申請上注意すべき点等について、注意を喚起するために、電子窓口、私学関係団体の研修会及び広報誌などにより各私立大学等に周知する。
1-2 貸付事業	<p>3. 2 貸付事業</p> <p>(1) 私立学校への支援の充実や政策課題の達成に向けて、学校法人のニーズ等に応じた利便性の向上や融資制度の見直し等を行うとともに、資金需要を適切に把握し、必要な貸付財源の確保に努め、より効果的な融資に取り組む。</p> <p>(2) 適正なリスク管理を行うことにより、総貸付残高に対するリスク管理債権の割合を抑制するとともに、学校法人等の自主性・自律性の観点から、経営状況が悪化している学校法人等に対しては、「経営支援・情報提供事業」と連携し、自ら改善等を行うよう促す等、保有債権の健全性確保に引き続き努めることとする。</p>	<p>2 貸付事業</p> <p>(1) 学校法人等の資金需要及びニーズを踏まえた適正かつ有効な貸付を実施するため、以下の取組を行う。</p> <p>①学校法人等に、施設設備計画及び借入希望額のアンケート調査等を行うことにより、今後の借入ニーズを適切に把握し、貸付財源を安定的に確保する。</p> <p>②学校法人との情報交換を緊密に行うことでニーズを把握・発掘し、必要に応じ融資制度の見直しを行う等により、効果的な融資の一層の促進を図り、融資制度や利便性等に関する満足度調査において、「満足した」の割合を毎年度、融資制度 90%以上、利便性 90%以上とする。</p> <p>(2) 少子化を背景として学生等総数の減少が見込まれる等、学校法人等における経営環境が一層厳しくなることが予想されるなか、貸付事業の安定的な運営を図るため、以下の取組を行う。</p> <p>①与信審査の向上のため、諸データを活用し、与信審査における事業の適切性、資金計画の妥当性、償還の確実性並びに担保物件及び保証人の妥当性の検証を行う。</p> <p>②滞納を抑止するため、貸付先学校法人等の信用格付によるモニタリングを充実し、早期に経営状況等の変化を把握するとともに必要に応じた対応策を講じる。</p> <p>③返済期日に入金のない貸付先学校法人等には、電話、メール、文書、面談、実地調査等による督促を迅速に行い、早期の滞納解消・回収を図ることにより、9月償還分におい</p>	<p>2 貸付事業</p> <p>(1) 学校法人等の資金需要及びニーズを踏まえた適正かつ有効な貸付を実施するため、以下の取組を行う。</p> <p>①学校法人等に、施設設備計画及び借入希望額のアンケート調査等を行うことにより、今後の借入ニーズを適切に把握し、貸付財源を安定的に確保する。</p> <p>②学校法人との情報交換を緊密に行うことでニーズを把握・発掘し、必要に応じ融資制度の見直しを行い、融資制度や利便性等に関する満足度調査において、「満足した」の割合を、融資制度 90%以上、利便性 90%以上とする。</p> <p>(2) 少子化を背景として学生等総数の減少が見込まれる等、学校法人等における経営環境が一層厳しくなることが予想されるなか、貸付事業の安定的な運営を図るため、以下の取組を行う。</p> <p>①与信審査の向上のため、諸データを活用し、事業の適切性、資金計画の妥当性、償還の確実性並びに担保物件及び保証人の妥当性の検証を行う。その際、必要に応じて、専門家からの意見聴取や法人への訪問を行う。</p> <p>②滞納を抑止するため、貸付先学校法人等の信用格付によるモニタリングを行い、早期に経営状況等の変化を把握するとともに、法人への訪問やヒアリングなどの対応を行う。</p> <p>③返済期日に入金のない貸付先学校法人等には、電話、メール、文書、面談、実地調査等による督促を迅速に行い、早期の滞納解消・回収を図ることにより、9月償還分におい</p>

		<p>て新たに元金の滞納が発生した学校法人等のうち年度内に回収できた法人の割合を毎年度95%以上とする。</p> <p>また、学校法人等の自主性・自律性の観点から、経営状況が悪化している学校法人等に対しては、「経営支援・情報提供事業」と連携し、法人の財務情報等の提供を受けるとともに法人に対して経営相談等により、自ら改善等を行うよう促す等、貸付債権の確実な回収を図る。</p> <p>④今後の学校法人等の経営上のリスクを考慮しつつ、令和9年度末の総貸付残高に対するリスク管理債権の割合を2.0%以下（うち、危険債権額の割合を1.9%以下）に抑制する。</p>	<p>て新たに元金の滞納が発生した学校法人等のうち年度内に回収できた法人の割合を95%以上とする。</p> <p>また、学校法人等の自主性・自律性の観点から、経営状況が悪化している学校法人等に対しては、私学経営情報センターと連携し、法人の財務情報等の提供を受けるとともに法人に対して経営相談等により、自ら改善等を行うよう促す等、貸付債権の確実な回収を図る。</p> <p>④長期滞納法人等へ適宜適切な対応を行い、債権の回収及び保全に努め、令和5年度末の総貸付残高に対するリスク管理債権の割合を2.0%以下（うち、危険債権額の割合を1.9%以下）に抑制する。</p>
<p>1-3 経営支援・情報提供事業</p>	<p>3.3 経営支援・情報提供事業</p> <p>(1) 私立学校への支援について、本事業の有する情報・知見を更に事業団全体で活かせるよう、各種情報の収集・分析及び共有ができる仕組みを整備する。また、学校法人の経営に関する指導及び助言を行う文部科学省と連携し、大学教育の質の向上や経営の安定化等に向け、私立学校の教育及び経営等に関する各種情報の収集・分析等のモニタリングの強化を行う等、経営相談等の取組を強化する。</p>	<p>3 経営支援・情報提供事業</p> <p>(1) 私立学校の教育改革及び経営改善に向けた支援を行う。特に、大学等については、大学教育研究の質の向上に資する取組の情報や、経営の安定化に向けた教育及び経営等に関する各種情報の収集・分析の強化を図り、提供内容を充実させる。また、経営悪化を未然に防ぐためのモニタリングの強化を図る。</p> <p>なお、経営相談のアンケートについては、教育の質の向上に資する取組への支援や経営の安定化等につながる等と回答のあった割合を中期目標期間中に80%以上とする。</p>	<p>3 経営支援・情報提供事業</p> <p>(1) 私立学校の教育改革及び経営改善に向けた支援として、大学等における教育研究の質の向上に資する取組の情報や、経営の安定化に向けた教育及び経営等に関する各種情報の収集・分析の強化を図り、また、経営悪化を未然に防ぐためのモニタリングの強化を図るため、以下の取組を行う。</p> <p>①学校法人の経営状態について、経営判断指標や助成業務が有する情報をもとに、モニタリングを強化する。また、モニタリングで得られた情報等を参考に経営困難校を含む経営相談対象法人に対する、経営相談を申し込む誘引となる周知・案内を年5件以上行う。</p> <p>②経営支援・情報提供事業をはじめ、助成業務の各事業の有する情報・知見を更に事業団全体で活かせるよう、各種情報の収集・分析及び共有ができる仕組みを整備する。</p> <p>③経営相談、講師派遣、電話等様々な手段を活用して、質問への回答、事例の紹介、経営改善方策の提案等を積極的に行う。なお、その際には、私学経営に関する専門知識を持った弁護士・公認会計士等の人材を登録・管理し、学校法人の要望に応じて「専門家人材バンク」を効果的に活用す</p>

	<p>(2) 私立学校が自ら検証・改善等を図れるよう、財務情報に限らず、非財務情報も含めた私立学校の好事例等、私立学校の教育及び経営等に関する各種情報を積極的に私立学校に提供するとともに、経営相談等にも活用する。</p>	<p>(2) 私立学校が自ら検証・改善等を図れるよう、私立学校のニーズを適切に把握し、好事例や特色ある取組等、私立学校に関する各種情報をホームページ等に掲載する。また、経営相談やセミナー、研修会等において学校法人への情報提供を積極的に行う。提供する情報については、私立学校のニーズを踏まえ、必要に応じて項目の追加・見直し等の改善を図る。また、私立学校における教育及び経営に関する好事例・特色ある取組の情報の収集及び提供を引き続き実施する。</p>	<p>る。</p> <p>④経営相談の内容や質を向上させるためアンケートを実施する。また、前年度の集計結果を検証し、経営相談の充実を図る。</p> <p>⑤文部科学省と連携して経営困難な学校法人に対して、経営相談を実施する。特に、経営指導強化指標に該当し、直ちに適切な経営改善が必要とされた学校法人に対して、経営改善計画作成等の経営相談を積極的に実施する。経営相談にあたっては、学校法人経営相談チームの委員を効果的に活用する。</p> <p>⑥教育改革に向けた支援として事例の紹介、FD・SD支援を実施する。</p> <p>(2) 私立学校が自ら検証・改善等を図れるよう、私立学校のニーズを適切に把握し、それを踏まえ必要に応じ項目の追加・見直し等を反映した各種情報を提供するため以下の取組を行う。また、その情報を経営相談等においても活用する。</p> <p>①私立学校の教育及び経営に関する情報を収集する。特に教学改革等の事例については「大学ポートレート(私学版)」から情報を収集する。</p> <p>②「私学情報提供システム」の利用方法やデータ分析などの活用に関する案内を広報誌等で行い、利用促進を図る。</p> <p>③大学、短期大学のリーダーを対象に、経営面・教学面の知識を深め、改革に向けた意欲形成を図ることを目的としたリーダーズセミナーを実施する。</p> <p>④学校法人の将来を担う若手職員を対象に、経営人材の育成を目的としたスタッフセミナーを実施する。</p> <p>⑤評議員等を対象に、管理運営制度の理解を深めることを目</p>
--	--	---	---

			<p>的としたフォーラムを実施する。</p> <p>⑥学校法人の経営改善に資するため、必要に応じて以下の刊行物等の項目の見直し等を行い、情報提供を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今日の私学財政 ・私立大学・短期大学等入学志願動向 ・私立高等学校入学志願動向 <p>⑦私立学校における教育及び経営に関する好事例や特色ある取組について情報の収集・提供を実施する。</p> <p>⑧学校法人が自らの経営状態を早期認識し、課題改善を行うため、自己診断チェックリスト、経営判断指標及び利用ガイドの活用方法をホームページ等に掲載するとともに、経営相談やセミナー、研修会等において説明する。</p> <p>⑨学校法人の経営改善方策に関するアンケート（私立大学・短期大学を設置する学校法人を対象）を実施し、結果を公表する。</p>
<p>1-4 寄付金事業</p>	<p>3. 4 寄付金事業</p> <p>(1) 学校法人等の多角的な財政基盤を確立するため、学校法人等の寄付金募金活動に対する支援の充実を図るとともに、広く社会に向けて、学校法人等への寄付に係る各種税制優遇制度等の更なる周知等の支援を行う。</p>	<p>4 寄付金事業</p> <p>(1) 学校法人等の多角的な財政基盤の確立に向けた支援として、以下の取組を行う。</p> <p>①学校法人等の寄付金募集活動に資するため、学校法人等の行う研修会等において寄付金募集活動の実態や寄付金制度等の周知活動を年間 26 件以上行う。</p> <p>②広く社会に向けて、学校法人等への寄付に係る各種税制優遇制度等の更なる周知等の支援を行うため、経済団体等への情報提供を年間 24 件以上行う。</p>	<p>4 寄付金事業</p> <p>(1) 学校法人等の多角的な財政基盤の確立に向けた支援として、以下の取組を行う。</p> <p>①寄付金募集活動の実態や寄付金制度等を周知するとともに、寄付金募集に係る知識や意欲の向上等を図るための取組を年間 26 件以上行う。</p> <p>②社会一般から学校法人等に対する寄付の促進を図り、寄付文化の醸成に資するため、学校法人等への寄付に係る各種税制優遇制度等や寄付金ポータルサイト(学校法人等の寄付金募集情報を集約した Web サイト)の周知を目的として、経済団体等への情報提供等を年間 24 件以上行う。</p>

	(2) 「若手・女性研究者奨励金事業」については、奨励金を交付した研究者の研究内容の見える化等の手法を通じ、奨励金の社会的意義について更なる周知を図り、寄付金確保に努めることとする。	(2) 「若手・女性研究者奨励金事業」については、募金趣意書の作成や企業訪問等により広く社会に対して制度の更なる周知を図るなど、奨励金の交付財源となる寄付金を確保するための取組を充実することにより、「若手・女性研究者奨励金事業」に係る第5期中期目標期間中の寄付金の受入れ金額を1億500万円以上とする。また、当該奨励金の社会的意義について、更なる周知等を行う。	(2) 「若手・女性研究者奨励金事業」の財源となる寄付金（募金目標額2,100万円）を確保するため、奨励金の社会的意義について更なる周知を図り、広く社会一般からの理解を得ることを目的として以下の取組を行う。 ① 「若手・女性研究者奨励金事業」に対して寄付金による支援を求めるため、企業等への周知活動、及び制度周知のための企業等向けの募金趣意書や事業紹介リーフレットの作成を行うとともに、ホームページの充実を図り、また、閲覧機会を多く得られる外部の寄附紹介サイトへの掲載など、広く社会一般に向けた奨励金の周知について、年間20件以上行う。 ② 「若手・女性研究者奨励金事業」に対する寄付者からの寄付金による恒常的な支援を受けることを目的として、寄付者や本奨励金の選考委員会等からの意見を踏まえ、適切な見直しを行う。
1-5 学術研究振興基金・資金事業	3. 5 学術研究振興基金・資金事業 私立大学等における学術研究の充実を図るため、基金の運用等により財源を確保し、安定的な支援を行う。	5 学術研究振興基金・資金事業 私立大学等における特色ある学術研究の充実を図るため、学術研究に直接必要な経費を対象として、学術研究振興資金を年間80百万円以上交付するとともに、必要な財源を確保することを目的として、長期にわたって安定的な資金交付ができるよう学術研究振興基金の効率的な運用に取り組む。	5 学術研究振興基金・資金事業 私立大学等における特色ある学術研究の充実を図るため、以下の取組を行う。 ①学術研究振興資金を80百万円以上交付する。 ②長期にわたり安定的に資金交付を行うことを目的として、長期的視点に基づき学術研究振興基金運用検討委員会において検討を行い、「学術研究振興基金」の効率的な運用に取り組む。
1-6 減免資金交付事業	3. 6 減免資金交付事業 各私立大学等に対する減免資金の交付については、関係法令及び交付要綱を遵守し、適正に交付する。	6 減免資金交付事業 各私立大学等に対する減免資金の交付については、関係法令及び交付要綱を遵守し、適正に交付する。	6 減免資金交付事業 各私立大学等に対する減免資金の交付については、関係法令及び交付要綱を遵守し、適正に交付する。
2-1 業務運営の効率化に関する事項 効率的な業務運営体制	4. 業務運営の効率化に関する事項 4. 1 効率的な業務運営体制の確立	2. 業務運営の効率化に関する事項 1 効率的な業務運営体制の確立	2. 業務運営の効率化に関する事項 1 効率的な業務運営体制の確立

<p>の確立</p>	<p>(1) 「3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」の実現に向け、私学振興に係る業務を総合的かつ効率的に実施できるよう、例えば経営支援・情報提供事業及び貸付事業の連携を一層推進するなど、事業横断的な組織や人員配置の見直しを適切に行うとともに、事業団としての企画立案機能を強化する。</p> <p>(2) 「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)にのっとり、PMOの設置等の体制整備を行うとともに、情報システムの適切な整備及び管理を行う。</p>	<p>(1) 「1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」の実現に向け、私学振興に係る業務を総合的かつ効率的に実施できるよう、例えば経営支援・情報提供事業及び貸付事業の連携を一層推進するなど、事業横断的な組織や人員配置の見直しを適切に行うとともに、事業団としての企画立案機能を強化する。</p> <p>(2) 「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)にのっとり、PMOの設置等の体制整備を行うとともに、情報システムの利便性向上に努める。</p>	<p>(1) 私学振興に係る業務を総合的かつ効率的に実施できるよう、企画立案機能の強化を含め、事業横断的な組織の検討や、人員配置の見直しを適切に行う。</p> <p>(2) 「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)にのっとり、情報システムの利用者に対する利便性向上や、データの利活用及び管理の効率化に継続して取り組むなど、情報システムの適切な整備及び管理を行う。また、PMOの設置等の体制整備を行う。</p>
<p>2-2 経費等の見直し・効率化</p>	<p>4. 2 経費等の見直し・効率化</p> <p>(1) 事業団の助成業務の運営に関しては、社会情勢の変化等も勘案しながら、業務の徹底した見直しを進めるとともに、収入の適正化等による自己収入の確保・増に努め、経費の見直し、効率化を進める。</p> <p>(2) 契約の適正化 事業団の締結する契約については、真にやむを得ないものを除き、原則として一般競争入札による。また、一般競争入札のうち結果として一者応札となった場合、要因の分析を行うなど改善に向けた取組を行う。併せて、契約の適正な実施については監事による監査を受けるとともに、その契約状況を公表する。</p>	<p>2 経費等の見直し・効率化</p> <p>(1) 助成業務の安定的な運営のため、社会情勢の変化等も勘案しながら、業務の徹底した見直しを進めるとともに、収入の適正化等による自己収入の確保・増に努め、経費の見直し、効率化を進めることにより、一般管理費の金額を年間171百万円以下、自己収入額を年間8百万円以上とする。</p> <p>(2) 契約の適正化 事業団の締結する契約については、真にやむを得ないものを除き、原則として一般競争入札による。また、一般競争入札のうち結果として一者応札となった場合、改善に向けた原因の分析又は改善に向けた取組を行う。併せて、契約の適正な実施については監事による監査を受けるとともに、その契約状況を公表する。</p>	<p>2 経費等の見直し・効率化</p> <p>(1) 経費等の見直し・効率化を図るため、以下の取組を行う。</p> <p>① 予算の執行状況を定期的に精査し、効率的な執行に努める。</p> <p>② 経費の見直し、効率化を進めることにより一般管理費については171百万円以下とする。</p> <p>③ 刊行物の販売収入等自己収入を8百万円以上確保する。</p> <p>(2) 契約の適正化 契約の適正化について、以下の取組を行う。</p> <p>① 真にやむを得ないものを除き、原則として一般競争入札によることとする。</p> <p>② 一者応札が発生した場合、改善に向けた原因の分析又は取組を行う。</p> <p>③ 契約状況について、毎月、監事による監査を受けるとともに、その契約状況について、ホームページに公表する。</p>

<p><u>3-1</u> 財務内容の改善に関する事項 収益の確保、予算の効率的な執行、適切な財務内容の実現</p>	<p>5. 財務内容の改善に関する事項 5. 1 収益の確保、予算の効率的な執行、適切な財務内容の実現 (1) 事業年度ごとに収支計画を作成するとともに、当該収支計画に沿った適切な運営を行う。 (2) 事業団の健全な財政運営を維持するため、貸付規模を確保するための取組を行うなど、自己収入の増・確保及び経費の効率化に努める。</p>	<p>3. 財務内容の改善に関する事項 1 収益の確保、予算の効率的な執行、適切な財務内容の実現 (1) 事業年度ごとに収支計画を作成するとともに、当該収支計画に沿った適切な運営を行う。 (2) 事業団の健全な財政運営を維持するため、貸付規模を確保するための取組を行うなど、自己収入の増・確保及び経費の効率化に努める。</p>	<p>3. 財務内容の改善に関する事項 1 収益の確保、予算の効率的な執行、適切な財務内容の実現 (1) 収支計画を作成し、当該収支計画に沿った適切な運営に努める。 (2) 事業団の健全な財政運営を維持するため、貸付規模を確保するための取組を行うなど、自己収入の増・確保及び経費の効率化に努める。</p>
<p><u>3-2</u> 財務内容の管理の適正化</p>	<p>5. 2 財務内容の管理の適正化 事業毎に厳格かつ客観的な評価・分析を実施し、その結果を踏まえ事業への経費配分や業務運営の効率化に反映させるとともに、貸付規模を確保するための取組や債権の健全性の確認を行うことや、事業団の財務シミュレーションを定期的に実施する等、財務状況等の健全性・透明性を確保する。</p>	<p>2 財務内容の管理の適正化 事業ごとに厳格かつ客観的な評価・分析を実施し、その結果を踏まえ事業への経費配分や業務運営の効率化に反映させるとともに、貸付規模を確保するための取組や債権の健全性の確認を行うことや、財務シミュレーションを定期的に実施する等、財務状況等の健全性・透明性を確保する。</p>	<p>2 財務内容の管理の適正化 (1) 事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析を実施し、その結果を経費配分や業務運営の効率化に反映させる。決算情報・セグメント情報の公表内容の充実を図る観点から、令和4事業年度決算内容のダイジェスト版及び財務状況の経年推移を作成し公表する。 (2) 財務状態の健全性を確保するため、債権の適切な回収を図ることなどにより収支状況の改善に努める。特に、信用リスクに備えるため、適正な貸倒引当金の設定を行う。また、令和4年度決算をもとに財務シミュレーションを実施する。</p>
<p><u>3-3</u> 人件費の適正化</p>	<p>5. 3 人件費の適正化 給与水準については、国家公務員等の給与水準も十分に考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、給与水準の適正化を図るとともに、給与水準及びその合理性・妥当性を対外的に公表する。</p>	<p>3 人件費の適正化 給与水準については、国家公務員等の給与水準も十分に考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、給与水準の適正化を図るとともに、給与水準及びその合理性・妥当性を対外的に公表する。</p>	<p>3 人件費の適正化 給与水準については、国家公務員等の給与水準も十分に考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、給与水準の適正化を図るとともに、給与水準及びその合理性・妥当性を対外的に公表する。</p>
<p><u>3-4</u> 予算、収支計画及び資金計画</p>	<p>—</p>	<p>4 予算、収支計画及び資金計画 ①予算 別紙1のとおり ②収支計画 別紙2のとおり ③資金計画</p>	<p>4 予算、収支計画及び資金計画 ①予算 別紙1のとおり ②収支計画 別紙2のとおり ③資金計画</p>

		別紙3のとおり	別紙3のとおり
<u>3-5</u> 短期借入金の限度額	—	5 短期借入金の限度額 短期借入予定なし	5 短期借入金の限度額 短期借入予定なし
<u>4-1</u> その他業務運営に関する重要事項 内部統制に関する事項	6. その他業務運営に関する重要事項 6. 1 内部統制に関する事項 法令等を遵守しつつ業務を行い、事業団の目的を有効かつ効率的に果たすため、独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備（平成26年11月28日総務省行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた事項を着実に運用するとともに、必要に応じ、内部統制を強化する取組の実施及び各種規定の見直しを行う。	4. その他業務運営に関する重要事項 1 内部統制に関する事項 法令等を遵守しつつ業務を行い、事業団の目的を有効かつ効率的に果たすため、独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備（平成26年11月28日総務省行政管理局長通知）に基づき、業務方法書に定めた事項（内部監査に関する事項等）を着実に運用するとともに、必要に応じ、内部統制を強化する取組の実施及び各種規定の見直しを行う。	4. その他業務運営に関する重要事項 1 内部統制に関する事項 理事長のリーダーシップの下、法令等を遵守しつつ業務を行い、事業団の公共的使命及び中期目標等の達成を効率的に果たすため、以下の取組を行うとともに、必要に応じ、内部統制の充実・強化を図る。 (1) 法人のミッションの周知徹底 中期目標・中期計画を踏まえた事業団としてのミッションを効率的に果たすため、理事会、運営審議会、執行役員会議等における審議内容について、全職員に対して周知徹底を図る。 (2) 内部監査の充実・強化 内部監査及び監事監査は監査計画を策定し、その計画に沿った監査を実施する。実施にあたっては、重点項目を定めて業務運営の実状を調査のうえ、業務の効果的かつ効率的執行及び会計経理の適正を図るために必要な助言等を行い、助言を行った事項については、その措置状況を検証する。 (3) リスク管理 業務の円滑な運営及び損失の最小化を図るため、各部署へのヒアリングを実施し、リスク因子の把握や発生原因の分析を行う。その結果をもとに、リスク管理委員会においてリスクの評価、当該リスクへの対応策の取りまとめ、対応策の推進状況の点検について検討・審議し、リスクの顕在化防止及び危機対応等を行う。
<u>4-2</u> 情報セキュリティに関する事項	6. 2 情報セキュリティに関する事項 引き続き、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」に沿って策定した情報セキュリティポリシー	2 情報セキュリティに関する事項 「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」に沿って見直した情報セキュリティポリシーに基づ	2 情報セキュリティに関する事項 「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」に沿って見直した情報セキュリティポリシーに基づ

	一に基づき、情報セキュリティ対策を推進することに加え、サイバーセキュリティ戦略本部が実施する監査において特定される課題を解決する。	き、情報セキュリティ対策を推進することに加え、サイバーセキュリティ戦略本部が実施する監査において特定される課題を解決することとし、以下の取組を行う。 (1) 毎年度、全職員を対象とした研修を実施する。 (2) 情報セキュリティ内部監査を実施する。情報セキュリティ監査計画を策定し、2年間で全ての部署に対して監査を行う。	き、情報セキュリティ対策を推進することに加え、サイバーセキュリティ戦略本部が実施する監査において特定される課題を解決することとし、以下の取組を行う。 (1) 全職員を対象とした研修を実施する。 (2) 情報セキュリティ監査計画を策定し、その計画に沿って、情報セキュリティ内部監査を実施する。												
4-3 事業に関する情報開示	6. 3 事業に関する情報開示 (1) 私立大学等経常費補助金の交付先・客観的指標の反映状況等の事業に関する情報や、受配者指定寄付金、若手・女性研究者奨励金及び学術研究振興資金の交付先等の事業に関する情報については、ホームページ等を活用した積極的な情報開示を行う。 (2) 公表すべき資料については速やかに開示するとともに、原則として開示と同時にホームページに掲載する。	3事業に関する情報開示 (1) 私立大学等経常費補助金の交付先・客観的指標の反映状況等の事業に関する情報や、受配者指定寄付金、若手・女性研究者奨励金及び学術研究振興資金の交付先等の事業に関する情報については、ホームページ等を活用した積極的な情報開示を行うことにより、事業に関する各種情報の開示件数を毎年度100件以上とする。 (2) 公表すべき資料については速やかに開示するとともに、原則として開示と同時にホームページに掲載する。	3事業に関する情報開示 (1) 私立大学等経常費補助金、受配者指定寄付金、若手・女性研究者奨励金及び学術研究振興資金の交付先等の事業に関する情報については、ホームページ等を活用した積極的な情報開示を行うことにより、開示件数を100件以上とする。 (2) 公表すべき資料については速やかに開示するとともに、原則として開示と同時にホームページに掲載する。												
4-4 施設・設備に関する事項	6. 4 施設・設備に関する事項 事業団における老朽化した施設・設備について、必要な改修を実施する。	4 施設・設備に関する事項 事業団における老朽化した施設・設備について、必要な改修を実施する。 令和5年度～令和9年度施設・整備計画 日本私立学校振興・共済事業団（助成勘定） (単位：百万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設・整備の内容</th> <th>金額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務所改修工事</td> <td>25</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	施設・整備の内容	金額	備考	事務所改修工事	25	-	4 施設・設備に関する事項 事業団における老朽化した施設・設備について、必要な改修を実施する。 令和5年度施設・整備計画 日本私立学校振興・共済事業団（助成勘定） (単位：百万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設・整備の内容</th> <th>金額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務所改修工事</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	施設・整備の内容	金額	備考	事務所改修工事	-	-
施設・整備の内容	金額	備考													
事務所改修工事	25	-													
施設・整備の内容	金額	備考													
事務所改修工事	-	-													
4-5 人事に関する事項	6. 5 人事に関する事項 人材確保・育成方針を踏まえ、必要な人材の確保及び研修の実施により職員の専門知識の向上等を図る。また、研修に関しては既存の法人内研修だけではなく、外部組織との交流も含めた研修の機会を職員に提供すること等により、その資質・能力向上を図るとともにその能力を発揮できるような環	5 人事に関する事項 人材確保・育成方針を踏まえ、必要な人材の確保及び研修の実施により職員の専門知識の向上等を図る。また、研修に関しては既存の法人内研修だけではなく、外部組織等との交流も含めた研修の機会を職員に提供すること等により、その資質・能力向上を図るとともにその能力を発揮できるような	5 人事に関する事項 人材確保・育成方針を踏まえ、必要な人材の確保及び研修の実施により職員の業務に必要な専門知識の向上等を図る。また、研修に関しては既存の法人内研修だけではなく、職員の資質・能力向上を図るため、外部組織等との交流も含めた研修の機会の提供等について検討を行う。												

	境整備の検討を行う。	環境整備の検討を行う。							
4-6 研修等助成に関する事項	6. 6 研修等助成に関する事項 私立学校教育の振興上必要と認められる私立学校の教職員の研修等に対する助成事業を計画的に実施する。	6 研修等助成に関する事項 私立学校教育の振興上必要と認められる私立学校の教職員の研修等に対する助成事業を計画的に実施する。 令和5年度～令和9年度研修等助成に関する計画 日本私立学校振興・共済事業団（助成助定） (単位：百万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>助成金交付額</th> <th>厚生年金勘定への繰入額</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>24</td> <td>16</td> <td>40</td> </tr> </tbody> </table>	助成金交付額	厚生年金勘定への繰入額	計	24	16	40	6 研修等助成に関する事項 前年度決算において利益が生じた場合には、これを財源として助成金の交付及び厚生年金勘定への繰入を行う。
助成金交付額	厚生年金勘定への繰入額	計							
24	16	40							
4-7 中期目標期間を超える債務負担	—	7 中期目標期間を超える債務負担 なし	7 中期目標期間を超える債務負担 なし						